

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

JUNE2020 **202**

トピックス

- ・「令和2年 春の叙勲」勲章伝達式
- ・登録販売者試験の実施の動向と協会の取り組み

協会活動

- ・第1回理事会開催報告
- ・大量窃盗集計報告
- ・新型コロナウイルス感染症に関する本部及び店舗での対応
- ・5月 月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

ドラッグストア業界研究レポート報告会・
政治連盟セミナー中止のお知らせ
第21回JAPANドラッグストアショー開催のご案内
新型コロナウイルス連情報特設サイトの公開について
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、団体

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

緊急事態宣言は解除されましたが、東京都の感染者は毎日二桁が続いており、東京アラートが発令されました。そして、新型コロナウイルスのとの共存、新しい生活様式の提案、移行が叫ばれています。最近、ようやく、ドラッグストアの店頭にはマスク、アルコール消毒剤が目につくようになってきました。

感染予防の徹底、三密(密閉、密集、密接)の回避を実践するなかで、大勢集まるイベント開催や外食チェーン、飲食接待業が厳しい状況となっています。外食チェーンでは、大量閉店、深夜営業を行わない時短営業を余儀なくされています。やはり、特効薬やワクチンの開発がない限り、以前の状態に戻るのは難しいでしょうか。

そうしたなかではありますが、JACDSでは理事会が無事に終わり、17日に総会が予定されています。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.202
2020.6**●トピックス**

- ・「令和2年 春の叙勲」勲章伝達式
- ・登録販売者試験の実施の動向と協会の取り組み

●協会活動

- ・2020年度 第1回理事会 開催報告
- ・大量窃盗発生状況報告(防犯・有事委員会)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する本部及び店舗での対応
- ・5月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

ドラッグストア業界研究レポート報告会・政治連盟セミナー中止のお知らせ
第21回JAPANドラッグストアショー開催のご案内
新型コロナウイルス連情報特設サイトの公開について
薬剤師賠償責任保険
「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、他

表紙裏

裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

協会ホームページについて 事務局だより

「令和2年 春の叙勲」勲章伝達式

日本チェーンドラッグストア協会・現名誉会長の青木桂生氏が「令和2年春の叙勲」において、「旭日中綬章」を受章しました。(詳細 5月号参照)

残念ながら、新型コロナウイルス感染拡大を受けて5月15日に予定されていた伝達式&拝謁式は中止となってしまいましたが、6月3日(水)14時から経済産業省の本館3階の審議官室で、青木名誉会長お一人に対して勲章伝達式が行われました。当日は国会が開催されており、残念ながらRFIDの共同宣言を一緒に行った藤木審議官は不在であったため、消費・流通政策課の伊藤課長より賞状並びに旭日中綬章が授与されました。

緊急事態宣言は解除されたものの、東京は連日二桁の感染者が確認され、「東京アラート」が発令されているなかでしたが奥様ご同伴で、地元石川県選出の佐々木議員、旧来のお知り合いである経産省の菊川情報産業課長も同席されました。

本来であれば、JACDSとしてお祝いの会を開催するところですが、新型コロナウイルスの影響から残念ながら予定は決まっていません。



6月3日(水)

経済産業省の本館3階の審議官室にて勲章伝達式



右から伊藤課長、青木名誉会長、奥様

登録販売者試験の実施の動向と協会の取組み

登録販売者試験は毎年夏ごろから全国の都道府県で実施されますが、今年の実施は新型コロナウイルス感染の影響の下、試験会場での「三密」を避けるための必要な会場確保が難しいという理由で一部の都道府県では延期や受験者を制限する動きが見られます。

登録販売者については、地域差はあるものの全体として不足しており、その安定供給はドラッグストア業界にとって死活的に重要です。協会として、このような状況を見過ごすわけにはいきません。

そこで、協会では登録販売者委員会(委員長 浦上晃之 ゴダイ(株)代表取締役社長)が中心になって、別添のとおり都道府県あての要望書を取りまとめ、本日(6月10日)全国の薬務主管課長あてに発出しました。

また、厚生労働省と東京都には別途に訪問し、善処を要請する予定です。

令和2年6月10日

都道府県薬務主管課 御中

日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野 隆光



登録販売者試験の実施に関するお願い

謹啓

日頃、会員企業を御指導いただきありがとうございます。

さて、毎年夏ごろから全国各地で行われる登録販売者試験ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響を受け、これまでどおりの実施が危ぶまれる都道府県もあるやに仄聞しております。

申し上げるまでもなく、登録販売者は一般用医薬品の供給に必要不可欠な存在です。また、新型コロナウイルスの感染防止のため医療機関への受診が控えられる中、一般用医薬品の需要と期待は高まっており、以前にもまして登録販売者の役割は重要になっています。

しかしながら、登録販売者の数は十分ではありません。社会の要請に応えていくためには登録販売者の安定的な供給が不可欠です。

そこで、日本チェーンドラッグストア協会では、今年度の登録販売者試験に関して下記のとおり要望いたします。

試験会場の確保などにつき苦慮されておられますことは重々承知しておりますが、何卒、上記の事情も御勘案いただき、登録販売者試験がこれまでどおりに実施されますよう切にお願い申し上げます。

なお、協会では引き続き、登録販売者の資質向上に取り組みますことを申し添えます。

敬白

記

- 登録販売者試験の予定どおりの実施をお願いしたいこと。
延期がやむを得ない場合でも、複数会場での実施などの工夫により毎年1回の実施を維持していただきたいこと。
- これまでどおり受験者を制限しないようお願いしたいこと。
制限がやむを得ない場合でも、住所地に加え、在職証明による勤務地での受験を認めていただきたいこと。

以上

2020年度 第1回理事会 開催報告

2020年度第1回理事会は、当初の予定では5月15日の開催で準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の緊急非常事態宣言を受け、5月中の開催は難しいと判断し、6月に延期しました。

また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、今回よりTV会議での参加も可能としました。

6月4日(木)メルパルク東京5階「瑞雲の間」において「2020年度第1回理事会」が開催され、6月17日に開催される「第21回通常総会」に向けた議案の審議を行いました。

当日の来場者は28名、TV会議での参加者は12名でした。会場内は密にならないように、隣席との間隔を1メートル空けるレイアウトにしました。

理事会は、池野会長の挨拶に続き議案審議に入りました。第1号議案 2019年度事業報告、決算報告並びに監査報告の件、第2号議案 2020年度の組織・人事の件 第3号議案 2020年度の事業計画並びに収支予算決定の件まで発表があり、すべて満場一致で承認されました。



池野会長 挨拶



スクリーンに映るTV会議参加の理事



大量窃盗情報共有に基づく Dg. S 業界における大量窃盗発生状況報告

防犯・有事委員会

JACDS防犯・有事委員会では、5万円以上（未遂を含む）の大量窃盗の被害情報を企業の垣根を超えてメール共有し、未然防止を推進しております。大量窃盗発生日、地区、被害品、犯人の特徴を共有することで大量窃盗に備えることができます。

大量窃盗防止は自社だけでは実現できません。各社が連携して取り組むことが、自社の大量窃盗防止につながります。ぜひ、大量窃盗の未然防止を推進するために情報をご活用頂くと共に、大量窃盗情報共有に参加して、情報発信のご協力をお願いします。

1. 防犯情報共有の概要について

1) 情報共有の実施について

- (1) 2014年6月、首都圏の会員7企業 約2,000店舗で防犯情報共有を開始。
- (2) 2016年9月、警視庁も情報共有に参加し、連携した情報分析と注意喚起を実施。
- (3) 2017年10月、全国9ブロック、37企業 約8,500店舗の全国展開へ。
- (4) 2020年4月現在、42企業 約8,200店舗で情報共有を実施。

2) 実施方法について

- (1) 5万円以上の大量万引き（未遂含む）が発生した場合、万引き情報をJACDSにメール送信。メールは自動的に登録企業へ一斉転送される。
- (2) 共有内容は、「発生日」「発生時刻」「地域（市町村）」「対象カテゴリー」「商品名」「被害数量」「被害金額」「犯人、手口の特徴」「警察への通報有無」
- (3) 対象カテゴリーは、「医薬品」「化粧品」「ベビー用品」「雑貨」「食品」「医療機器」「健康食品」「その他」。※被害報告が少ない「酒類」「粉ミルク」は削除。

2. 大量窃盗発生状況の集計について

- 1) 第1回 2016年 2月14日現在
- 2) 第2回 2016年 5月31日現在
- 3) 第3回 2016年12月31日現在
- 4) 第4回 2017年12月31日現在
- 5) 第5回 2018年12月31日現在
- 6) 第6回 2019年12月31日現在

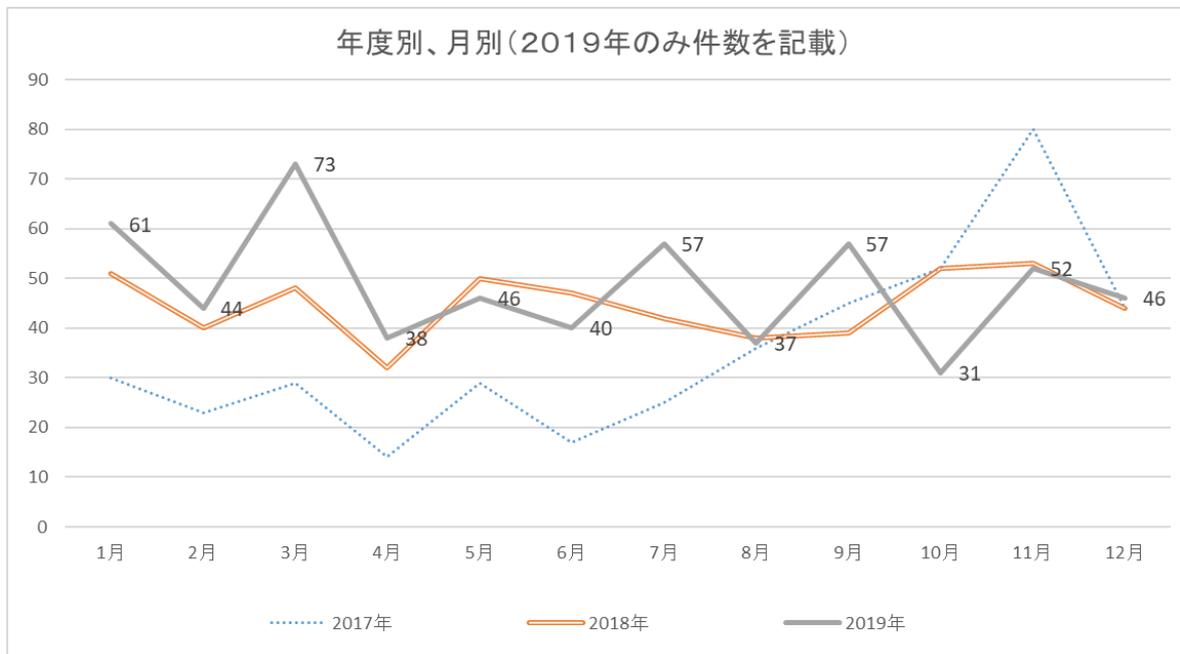
3. 発生状況について ※参加企業は随時変動します

1) 年間発生件数

- (1) 2014年：125件（6月～12月）
- (2) 2015年：360件（1月～12月）
- (3) 2016年：391件（1月～12月）
- (4) 2017年：424件（1月～12月）※10月、首都圏実施から全国展開開始
- (5) 2018年：536件（1月～12月）
- (6) 2019年：582件（1月～12月）

2) 月別発生件数（発生件数ベースでの順位付けし、上位3位に色付けしています）

	2017年		2018年		2019年		合計	
	件数/金額	件数順位	件数/金額	件数順位	件数/金額	件数順位	件数/金額	件数順位
1月	30	6位	51	3位	61	2位	173	3位
	6,750,881		4,750,722		7,611,498		23,031,945	
2月	23	10位	40	9位	44	8位	154	7位
	2,471,596		5,654,437		6,312,297		22,160,920	
3月	29	7位	48	5位	73	1位	204	2位
	3,372,943		5,507,218		9,871,599		30,971,943	
4月	14	12位	32	12位	38	10位	111	12位
	2,146,201		3,795,210		5,289,995		16,384,672	
5月	29	7位	50	4位	46	6位	152	8位
	5,296,969		5,622,241		5,355,908		22,581,053	
6月	17	11位	47	6位	40	9位	147	10位
	2,126,414		4,565,075		4,596,476		19,264,285	
7月	25	9位	42	8位	57	3位	148	9位
	2,449,956		4,345,651		6,660,572		19,640,438	
8月	36	5位	38	11位	37	11位	139	11位
	4,059,961		3,806,143		3,378,281		16,435,369	
9月	45	3位	39	10位	57	3位	169	4位
	5,799,212		4,418,274		8,831,327		24,366,749	
10月	52	2位	52	2位	31	12位	160	6位
	1,228,598		7,630,649		3,291,377		19,503,083	
11月	80	1位	53	1位	52	5位	207	1位
	7,616,598		5,832,277		5,114,537		24,580,316	
12月	44	4位	44	7位	46	6位	169	4位
	3,735,199		5,195,024		5,326,766		23,046,848	
計	424	47,054,528	536	61,122,921	582	71,640,633	1,933	190,326,988



⇒ 1月～3月、9月～11月の2期間で発生件数が増加する傾向がある。

⇒ しかし、2019年は1～3月は被害が増える傾向にあったが、発生件数のピークが分散しておりシーズンによる被害件数の傾向が表れにくかった。

3) 被害金額 ※金額が不明な内容を除く

(1) 平均金額

- ① 2014年：13,035,561円（1件平均：103,456円）
- ② 2015年：40,711,361円（1件平均：112,773円）
- ③ 2016年：41,286,178円（1件平均：106,408円）
- ④ 2017年：49,651,651円（1件平均：118,784円）
- ⑤ 2018年：59,018,970円（1件平均：112,417円）
- ⑥ 2019年：71,640,633円（1件平均：123,731円）

※情報共有の参加店舗増加に比例して被害金額が増加。

(2) 被害金額の構成比 ※上位3区分に色付け。額未記入及び5万円未満の報告を除く

	5万円台	6万円台	7万円台	8万円台	9万円台	10万円～ 15万円台	16万円～ 19万円台	20万円台	30万円 以上
2015	52	58	41	33	28	79	27	22	11
	14.8%	16.5%	11.7%	9.4%	8.0%	22.5%	7.7%	6.3%	3.1%
2016	65	57	55	36	22	92	21	18	14
	17.1%	15.0%	14.5%	9.5%	5.8%	24.2%	5.5%	4.7%	3.7%
2017	71	63	39	40	31	109	31	25	14
	16.8%	14.9%	9.2%	9.5%	7.3%	25.8%	7.3%	5.9%	3.3%
2018	96	85	61	46	37	126	23	26	25
	18.3%	16.2%	11.6%	8.8%	7.0%	24.0%	4.4%	5.0%	4.8%
2019	88	77	48	67	38	139	39	53	24
	15.4%	13.4%	8.4%	11.7%	6.6%	24.3%	6.8%	9.2%	4.2%

⇒大量窃盗被害の約25%は10万円～15万円台が占めている。

⇒次いで、5万円台と6万円台が高い結果が続いている。

⇒2018年と比較すると5～7円台が減少し、8万円台以上の被害が増加しており、1件当たりの被害金額が増加している。

4) 被害個数 ※侵入盗を除く

(1) 小分類 ※上位3区分に色付け

年	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～100	101～200	201以上
	件数/構成比	件数/構成比								
2015	10	47	61	72	43	32	26	34	27	5
	2.8%	13.2%	17.1%	20.2%	12.0%	9.0%	7.3%	9.5%	7.6%	1.4%
2016	8	44	75	65	43	46	27	36	45	2
	2.0%	11.3%	19.2%	16.6%	11.0%	11.8%	6.9%	9.2%	11.5%	0.5%
2017	11	44	77	78	46	56	43	51	27	4
	2.5%	10.1%	17.6%	17.8%	10.5%	12.8%	9.8%	11.7%	6.2%	0.9%
2018	15	95	143	83	62	34	23	40	37	4
	2.8%	17.7%	26.7%	15.5%	11.6%	6.3%	4.3%	7.5%	6.9%	0.7%
2019	21	130	144	89	53	41	24	50	28	2
	3.6%	22.3%	24.7%	15.3%	9.1%	7.0%	4.1%	8.6%	4.8%	0.3%

(2) 中分類

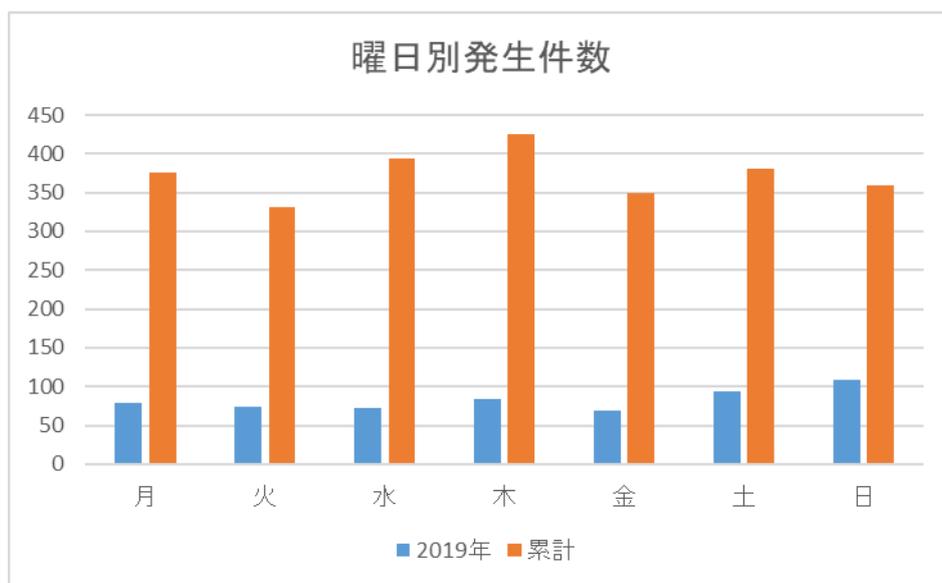
年	1～30個	31～60個	61個以上
2015	33.1%	41.2%	25.8%
2016	32.5%	39.4%	28.1%
2017	30.2%	41.2%	28.6%
2018	47.2%	33.4%	19.4%
2019	50.7%	31.4%	17.9%

⇒ 2018年から1回の被害個数は減少傾向にある。

⇒ 被害個数は減少傾向にあっても11～20個、21～30個と被害数は多く、出来心の犯行ではなく計画的に犯行していることが想定される。

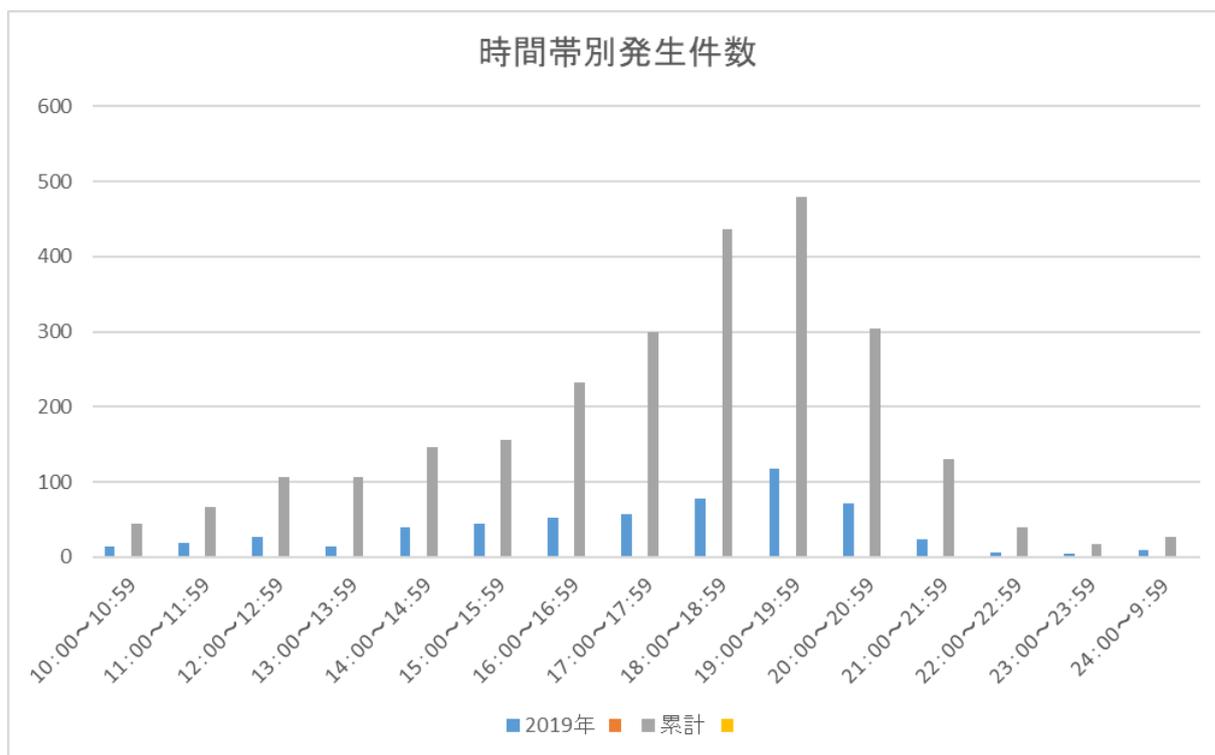
5) 曜日別、時間帯別発生状況

(1) 曜日別発生件数 (2014年~2019年の累計)



⇒累計では木曜日の発生件数が一番多い。2019年は土日の発生件数が高い。
⇒曜日による発生件数は差が少ない状況。

(2) 時間帯別発生件数 (2014年~2019年の累計)



⇒万引きの約65%が16:00~20:59までの5時間に発生。
⇒店舗従業員の退社・交代時間、繁忙時間帯が狙われやすいと考えられる。
⇒犯行発生時間の傾向として変化は特に見られない。

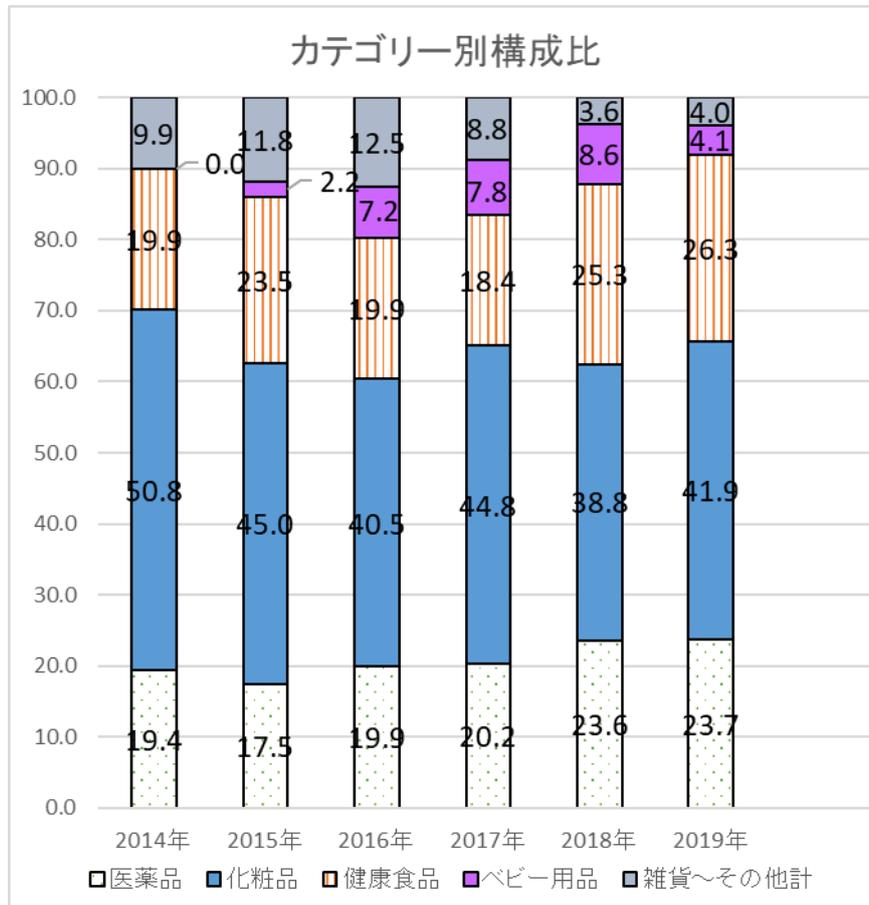
6) カテゴリー別構成比 (年度別で集計)

(1) カテゴリー別発生件数

	医薬品	化粧品	健康食品	ベビー用品	雑貨	食品	医療機器	酒類	粉ミルク	その他	合計
2014年	37	97	38	0	10	0	2	0	1	6	191
2015年	104	268	140	13	19	2	20	0	2	27	595
2016年	138	281	138	50	22	1	44	1	0	19	694
2017年	145	322	132	56	27	1	20	1	0	14	718
2018年	220	362	236	80	5	0	16	1	0	12	932
2019年	233	412	259	40	7	1	13			18	983

※2019年より発生件数の少ない「酒類」「粉ミルク」カテゴリー分類を廃止

(2) カテゴリー別構成比 ※カテゴリー別発生件数の合計を100とした場合



⇒ 「医薬品」「化粧品」「健康食品」カテゴリーに万引きが集中している。

2019年は3カテゴリー合計で、全体の92%を占めている。

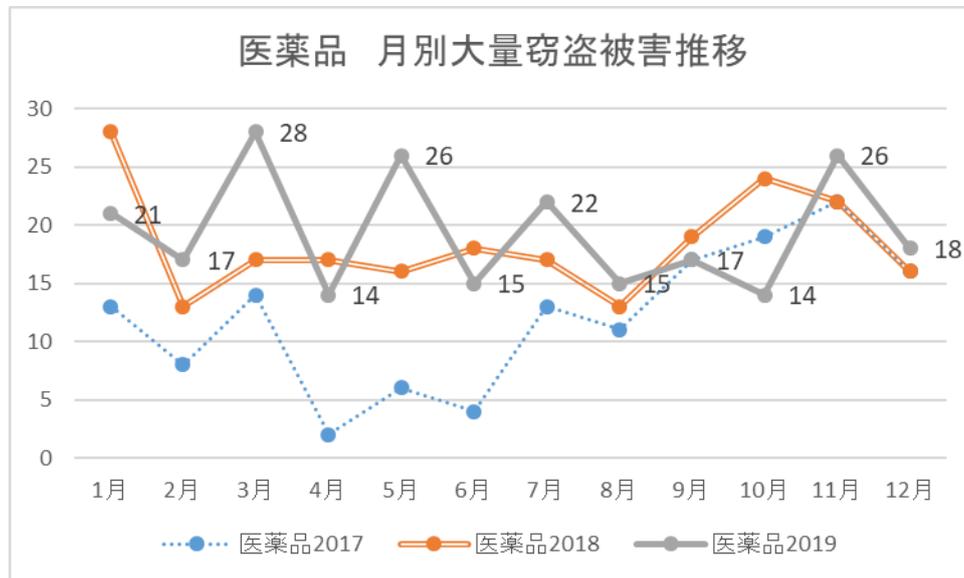
⇒ 単独カテゴリーが被害ある大量窃盗は52%、複数カテゴリーにまたがった大量窃盗は全体の48%を占める。

⇒ 2019年の582件の被害報告を100とした場合、化粧品は約71%(412件)の比率で被害が発生している。

7) 月別カテゴリ一万引き件数推移

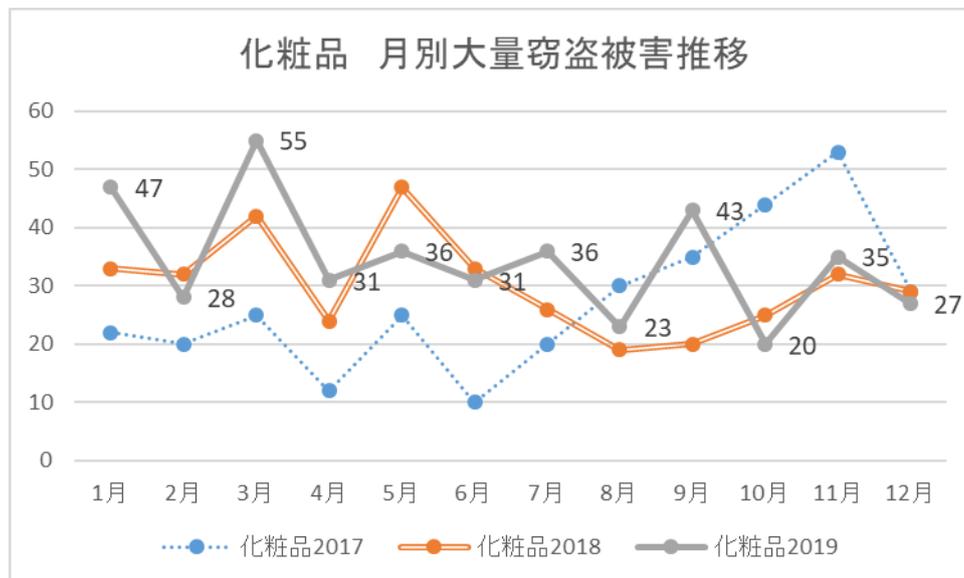
全体の92%を占めている「医薬品」、「健康食品」、「化粧品」について、月別の大量窃盗発生状況を集計。

(1) 医薬品 ※2019年合計で233件の被害報告、2019年のみ件数を記載



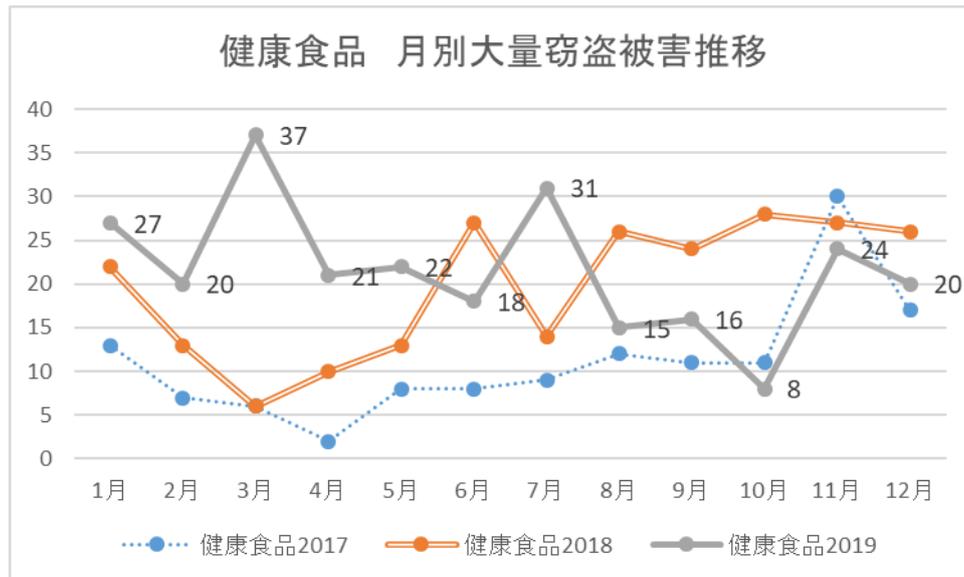
⇒月別の増減幅は大きくないが、月によって被害が増える月と増えない月の違いが表れる。
⇒被害が増加する月と減少する月が交互になり、月別発生件数の増減幅が大きくなった。
関節ケア、栄養補給/滋養強壮、漢方、皮膚治療薬の被害が目立つ

(2) 化粧品 ※2019年合計で412件の被害報告、2019年のみ件数を記載



⇒3月に多く被害が発生して4月に件数が少なくなる。秋から年末にかけても被害が増加する傾向がある。
⇒季節ごとに発売される新商品を狙い、3月と9月に被害が増える傾向がある。
特定のブランドが集中的に狙われる傾向もみられた。

(3) 健康食品 ※2019年合計で259件の被害報告、2019年のみ件数を記載



⇒2019年3月は過去2年間と比較して被害が増加している。

⇒健康食品の大量窃盗件数259件を100とした場合、シリーズサプリメントが100件(約39%)と特に被害に遭っている。次いで、滋養強壮サポート系が74件(約29%)、記憶力・ストレスサポート系が38件(約15%)の被害が多かった。

4. まとめ

1) 発生件数

- ・1月～3月、9月～11月の2期間で発生件数が増加する傾向がある。
- ・これまで1月～3月に集中して被害が発生すると9月～11月は減少傾向、9月～11月に被害が増えると1～3月は減少傾向になる。
- ・しかし、2019年は1～3月は被害が増える傾向にあったが、発生件数のピークが分散しておりシーズンによる被害件数の傾向が表れにくかった。
- ・ベビー用品の被害は減少したが、化粧品の被害が特に増加している。

2) 被害金額と数量

- ・2018年から1回の被害個数は減少傾向にある。
- ・1回の被害個数は減少傾向にあるが、1回の被害金額は若干の増加傾向にあり、平均した被害金額は約1.1万円増加した。

3) 発生状況

- ・累計では木曜日の発生件数が一番多い。2019年は土日の発生件数が高い。
- ・⇒曜日による発生件数は差が少ない状況。

4) 犯人の属性

- ・犯人の国籍は日本人、外国人(欧米)、外国人(アジア)、不明の4区分で集計していたが、不明が半数以上のため2019年は未集計。

5) カテゴリー別被害状況

- ・「医薬品」「化粧品」「健康食品」カテゴリーの万引き被害が全体の92%を占め、これまでより被害が3カテゴリーに集中した。
- ・単独カテゴリーが被害ある大量窃盗は52%、複数カテゴリーにまたがった大量窃盗は全体の48%を占める。
- ・複数カテゴリーにまたがった大量窃盗は関連性のある商品が被害に遭う傾向にある。
(例) 医薬品の関節ケアとサプリメントの関節ケアなど
- ・2019年の582件の被害報告を100とした場合、医薬品は約40%(233件)、化粧品は約70%(417件)の比率で被害が発生している。

5. 大量窃盗情報共有システム 全国対応版 への参加のお願い

次ページ以降に 情報共有システム の概要と申込み方法について資料を掲載します。まだ参加されていない企業様には是非ともご参加下さい。積極的に情報を発信することが自社の大量窃盗防止に繋がります。ご協力をよろしく申し上げます。

JACDS防犯・有事委員会

大量窃盗情報共有システム(全国対応版)の手順、流れについて

1. 防犯情報共有の手順、流れについて

1) 売価5万円以上の大量万引き(未遂含む)が店舗で発生した場合、IDとPWで管理された大量窃盗情報共有登録サイトにログインし、該当エリアの入力フォームに必要事項を入力します。

- ・サイトイメージは「3. 大量窃盗情報共有登録サイトについて」をご覧ください。
- ・パソコン、スマホからの入力が可能です。

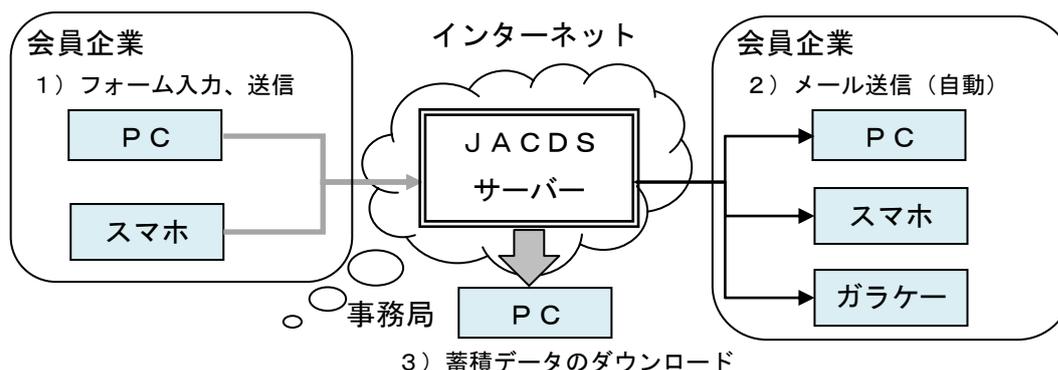
2) 入力された情報は、システムに登録したメールアドレスに自動で一斉送信されます。情報を店舗と共有化して防犯対策に活用してください。

- ・転送メールの仕組みを利用するため、送られるメールは以下のようになります。迷惑メールへ振り分けられないよう、設定をお願いします。

件名：【JACDS】〇〇エリア大量窃盗発生情報
差出人：sec@jacds.gr.jp
宛先：masstheft_areaX@jacds.gr.jp

- ・エリア毎にメール受信の設定を行います。シンプルなテキストメールのため、PC、スマホ、ガラケー等、送付先を問わず登録が可能です。
 - ・共有される項目は「4. 入力項目について」をご覧ください。
- ※入力された会社名(店舗名)は、共有用のメールには記載されません。

【イメージ図】



2. 大量窃盗情報共有システム(全国対応版)への参加について

1) 別紙「大量窃盗情報共有システム(全国対応版)参加申請書」に必要事項を記入し、JACDS事務局までメールにて申込みをお願いします。

メール送付先：sec@jacds.gr.jp

3. 大量窃盗情報共有登録サイトについて

・ URL : <http://www.jacds.gr.jp/MassTheftInf/index_MassTheftInf.html>

The screenshot shows the JACDS Mass Theft Information Registration Site. The main page lists various regions for selection. A callout box points to the '首都圏エリア' (Greater Tokyo Area) link, stating 'クリックされたエリアの入力フォームが表示されます。' (The input form for the clicked area is displayed). Another callout box points to the login information, stating 'ログイン用のIDとPWは別途案内します' (Login ID and PW are provided separately).

The input form includes the following fields:

- 会社名 (店舗名): 例) ■■ドラッグ〇〇店
- 発生日: ※西暦yyyy/mm/dd
- 発生時刻: ※およその時間で構いません。例) 19時30分頃
- 発生地域(都道府県): プルダウンリストより選択
- 発生地域(市町村): 例) 横浜市港北区新横浜
- カテゴリー: 該当するものをすべてにチェック
- 商品名: 窃盗対象の商品名をおおまかに記入ください。
- 合計数量: 盗難品の合計個数
- 合計概算金額(任意): 売価
- 犯人の特徴、手口他: 性別、身長、服装、人数、車の特徴等
- 警察への通報: 通報実施済/未通報/不明

4. 入力項目について

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1) 会社名 (店舗名) | 例) ■■ドラッグ〇〇店 |
| 2) 発生日 | 西暦 yyyy/mm/dd で入力 |
| 3) 発生時刻 | およその時間 例) 19時30分頃 |
| 4) 発生地域 (都道府県) | プルダウンリストより選択 |
| 5) 発生地域 (市町村) | 例) 横浜市港北区新横浜 |
| 6) カテゴリー | 該当するものをすべてにチェック |
| 7) 商品名 | 窃盗対象の商品名をおおまかに記入ください。 |
| 8) 合計数量 | 盗難品の合計個数 |
| 9) 合計概算金額(任意) | 売価 |
| 10) 犯人の特徴、手口他 | 性別、身長、服装、人数、車の特徴等 |
| 11) 警察への通報 | 通報実施済/未通報/不明 |

5. 大量窃盗情報入力における留意事項について

- 即時性を重要視するため、出来る限り速やかに入力をお願いします。
- ※犯人の特徴や警察への通報等の情報が不十分でも構いません。
- ※重複を防ぐため、情報補足のための入力は不要です。

以上

■参考：情報共有の事例

以下の内容がメールにて自動一斉送信、共有することが出来ます。

受付番号：28
発生日：2018/02/12
発生時刻：19:20
発生地域(都道府県)：茨城県
発生地域(市町村)：つくば市東新井
カテゴリー：化粧品,食品,健康食品
商品名：男性用カミソリ替刃・味の素・健康食品(アミノバイタル)
合計数量：21
合計概算金額(5万円以上)：85,525
犯人の特徴、手口他：単独犯・東南アジア系・黒帽子・カーキ色のジャンパー・Gパン
(隣接店舗連続犯行)
警察への通報：通報実施済

受付番号：25
発生日：2017/12/18
発生時刻：17時51分頃
発生地域(都道府県)：静岡県
発生地域(市町村)：磐田市岩井
カテゴリー：健康食品
商品名：ファンケル～大人のカロリーミット30日、カロリーミット30回分
合計数量：35
合計概算金額(5万円以上)：67,855
犯人の特徴、手口他：日本人、女性、1人、30～40歳代、髪毛ロング(後ろシュシュ結び)
服装～黒ダウンコート(フード付)、ピンク色ワイドパンツ、
茶色クロックス
白手提げバック所持
警察への通報：通報実施済

受付番号：49
発生日：2018/01/27
発生時刻：14時15分頃
発生地域(都道府県)：大阪府
発生地域(市町村)：大阪市平野区長吉長原西
カテゴリー：医薬品,健康食品
商品名：キュービープラス
エンケルファンティ
バンテリン液w
香酢カプセル徳用
グルコサミン徳用
エージーアレルカット
合計数量：31
合計概算金額(5万円以上)：68493円
犯人の特徴、手口他：女性 1名
50～60歳代、黒の帽子、マスク、灰色のセーター、黒のスリッパ
シルバー色の乗用車
警察への通報：通報実施済

別紙：

大量窃盗情報共有システム（全国対応版）参加申請書

申請者

企業名 : _____
所属・役職 : _____
氏名 : _____
TEL : _____
Mail : _____

送信希望エリア 送信を希望するエリアにメールアドレスを記入して下さい。

1) 北海道

: _____

2) 東北（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）

: _____

3) 北関東・信越（茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県）

: _____

4) 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

: _____

5) 北陸・東海（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県）

: _____

6) 近畿（三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

: _____

7) 中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

: _____

8) 四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

: _____

9) 九州（岡山県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）・沖縄

: _____

※複数のアドレスを用いて受信対象エリアを分担する対応も可能です。

日本チェーンドラッグストア協会（JACDS）

大量窃盗情報共有システム 利用規約

日本チェーンドラッグストア協会（以下、JACDS）大量窃盗情報共有システム利用規約（以下、本利用規約）は、JACDS防犯・有事委員会が実施する、大量窃盗情報共有（以下、本サービス）の利用に適用する。

本サービスは、本利用規約に同意することで利用できるものとする。

第1条（目的）

1. 本サービスはドラッグストアの経営課題であり、悪質化、巧妙化する大量窃盗の未然防止を図るために企業の垣根を超えて未遂を含む被害情報（以下、情報）を双方向で共有すること。

第2条（本規約の適用範囲）

1. 本利用規約は、本サービスの利用に関わる一切について適用される。
2. 本サービスの利用は、本規約を確認し、同意しているものとみなされる。

第3条（同意事項）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の事項に同意するものとする。
 - ア 未然防止には迅速な情報共有が求められるため、大量窃盗が発生した場合は速やかに情報を発信する。
 - イ 速やかな情報発信が出来ない場合、過去の大量窃盗情報であっても情報共有を行う。
 - ウ 本サービスは利用者の情報発信によって効果を高めるものであるため、情報閲覧のみを目的とした利用ではないこと。

第4条（利用者）

1. 本サービスの利用者はJACDSに所属する正会員であること。

第5条（情報）

1. 本サービスで共有する内容は「発生日時」「発生都道府県・市町村」「被害商品カテゴリー・商品名名と被害数」「被害金額（売価）」「犯人の特徴」「警察への通報有無」の文字情報とする。
2. 利用者間で企業名、店舗名についての共有は行わない。
3. 企業名と店舗は情報確認及び被害拡大を防ぐため、JACDSには報告を行う。

第6条（費用と利用）

1. 本サービスの利用には費用は発生しない。

2. 本サービスで得た情報は自社での大量窃盗の未然防止にのみ活用すること。
3. JACDSは都道府県警察、防犯団体等と連携した防犯対策を行うため、大量窃盗情報の集計と分析を行う。
4. JACDSは大量窃盗情報の集計及び分析を行う際、企業名・店舗名の記載を行わない。
5. JACDSは大量窃盗の未然防止のため、毎週の始めに先週分の被害件数、被害部門等の情報を利用者に配信する。

第7条（禁止事項）

1. 本サービスの利用に際して、全ての利用者に対し次の各項の行為を行うことを禁止する。
 - ア 法令または本利用規約に違反すること。
 - イ JACDS、利用者およびその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること。
 - ウ 他の利用者その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと。
 - エ 虚偽および社会倫理、法令に反する情報を入力すること。
 - オ 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと。
 - カ JACDSのサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること。
 - キ 本サービスで知り得た情報を外部に漏えいすること。
 - ク 本サービスで知り得た情報を自社の防犯目的以外に活用すること。
 - ケ 上記各項に準ずる行為。
2. 前項各号の行為がなされていることを知った当該利用者は、速やかに適切な利用を行うものとする。

第8条（利用停止）

1. 本サービスの利用に期限を設けない。
2. 利用者がJACDSを退会した場合。
3. 利用者は利用停止の理由を添えて、JACDSに停止依頼をすることで、本サービスを停止することができる。
4. 利用を停止した企業は本サービスで知り得た情報を全て破棄すること。
5. 利用者は、以下の各項に定める行為を行ってはならないものとする。以下の各項に定める行為をJACDSが確認した場合、JACDSは利用を停止させることができる。
 - ア 第6条（禁止事項）に定める事項をJACDSが確認した場合
 - イ 大量窃盗が発生しても情報発信が行わない状況が続いた場合。
 - ウ JACDSが不適切な利用と判断した場合

第9条（著作権）

1. 本サービスに掲載された情報の著作権および知的財産権は、特別な断りのない限り、

その正当な所有者に帰属する。

2. 本サービスに掲載された情報の全部または一部について、引用・転載・複製および改変などを行うことはできない。

第10条（サービスの変更・廃止）

1. JACDSは、その判断により本サービスの全部または一部を事前の通知なく、適宜変更・廃止できるものとする。

第11条（免責）

1. 発信される情報は、本利用規約を遵守した利用者の責任において掲載されるものであり、掲載内容についてJACDSは一切の責任を負わないものとする。
2. 本サービスを利用した防犯対策は利用者で行うものであり、その際に発生するトラブル及び損害についてJACDSは一切の責任を負わないものとする。
3. 利用者が本利用規約等に違反したことによって生じた損害については、JACDSは一切の責任を負わないものとする。

第12条（本利用規約の変更）

1. JACDSは利用者の了承を得ることなく、本規約の全部または一部変更することができる。
2. 前項の通知は、JACDSが告知した時点で効力を生じるものとする。

第13条（準拠法、管轄裁判所）

1. 本利用規約に関する準拠法は日本国法とする。
2. 本利用規約に関して紛争が生じた場合、本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

日本チェーンドラッグストア協会（JACDS） 大量窃盗情報共有システム 利用規約
改訂履歴について

2020年3月16日 第1版

以下余白

新型コロナウイルス感染症の感染予防等に関する 本部・店舗における対応について

協会では、新型コロナウイルス感染症の完全拡大防止に対応するため、会員各社が実際に取り組まれている対策や事例を伺い、いただいた内容のサマリーを事務連絡にて共有いたしました。5月末時点で31社(11,767店舗)から回答をいただきました。アンケートにご協力いただいた企業の皆様には改めてお礼を申し上げます。

既に緊急事態宣言は解除され、収束の方向に進んでいるように見受けられますが、リスク管理の観点からも第二波に備えるために今回の対応を改めて整理し、対応の準備をお願いいたします。

1. おもな感染予防対策について ※回答数が多かった順に記載

1) 本部での対応

- (1) 入口、トイレなどへの消毒液の設置と手洗い、消毒の励行、義務化
- (2) マスク着用の励行、義務化(会社からの支給を含む)
- (3) 外出、出張の自粛、禁止(社内取引先を問わず)
- (4) オフィス内でのソーシャルディスタンスの確保(朝礼中止、分散勤務、会議室での執務など)
- (5) テレワークの導入(一部導入含む)

2) 店舗での対応

- (1) テナント都合による営業自粛、時間短縮
- (2) レジでの会計時の感染防止対策(カウンターへの飛沫防止シールド設置、ゴーグル・フェイスシールド・ゴム手袋着用、つり銭トレーでの受け渡し等々)
- (3) ソーシャルディスタンスの確保(レジ待ち位置ラインの表示等)
- (4) 換気・入口解放(休憩室含む)
- (5) 入口、トイレなどへの消毒液の設置(お客様用・従業員向け)
- (6) マスク着用の励行、義務化(会社からの支給を含む)
- (7) トイレ、イートインコーナー等の共有スペース使用禁止

2. 対策を実施するうえで困ったこと ※主な回答を記載

- 1) マスク、消毒薬などの欠品に関してのクレーム対応が店舗、コールセンターの両方で多発し、自らの感染リスクの中で勤務する従業員のストレス、フラストレーション、疲弊
- 2) マスク、消毒液の備蓄量が少なく、追加補充ができない
- 3) 保育園、学校休校に伴う従業員の休業によるシフト管理、人手不足(従業員、アルバイトの離職含む)
- 4) やむを得ない休業、時間短縮などに対する休業保障などに関する規定の未整備

3. 今後に向けての主な検討事項 ※上記の実施対策、困ったことをもとに記載

- ・マスク、消毒薬等、必要な備蓄量の見直しと確保
- ・感染防止のために設置したシールド等のメンテナンス(汚れたものの交換、常設あるいは着脱を容易に出来るようにするための改良等々)
- ・テレワーク環境の整備促進(設備面、取引先との連携、取り決め)
- ・やむを得ない休業、時間短縮などに対する休業保障などに関する規定等、就業委規則や規定の整備
- ・その他

JACDS

5 月 月 次 活 動 報 告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
5月15日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第147回定例会合同記者会(オンライン)	1. 日本チェーンドラッグストア協会から口 1) 励ましの折り鶴、メッセージをいただきました 2) 小売業関係団体連名での新型コロナウイルス感染防止ガイドラインの作成について 3) 会員企業からの新型コロナウイルス対応事例を事務連絡 4) 次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会 1) 新型コロナ禍でWEB会議、主要メンバーによるWG等が続々と開催されています 2) 「医農科学」の推進を支援しています 3) その他 3. 日本医薬品登録販売者協会 2020年度登録販売者資質向上研修の実施について 4. 日本置き薬協会 シビックプライドを醸成させる小5向け副読本 富山市が「くすりのまちとやま」を発刊	
5月19日(水) JACDS新横浜事務所 16:00~17:00	第1回防犯・有事委員会(オンライン)	1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴うドラッグストア企業のBCPIについて 1) 今回の会員企業からいただいた事例の評価について 2) BCPの協会版ひな形の作成について 2. その他	3名

会議議事録

2020年度 第1回 防犯・有事委員会 議事録

日時: 2020年5月19日(火) 16:00~17:00

場所: JACDS新横浜事務所(リモート開催)

出席者:

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)

委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)

委員 館野 純一((株)マツモトキヨシホールディングス
総務企画部 部長)

事務局 植栗、山田

欠席者:

委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)

内容: 石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. 新型コロナウイルス感染拡大に伴うドラッグストア企業のBCPIについて

1) 今回の会員企業からいただいた会員企業での対策の事例や困っている点について説明を実施した。その後、以下の意見が出された。

- ・アンケートで回答いただいた項目と、協会から事務連絡等で企業へ案内している感染対策に関する対応のお願いの項目を突き合わせて対策に関するチェックリストを作成することとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大状況等によって企業の対応も刻々と変化するので、追加、変更している点についてあらかじめ確認を行なうこととする。
- ・レジでの感染防止用のシールド等の設備面の対応に関しては、撤去の時期や条件、あるいは即席の仮設から「新しい生活様式」に対応した本格的な設置について検討が必要である。
- ・対策の実施に関しては感染初期、拡大期、収束期などの時期に応じた対応を盛り込むことができると望ましい。

2) BCPの協会版ひな形の作成について

- ・今年の秋冬に予想される第2波への準備として会員企業に案内できるように、協力いただいた企業の資料を参考に、今年度の活動としてひな形の作成をすすめる。
- ・これまで企業が実施した事の反省を踏まえ、対応課題を整理する。
- ・委員会でまとめたひな形に関しては専門家による監修を行なうことも検討する。

2. その他

1) 新型コロナウイルスに関する注意喚起の店内放送について

・消毒薬の利用方法などを店内放送に関して協会としての共通音声を作成してはどうかという内容が、複数のメーカーより同様の提案があったとのこと。

2) 次回開催について

・次回開催は 7 月を予定、委員長より候補日程をいただき、メールで調整を行い決定する。

以上

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ ドラッグストア業界研究レポート報告会および政治連盟セミナー開催中止のお知らせ

例年6月に開催しております報告会およびセミナーですが、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、誠に勝手ながら開催を中止させていただくこととなりました。ご参加をご検討いただいていた皆様にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。ドラッグストア研究レポートの冊子の作成は継続します。詳細につきましては、後日連絡させていただきます。【資料無し】

■ 第21回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ

第21回 JAPANドラッグストアショーは2021年3月、幕張メッセにて開催の予定です。【資料無し】

■ 新型コロナウイルス(COVID-19)関連情報特設サイトの公開について

新型コロナウイルス関連情報を特設サイトで確認できるようにしました。JACDS ホームページをご覧ください。【資料無し】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2020年2月15日午後4時から2021年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2020年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。

(基本契約とは別に適用されます。)

＜年間保険料＞

3,790円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)
11	3,470
10	3,170
9	2,850
8	2,520
7	2,210
6	1,910
5	1,580
4	1,270
3	950
2	640
1	330

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
11	1,160	1,300	1,480
10	1,050	1,180	1,340
9	950	1,070	1,210
8	840	950	1,070
7	740	830	940
6	630	710	810
5	530	590	670
4	420	470	540
3	320	360	400
2	210	240	270
1	110	120	130

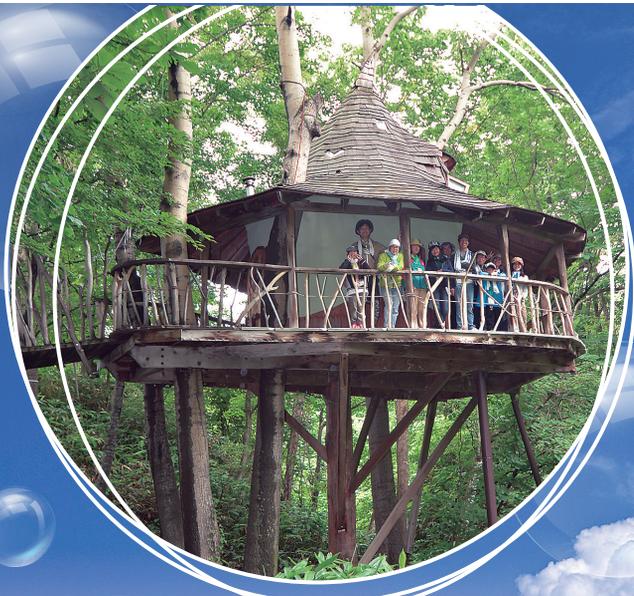
seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

 solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」の一部改正について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(5月15日) 千葉県

緊急安全性情報(イエローレター)や安全性速報(ブルーレター)の運用に関する変更の周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁43ページ分あり】

2. 緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集(Q&A)について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課(5月15日) 千葉県

上記の通知に伴い、これまでの Q&A についても記載整備を実施したとのことです。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁3ページ分あり】

3. 令和2年度農業危害防止運動の実施について

—医薬・生活衛生局長(5月15日) 横浜市、富山県、広島県

近年、ドラッグストア等において、農業に該当しない除草剤が多く販売されるようになってきていることを踏まえた周知依頼です。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁34ページ分あり】

4. 熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)について

—医薬・生活衛生局総務課(5月18日) 宮城県

熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的としての周知です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

5. 新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うアルコール消毒製品の 転売防止について

—医政局経済課(5月22日)

マスクと同様に転売禁止となったことに関する周知です。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁26ページ分あり】

6. 令和2年度の熱中症予防行動について(通知)

—健康局健康課(5月26日) 宮城県

「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防についての周知です。後頁の資料に目を通していただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁5ページ分あり】

7. 帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

—新型コロナウイルス対策推進本部(5月26日)

宮城県、埼玉県、神奈川県、横浜市、愛知県、徳島県、熊本市

後頁の資料に目を通していただき、薬局において適切な対応ができるように周知いただきますようお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

8. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴うメチルフェニデート塩酸塩製剤(コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg)の経過措置期間の延長について

—医薬・生活衛生局総務課長(5月27日) 徳島県、熊本市

新型コロナウイルス感染症の影響により医師の登録の事務手続き等に遅延が生じているため、過措置期間を延長するとのことです。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁2ページ分あり】

【経済産業省】**9. ドラッグストア販売統計月報について** —経済産業省(3月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の3月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁 15 ページ分あり】

10. ドラッグストア販売統計月報について —中小企業庁事業環境部企画課

大企業と中小企業との共存共栄を図るため、本年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を立ち上げ、多くの企業が「パートナーシップ構築宣言」を公表して頂けるよう、協力をお願いしたいとのことです。以下の URL をご覧いただき、可能な範囲での協力をお願いいたします。

「パートナーシップ構築宣言」について

URL<<https://www.biz-partnership.jp/>>

【農林水産省】**11. 食品産業従事者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について** —食料産業局長(5月 22 日)

農水省発出のガイドラインに関して改定の周知依頼がありました。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁7ページ分あり】

【団体】**12. 「夏場の冷凍食品温度管理についてのお願い」について**

—一般社団法人日本冷凍食品協会(6月)

毎年6月から9月は「冷凍食品の温度管理強化月間」となっています。後頁のリーフレットの内容をご覧いただき、安全で高品質の冷凍食品の提供に尽力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。【資料:後頁4ページ分あり】



薬生安発 0515 第 1 号
令和 2 年 5 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」の一部改正について

緊急安全性情報等の提供に関する指針については、平成 26 年 10 月 31 日付け薬食安発 1031 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知（以下「平成 26 年課長通知」という。）により示されておりましたが、これまで発出した緊急安全性情報等の状況を踏まえ、その運用の一部を別表のとおり改めることとしましたので、ご了知いただき、貴管内関係業者等に対して周知をお願いいたします。

別表

平成 26 年課長通知の一部改正

下線は変更箇所

該当箇所	改訂後	改訂前
別紙の 2. (1) ①	(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ① <u>医薬・生活衛生局医薬安全対策課</u> は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者等に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。	(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ① <u>医薬食品局安全対策課</u> は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者等に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
別紙の 2. (1) ③	(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ③ <u>製造販売業者及び医薬・生活衛生局医薬安全対策課</u> は、国民 (患者)、医薬関係者への周知のため、緊急安全性情報配布開始後、速やかに報道発表を行う。また、製造販売業者は、回収等の国民 (患者) が直接の対応を行う必要がある事案においては、新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考慮する。なお、緊急安全性情報には、広告宣伝に関連する内容や緊急性を伴わない他の製品に関連する内容 (代替となる製品に関するものを除く。) を含んではならないものとする。	(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ③ <u>製造販売業者及び医薬食品局安全対策課</u> は、国民 (患者)、医薬関係者への周知のため、緊急安全性情報配布開始後、速やかに報道発表を行う。また、製造販売業者は、回収等の国民 (患者) が直接の対応を行う必要がある事案においては、新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考慮する。なお、緊急安全性情報には、広告宣伝に関連する内容や緊急性を伴わない他の製品に関連する内容 (代替となる製品に関するものを除く。) を含んではならないものとする。
別紙の 2. (1) ⑤	(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ⑤ PMDA は、①の通知 <u>及び</u> 緊急安全性情報を、緊急安全性情報の配布開始後、速やかに PMDA のホームページに掲載し、PMDA による PMDA メディナビにて速やかに配信する。また、製造販売業者においても	(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ⑤ PMDA は、①の通知、 <u>緊急安全性情報及び添付文書の改訂内容を</u> 、緊急安全性情報の配布開始後、速やかに PMDA のホームページに掲載し、PMDA による PMDA メディナビにて速やかに配信する。

	<p>同様の情報を速やかに自社等のホームページ(特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。)に掲載する。なお、法第 52 条の 2 第 1 項、法第 63 条の 3 第 1 項又は法第 65 条の 4 第 1 項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、製造販売業者は<u>改訂後の添付文書</u>(以下「<u>改訂添付文書</u>」という。)を自社等のホームページに掲載する場合はその前に PMDA に届け出る(「添付文書等記載事項の届出等に当たっての留意事項について」平成 26 年 9 月 1 日付け薬食安発 0901 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知を参照のこと。以下、添付文書等記載事項の届出については同通知を参照すること。)</p>	<p>また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ(特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。)に掲載する。なお、法第 52 条の 2 第 1 項、法第 63 条の 3 第 1 項又は法第 65 条の 4 第 1 項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、製造販売業者は添付文書の<u>改訂内容</u>を自社等のホームページに掲載する前に PMDA に届け出る(「添付文書等記載事項の届出等に当たっての留意事項について」平成 26 年 9 月 1 日付け薬食安発 0901 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知を参照のこと。以下、添付文書等記載事項の届出については同通知を参照すること。)</p>
<p>別紙の 2 . (1) ⑦</p>	<p>(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ⑦ 製造販売業者は、PMDA 安全部門 (医薬品及び再生医療等製品は医薬品安全対策第一部又は医薬品安全対策第二部、医療機器は医療機器品質管理・安全対策部をいう。以下同じ。) と緊急安全性情報の配布計画について事前に協議し、別紙様式 1 又は別紙様式 2 の配布 (等) 計画書を <u>PMDA 安全部門</u> に提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式 3 又は別紙様式 4 により、PMDA 安全部門に提出する。</p>	<p>(1) 緊急安全性情報 (イエローレター) ⑦ 製造販売業者は、PMDA 安全部門 (医薬品は安全第二部、医療機器及び再生医療等製品は安全第一部をいう。以下同じ。) と緊急安全性情報の配布計画について事前に協議し、別紙様式 1 又は別紙様式 2 の配布 (等) 計画書を提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式 3 又は別紙様式 4 により、PMDA 安全部門に提出する。</p>

<p>別紙の 2 . (2) ①</p>	<p>(2) 安全性速報 (ブルーレター)</p> <p>① <u>医薬・生活衛生局医薬安全対策課</u>は、安全性速報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。</p>	<p>(2) 安全性速報 (ブルーレター)</p> <p>① <u>医薬食品局安全対策課</u>は、安全性速報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。</p>
<p>別紙の 2 . (2) ③</p>	<p>(2) 安全性速報 (ブルーレター)</p> <p>③ PMDAは、①の通知及び<u>安全性速報</u>を、安全性速報の配布開始後、速やかにPMDAのホームページに掲載し、PMDAメディナビにて速やかに配信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ(特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。)に掲載する。なお、法第 52 条の 2 第 1 項、法第 63 条の 3 第 1 項又は法第 65 条の 4 第 1 項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、製造販売業者は改訂添付文書を自社等のホームページに掲載する場合は<u>その前に</u> PMDA に届け出る。</p>	<p>(2) 安全性速報 (ブルーレター)</p> <p>③ PMDAは、①の通知、<u>安全性速報及び添付文書の改訂内容</u>を、安全性速報の配布開始後、速やかにPMDAのホームページに掲載し、PMDAメディナビにて速やかに配信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ(特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。)に掲載する。なお、法第 52 条の 2 第 1 項、法第 63 条の 3 第 1 項又は法第 65 条の 4 第 1 項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、製造販売業者は添付文書の改訂内容を自社等のホームページに掲載する前にPMDAに届け出る。</p>
<p>別紙の 2 . (2) ⑤</p>	<p>(2) 安全性速報 (ブルーレター)</p> <p>⑤ 製造販売業者は、PMDA安全部門と安全性速報の配布計画について事前に協議し、別紙様式 5 又は別紙様式 6 の配布 (等) 計画書をPMDA安全部門に提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布について</p>	<p>(2) 安全性速報 (ブルーレター)</p> <p>⑤ 製造販売業者は、PMDA安全部門と安全性速報の配布計画について事前に協議し、別紙様式 5 又は別紙様式 6 の配布 (等) 計画書を提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画</p>

	は、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式7又は別紙様式8により、PMDA安全部門に提出する。	に従い実施し、その結果を別紙様式7又は別紙様式8により、PMDA安全部門に提出する。
別紙の3. (1)	(1) <u>医薬・生活衛生局医薬安全対策課</u> は、PMDAでの検討結果に基づき、使用上の注意等の改訂の指示又は指導の内容を文書に記し、関係製造販売業者等に対して通知する。厚生労働省から通知する文書は <u>医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知</u> とする。	(1) <u>医薬食品局安全対策課</u> は、PMDAでの検討結果に基づき、使用上の注意等の改訂の指示又は指導の内容を文書に記し、関係製造販売業者等に対して通知する。厚生労働省から通知する文書は <u>医薬食品局安全対策課長通知</u> とする。
別紙の5.	5. 施行期日 本通知は、 <u>令和2年5月15日</u> から適用する。	5. 施行期日 本通知は、 <u>平成26年11月25日</u> から適用する。

別紙1

該当箇所	改訂後	改訂前
別紙1のp.1	本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に新たに「 <u>1. 警告</u> 」を設け「 <u>2. 禁忌</u> 」に追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。	本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に <u>加えて</u> 新たに「警告」を設け「禁忌」に追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。
別紙1のp.1	「 <u>1. 警告</u> 」を新設し、「 <u>2. 禁忌</u> 」及び「 <u>11.1 重大な副作用</u> 」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。	「警告」を新設し、「禁忌」及び「 <u>使用上の注意</u> 」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

別紙2

該当箇所	改訂後	改訂前
別紙2 「患者向医薬品ガイド」 の掲載先	独立行政法人 <u>医薬品医療機器総合機構ホームページ</u> URL : https://www.pmda.go.jp/index.html <u>患者向医薬品ガイド</u> (https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/guide-for-patients/0001.html)	独立行政法人 <u>医薬品医療機器総合機構</u> <u>医薬品医療機器情報提供ホームページ</u> URL : http://www.info.pmda.go.jp/
別紙2のお 問い合わせ 先	電話： 平日 00-0000-0000 土日祝 00-0000-0000	(電話 00-0000-0000)

別紙3

該当箇所	改訂後	改訂前
別紙3のp.1	本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に新たに「 <u>1. 警告</u> 」を設け、「 <u>2. 禁忌</u> 」に追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。	本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に「警告」を追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。
別紙3のp.1	「 <u>1. 警告</u> 」を新設し、「 <u>2. 禁忌</u> 」及び「 <u>11.1 重大な副作用</u> 」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。	「警告」を新設し、「禁忌」及び「 <u>使用上の注意</u> 」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

別紙様式 1、3、5 及び 7

該当箇所	改訂後	改訂前
配布（等）計画書又は配布（等）報告書の提出先	<u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第一部長</u> 又は <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長</u> 殿	<u>厚生労働省医薬食品局安全対策課長</u> 殿

別紙様式 2、4、6 及び 8

該当箇所	改訂後	改訂前
配布（等）計画書又は配布（等）報告書の提出先	<u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長</u> 又は <u>独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部長</u> 殿	<u>厚生労働省医薬食品局安全対策課長</u> 殿

(別紙)

薬食安発 1031 第 1 号

平成 26 年 10 月 31 日

(令和 2 年 5 月 15 日付け薬生安発 0515 第 1 号通知
により一部改正)

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

(公 印 省 略)

「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」の一部改正について

緊急安全性情報等の提供に関する指針については、平成 26 年 10 月 31 日付け薬食安発 1031 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知（以下「平成 26 年課長通知」という。）により示されておりましたが、これまで発出した緊急安全性情報等の状況を踏まえ、その運用の一部を別表のとおり改めることとしましたので、ご了知いただき、貴管内関係業者等に対して周知をお願いいたします。

緊急安全性情報等の提供に関する指針

1. 緊急安全性情報等の作成基準

(1) 緊急安全性情報（イエローレター）

- ① 医薬品等について、(ア)に掲げるいずれかの状況からみて、国民（患者）、医薬関係者に対して緊急かつ重大な注意喚起や使用制限に係る対策が必要な状況にある場合に、(イ)に掲げる措置を実施するに当たって、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主的な決定その他により作成する。

(ア) 項

- ・ 法第 68 条の 10 に基づく副作用・不具合等の報告における死亡、障害若しくはこれらにつながるおそれのある症例又は治療の困難な症例の発生状況
- ・ 未知重篤な副作用・不具合等の発現など安全性上の問題が有効性に比して顕著である等の新たな知見
- ・ 外国における緊急かつ重大な安全性に関する行政措置の実施
- ・ 緊急安全性情報又は安全性速報等による対策によってもなお効果が十分でないとは評価された安全性上の問題

(イ) 項

- ・ 警告欄の新設又は警告事項の追加
- ・ 禁忌事項若しくは禁忌・禁止事項の新設又は追加
- ・ 新たな安全対策の実施（検査の実施等）を伴う使用上の注意の改訂
- ・ 安全性上の理由による効能効果、使用目的、性能、用法用量、使用方法等の変更
- ・ 安全性上の理由により、回収を伴った行政措置（販売中止、販売停止、承認取消し）
- ・ その他、当該副作用・不具合等の発現防止、早期発見等のための具体的な対策

- ② 緊急安全性情報は、別紙 1（医薬関係者向け）の様式とし、製造販売業者の自主的な決定であっても、製造販売業者が厚生労働省及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）と協議し作成する。また、医薬関係者向けのみならず、原則として国民（患者）向け情報も別紙 2（国民（患者）向け）の様式を参考とし、あわせて作成する。

(2) 安全性速報（ブルーレター）

- ① 保健衛生上の危害発生・拡大の防止のため、緊急安全性情報に準じ、医薬関係者に対して一般的な使用上の注意の改訂情報よりも迅速な注意喚起や適正使用のための対応（注意の周知及び徹底、臨床検査の実施等の対応）の注意喚起が必要

な状況にある場合に、(1)の①の(イ)に掲げる措置を実施するに当たって、厚生労働省からの命令、指示、製造販売業者の自主的な決定その他により作成する。

- ② 安全性速報は別紙3(医薬関係者向け)の様式とし、製造販売業者の自主的な決定であっても、製造販売業者が厚生労働省及びPMDAと協議し作成する。また、使用形態を踏まえて必要に応じ、別紙2の様式を参考とし、国民(患者)向け情報もあわせて作成する。

2. 緊急安全性情報等の提供方法

(1) 緊急安全性情報(イエローレター)

- ① 医薬・生活衛生局医薬安全対策課は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者等に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
- ② 製造販売業者は、厚生労働省及びPMDAと協議し、緊急安全性情報を作成する。
- ③ 製造販売業者及び医薬・生活衛生局医薬安全対策課は、国民(患者)、医薬関係者への周知のため、緊急安全性情報配布開始後、速やかに報道発表を行う。また、製造販売業者は、回収等の国民(患者)が直接の対応を行う必要がある事案においては、新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考慮する。なお、緊急安全性情報には、広告宣伝に関連する内容や緊急性を伴わない他の製品に関連する内容(代替となる製品に関するものを除く。)を含んではならないものとする。
- ④ 製造販売業者は、医薬関係者向けのみならず、国民(患者)向けの緊急安全性情報を報道発表にも活用する。
- ⑤ PMDAは、①の通知及び緊急安全性情報を、緊急安全性情報の配布開始後、速やかにPMDAのホームページに掲載し、PMDAによるPMDAメディアナビにて速やかに配信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ(特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。)に掲載する。なお、法第52条の2第1項、法第63条の3第1項又は法第65条の4第1項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、製造販売業者は改訂後の添付文書(以下「改訂添付文書」という。)を自社等のホームページに掲載する場合はその前にPMDAに届け出る(「添付文書等記載事項の届出等に当たっての留意事項について」平成26年9月1日付け薬食安発0901第1号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知を参照のこと。以下、添付文書等記載事項の届出については同通知を参照すること。)
- ⑥ 製造販売業者は、直接配布を原則とするが、⑦の配布計画に従い、医療機関、薬局等に対し、緊急安全性情報及び改訂添付文書(添付文書情報)等について、迅速性及び網羅性を考慮し、直接配布、ダイレクトメール、ファックス、電子メール等を活用し、効果的に組み合わせる等により情報提供を実施する。また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署(医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等の所

属する部署)、薬局等に、①の通知日又は製造販売業者が自主的に配布を行うと決定した日から1か月以内に情報が到着していることを確認する。

- ⑦ 製造販売業者は、PMDA安全部門（医薬品及び再生医療等製品は医薬品安全対策第一部又は医薬品安全対策第二部、医療機器は医療機器品質管理・安全対策部をいう。以下同じ。）と緊急安全性情報の配布計画について事前に協議し、別紙様式1又は別紙様式2の配布（等）計画書をPMDA安全部門に提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式3又は別紙様式4により、PMDA安全部門に提出する。
- ⑧ 製造販売業者は、医学、薬学等の関係団体に対して情報伝達を行い、会員等への情報提供の協力及び関係団体のホームページ等への掲載等の効果的な広報手段での周知を依頼する。また、当該製品を使用する患者団体を把握している場合には、当該団体に対しても情報伝達を行うことも考慮する。
- ⑨ 製造販売業者は、厚生労働省からの命令、指示、社内各部門での連絡等に関する文書、訪問記録及び配布記録を、当該製品の安全性情報に関する記録を利用しなくなった日から5年間保存する。（ただし、生物由来製品：10年、特定生物由来製品：30年、特定保守管理医療機器及び設置管理医療機器：15年、再生医療等製品10年、指定再生医療製品30年）

(2) 安全性速報（ブルーレター）

- ① 医薬・生活衛生局医薬安全対策課は、安全性速報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を記した書面により通知する。
- ② 製造販売業者は、厚生労働省及びPMDAと協議し安全性速報を作成する。
- ③ PMDAは、①の通知及び安全性速報を、安全性速報の配布開始後、速やかにPMDAのホームページに掲載し、PMDAメディアナビにて速やかに配信する。また、製造販売業者においても同様の情報を速やかに自社等のホームページ（特定の利用者のみ対象としたものではない場所をいう。）に掲載する。なお、法第52条の2第1項、法第63条の3第1項又は法第65条の4第1項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、製造販売業者は改訂添付文書を自社等のホームページに掲載する場合はその前にPMDAに届出する。
- ④ 製造販売業者は、⑤の配布計画に従い、医療機関、薬局等に対し、安全性速報及び改訂添付文書（添付文書情報）等について、迅速性と網羅性を考慮し、直接配布、ダイレクトメール、ファックス、電子メール等を活用し、効果的に組み合わせる等により情報提供を実施する。また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署（医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等の所属する部署）、薬局等に、①の通知日又は製造販売業者が自主的に配布を行うと決定した日から1か月以内に情報が到着していることを確認する。
- ⑤ 製造販売業者は、PMDA安全部門と安全性速報の配布計画について事前に協

議し、別紙様式 5 又は別紙様式 6 の配布（等）計画書を PMDA 安全部門に提出する。医療機関、薬局等への訪問等による配布については、配布計画に従い実施し、その結果を別紙様式 7 又は別紙様式 8 により、PMDA 安全部門に提出する。

- ⑥ 製造販売業者は、必要に応じて、医学、薬学等の関係団体に対して情報伝達を行い、会員等への情報提供の協力及び関係団体のホームページ等への掲載等の効果的な広報手段での周知を依頼する。また、必要に応じ、当該製品を使用する患者団体を把握している場合には、当該団体に対しても情報伝達を行うことも考慮する。
- ⑦ 製造販売業者は、厚生労働省からの命令、指示、社内各部門での連絡等に関する文書、訪問記録及び配布記録を、当該製品の安全性情報に関する記録を利用しなくなった日から 5 年間保存する。（ただし、生物由来製品：10 年、特定生物由来製品：30 年、特定保守管理医療機器及び設置管理医療機器：15 年、再生医療等製品 10 年、指定再生医療製品 30 年）

3. 医薬品等添付文書使用上の注意等の改訂に伴う情報対応

- (1) 医薬・生活衛生局医薬安全対策課は、PMDA での検討結果に基づき、使用上の注意等の改訂の指示又は指導の内容を文書に記し、関係製造販売業者等に対して通知する。厚生労働省から通知する文書は医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知とする。
- (2) PMDA は、(1) の通知を PMDA のホームページに掲載し、その情報について PMDA メディナビを用いて配信する。
- (3) 製造販売業者は、改訂添付文書情報等を作成し、速やかに自社等のホームページに掲載するとともに、PMDA のホームページに掲載する。なお、法第 52 条の 2 第 1 項、法第 63 条の 3 第 1 項又は法第 65 条の 4 第 1 項の規定により添付文書等記載事項の届出の対象となる医薬品等については、掲載前に PMDA に届け出ること。
- (4) 製造販売業者は (1) の通知により指示された改訂内容について、「改訂内容を明らかにした文書」を作成し、医療機関、薬局等に速やかに伝達することとする。なお、当該文書の内容については、改訂後の添付文書情報が掲載された PMDA のホームページその他の情報提供のサイトの照会先を掲載することにより、添付文書の改訂内容の伝達を省略することができる。
- (5) (4) の取扱いについては、PMDA による PMDA メディナビの登録者数が 15 万件を超えた場合は、PMDA メディナビをもって情報提供に代えることができることとする。

4. PMDA が実施する情報提供

- (1) PMDA は、リスク・コミュニケーション向上の観点から、「PMDA からの医薬品適正使用のお願い」、「PMDA 医療安全情報」、「重篤副作用疾患別対応マニ

ュアル」、「患者向医薬品ガイド」等、緊急安全性情報等による情報提供や使用上の注意を補完し、適正使用の向上に資する医薬関係者向け又は国民（患者）向け資料を提供する。なお、「PMDAからの医薬品適正使用のお願い」は、警告等の重大な使用上の注意等の改訂を行った以降も、副作用等の報告や不適正な使用による副作用が減少しない場合などに作成を検討する。必要に応じ製造販売業者も印刷媒体の配布等を検討する。

- (2) 製造販売業者は、緊急安全性情報、安全性速報、添付文書の改訂に合わせて、PMDAが提供している国民（患者）向け情報提供資料等の内容も変更する必要がある場合は、PMDA安全部門と協議する。
- (3) PMDAは、添付文書の改訂内容を明らかにした文書として、電子版の医薬品・医療機器等安全性情報及び医薬品安全対策情報（DSU）をPMDAのホームページに定期的に掲載することとする。

5. 施行期日

本通知は、令和2年5月15日から適用する。

令和〇〇年〇〇月
〇〇-〇号

緊急安全性情報

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇錠 xmg (〇〇〇〇) による重篤な〇〇〇について

本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に新たに「1.警告」を設け「2.禁忌」に追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。

- 1.
- 2.
- 3.

「1.警告」を新設し、「2.禁忌」及び「11.1 重大な副作用」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

お問い合わせ先：〇△□☆株式会社

□□□□□本部 〇〇管理部

(電話 00-0000-0000)

重
要

緊急安全性情報

記載要領

1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とし、色は黄色系とすること。
2. 表裏2ページを基本とし、最大でも見開き4ページ以内とすること。
3. 表紙右上隅に、配布年月及び指定された緊急安全性情報番号を記載すること。
4. 表紙右上隅及び最終ページの左上隅に三角赤地に用紙と同色の色をもって、概ね31ポイントのゴシック体で、「重要」の文字を記載すること。
5. タイトルは「緊急安全性情報」とし、赤枠・黒字をもって、概ね50ポイントゴシック体で記載すること。なお、最終ページの右上隅にも同じく「緊急安全性情報」の文字を、赤枠・黒字をもって、概ね31ポイントのゴシック体で記載すること。
6. 標題は、問題となっている安全性に関する事項の内容が明確になるよう、的確かつ簡潔な表現により、赤字をもって概ね20ポイントのゴシック体で記載すること。

例：〇〇〇の×××について

7. 標題の下に、問題となっている安全性に関する事項の概要として、現在までの発現状況等を3～4行にまとめ、挨拶文等は省略し、簡潔に記載すること。
8. 伝達すべき情報は、簡潔な箇条書きとし、概要の下に黒枠で囲って赤字をもって、概ね20ポイントのゴシック体で記載すること。また、その内容を補足する簡潔な説明文を付すこと。
9. 使用上の注意の改訂を伴う場合には、黒枠の下に、「使用上の注意を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。」等として、改訂後の使用上の注意を、改訂部分が明確になるように記載すること。
10. 表紙最下部に連絡先として、製造販売業者名及び連絡先等を記載すること。
なお、関係の製造販売業者等が複数である場合には、最終ページに一覧表を掲載することとし、表紙最下部にその旨を記載すること。
11. 表紙及び最終ページは全体を赤枠で囲むこと。
12. 関係する製造販売業者等が複数ある場合には、共同で同一のものを作成すること。

〇〇〇〇錠 xmg を服用される患者様とご家族の皆様へ

〇〇〇〇錠 xmg の投与により、〇〇〇〇の副作用が報告されております。□□□□□□、◇◇◇◇◇◇、▽▽▽▽▽▽、☆☆☆☆☆☆などの症状があるときは直ちに医師又は薬剤師にご相談ください。

〇〇〇〇錠 xmg との関連は不明です (or 関連は否定できません) が、〇〇〇〇錠 xmg を服用後に□□□□□□、◇◇◇◇◇◇、▽▽▽▽▽▽、☆☆☆☆☆☆などの症状があらわれ、〇〇〇に至った副作用が報告されています。

ぜひ〇〇〇〇錠 xmg を服用する前に本書をお読みいただき次のことにご配慮ください。

この薬を服用されている方は、次のことにご注意ください。

-
-
-

この薬をはじめて服用される方は、次のことをご確認ください。

-
-
-

本情報は、〇〇〇〇錠 xmg を服用されている患者の皆様やご家族の皆様などに、〇〇〇〇錠 xmg に対する正しい理解と、重大な副作用の早期発見などに役立てていただくために作成したものです。〇〇〇〇錠 xmg を服用するときに特に知っていただきたいことを、医薬関係者向けに作成されている緊急安全性情報や添付文書を基に、わかりやすく記載しています。また、〇〇〇〇錠 xmg に関する患者の皆様やご家族の皆様向けとして「患者向医薬品ガイド」が下記に掲載されております。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構ホームページ

URL : <https://www.pmda.go.jp/index.html>

患者向医薬品ガイド (<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/drugs/items-information/guide-for-patients/0001.html>)

〇〇〇〇錠 xmg を服用後に異常を認めた場合や、重篤な副作用が発現したと考えられる場合には、ただちに医師または薬剤師に相談してください。

お問い合わせ先：〇△□☆株式会社

□□□□□本部 ○〇管理部

電話： 平日 00-0000-0000

土日祝 00-0000-0000

注) 本紙は標準的な記載の例示であるので、作成に当たっては記載要領を参照の上、必要な情報を記載すること。

記載要領

1. 用紙の大きさは原則として日本工業規格A4とする。ただし、利便性等を考慮し、他の大きさとするは差し支えない。
2. 標題をつけ、その下に問題となっている安全性に関する事項及び医薬関係者に相談すべき内容を、黒枠で囲って簡潔に記載すること。
3. 伝達すべき情報は、黒枠の下に3～4行にまとめ、挨拶文等は省略し、簡潔に記載すること。
4. 患者向医薬品ガイドが作成されている場合には、掲載されているホームページ等を紹介すること。
5. 当該医薬品等の使用による異常を認めた場合や、重篤な副作用が発現した場合には、ただちに医薬関係者に相談する旨を記載すること。
6. 連絡先として、製造販売業者名及び連絡先等を記載すること。
7. 関係する製造販売業者等が複数ある場合には、共同で同一のものを作成すること。

令和〇〇年〇〇月
〇〇-〇号

安全性速報

〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇錠 xmg (〇〇〇〇) による重篤な〇〇〇について

本剤の投与により、重篤な〇〇〇が発症し、本剤との関連性が否定できない死亡例が〇〇例報告されております。(推定使用患者数〇〇万人)。このため、使用上の注意に新たに「1.警告」を設け、「2.禁忌」に追加記載し、注意喚起することと致しました。本剤の使用にあたっては、下記の事項に十分にご留意願います。また、〇〇〇が発現した場合には、弊社の医薬情報担当者にご連絡お願い致します。

1.

2.

3.

「1.警告」を新設し、「2.禁忌」及び「11.1 重大な副作用」を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。

お問い合わせ先：〇△□☆株式会社

□□□□□本部 〇〇管理部

(電話 00-0000-0000)

記載要領

1. 用紙の大きさは日本工業規格A4とし、色は青色系とすること。
2. 表裏2ページを基本とし、最大でも見開き4ページ以内とすること。
3. 表紙右上隅に、配布年月及び指定された安全性速報番号を記載すること。
4. 表紙右上隅に三角赤地に用紙と同色の色をもって、概ね31ポイントのゴシック体で、「重要」の文字を記載すること。
5. タイトルは「安全性速報」とし、黒枠・黒字をもって、概ね50ポイントゴシック体で記載すること。
6. 標題は、問題となっている安全性に関する事項の内容が明確になるよう、的確かつ簡潔な表現により、概ね20ポイントのゴシック体で記載すること。
例：〇〇〇の×××について
7. 標題の下に、問題となっている安全性に関する事項の概要として、現在までの発現状況等を3～4行にまとめ、挨拶文等は省略し、簡潔に記載すること。
8. 伝達すべき情報は、簡潔な箇条書きとし、概要の下に黒枠で囲って原則として黒字をもって、概ね20ポイントのゴシック体で記載すること。また、その内容を補足する簡潔な説明文を付すこと。
9. 使用上の注意の改訂を伴う場合には、黒枠の下に、「使用上の注意を改訂しましたので、あわせてご連絡いたします。」等として、改訂後の使用上の注意を、改訂部分が明確になるように記載すること。
10. 表紙最下部に連絡先として、製造販売業者名及び連絡先等を記載すること。
なお、関係の製造販売業者等が複数である場合には、最終ページに一覧表を掲載することとし、表紙最下部にその旨を記載すること。
11. 表紙は全体を赤枠で囲むこと。
12. 関係する製造販売業者等が複数ある場合には、共同で同一のものを作成すること。

緊急安全性情報配布(等)計画書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第一部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先

(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医薬品にかかる緊急安全性情報の配布(等)の計画を次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医薬品

- 1) 販売名
- 2) 成分名
- 3) 薬効分類
- 4) 製造販売承認年月日
- 5) 薬価基準収載年月日
- 6) 販売数量(年単位)
- 7) 推定使用患者数(年単位)

2. 緊急安全性情報の配布計画

- 1) 医療機関・薬局等に対する配布計画
 - (1) 配布方法
 - (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
 - (3) 印刷部数
 - (4) 配布開始予定日
 - (5) 配布完了予定日
 - (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法
- 2) 国民(患者)への提供計画
 - (1) 提供方法
 - (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
 - (3) 印刷部数

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)

- 1) 推定市場在庫量(原末換算 kg 及び最終製品数)
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

(備考) 計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報又はその(案)
- 2) 緊急安全性情報(国民(患者)向け)又はその(案)

緊急安全性情報配布(等)計画書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先
(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医療機器/再生医療等
製品にかかる緊急安全性情報の配布(等)の計画を次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医療機器/再生医療等製品

- 1) 販売名
- 2) 一般的名称
- 3) 製造販売承認年月日
- 4) 販売数量(年単位)
- 5) 推定使用患者数(年単位)

2. 緊急安全性情報の配布計画

1) 医療機関・薬局等に対する配布計画

- (1) 配布方法
- (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数
- (4) 配布開始予定日
- (5) 配布完了予定日
- (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法

2) 国民(患者)への提供計画

- (1) 提供方法
- (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)

- 1) 推定市場在庫量(最終製品数)
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

(備考) 計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報又はその(案)

2) 緊急安全性情報（国民（患者）向け）又はその（案）

緊急安全性情報配布(等)報告書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第一部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先
(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医薬品にかかる緊急安全性情報を配布(等)いたしましたので次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医薬品
 - 1) 販売名
 - 2) 成分名

2. 緊急安全性情報の配布状況
 - 1) 医療機関・薬局等に対する配布状況
 - (1) 配布方法
 - (2) 配布医療機関・薬局等の数
 - (3) 配布部数
 - (4) 配布開始日
 - (5) 配布終了日
 - 2) 国民(患者)への提供状況
 - (1) 提供方法
 - (2) 提供医療機関・薬局等の数
 - (3) 提供部数
 - 3) 電子媒体等による情報提供状況
 - (1) 自社等のホームページ(URL)への掲載日
 - (2) PMDA メディナビによる配信日
 - (3) その他

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)
 - 1) 回収等を行った数量(原末換算 kg 及び最終製品数)
 - 2) 回収等の方法
 - 3) 回収等の開始日
 - 4) 回収等の終了日
 - 5) 回収等を行った製品の処理状況

(備考) 報告書には次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報

2) 緊急安全性情報（国民（患者）向け）

緊急安全性情報配布(等)報告書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先

(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医療機器/再生医療等
製品にかかる緊急安全性情報を配布(等)いたしましたので次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医療機器/再生医療等製品
 - 1) 販売名
 - 2) 一般的名称

2. 緊急安全性情報の配布状況
 - 1) 医療機関・薬局等に対する配布状況
 - (1) 配布方法
 - (2) 配布医療機関・薬局等の数
 - (3) 配布部数
 - (4) 配布開始日
 - (5) 配布終了日
 - 2) 国民(患者)への提供状況
 - (1) 提供方法
 - (2) 提供医療機関・薬局等の数
 - (3) 提供部数
 - 3) 電子媒体等による情報提供状況
 - (1) 自社等のホームページ(URL)への掲載日
 - (2) PMDA メディナビによる配信日
 - (3) その他

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)
 - 1) 回収等を行った数量(最終製品数)
 - 2) 回収等の方法
 - 3) 回収等の開始日
 - 4) 回収等の終了日
 - 5) 回収等を行った製品の処理状況

(備考) 報告書には次のものを添付すること。

- 1) 緊急安全性情報

2) 緊急安全性情報（国民（患者）向け）

安全性速報配布(等)計画書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第一部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先

(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医薬品にかかる安全性速報の配布(等)計画を次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医薬品

- 1) 販売名
- 2) 成分名
- 3) 薬効分類
- 4) 製造販売承認年月日
- 5) 薬価基準収載年月日
- 6) 販売数量(年単位)
- 7) 推定使用患者数(年単位)

2. 安全性速報の配布計画

- 1) 医療機関・薬局等に対する配布計画
 - (1) 配布方法
 - (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
 - (3) 印刷部数
 - (4) 配布開始予定日
 - (5) 配布終了予定日
 - (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法
- 2) 国民(患者)への提供計画(実施する場合)
 - (1) 提供方法
 - (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
 - (3) 印刷部数

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)

- 1) 推定市場在庫量(原末換算 kg 及び最終製品数)
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

(備考) 計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報又はその(案)
- 2) 安全性速報(国民(患者)向け)又はその(案)(実施する場合)

安全性速報配布(等)計画書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先
(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医療機器/再生医療等
製品にかかる安全性速報の配布(等)計画を次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医療機器/再生医療等製品

- 1) 販売名
- 2) 一般的名称
- 3) 製造販売承認年月日
- 4) 販売数量(年単位)
- 5) 推定使用患者数(年単位)

2. 安全性速報の配布計画

1) 医療機関・薬局等に対する配布計画

- (1) 配布方法
- (2) 配布対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数
- (4) 配布開始予定日
- (5) 配布終了予定日
- (6) 配布状況及び配布が期間内に行われたことを確認するための方法

2) 国民(患者)への提供計画(実施する場合)

- (1) 提供方法
- (2) 提供対象医療機関・薬局等の数
- (3) 印刷部数

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)

- 1) 推定市場在庫量(最終製品数)
- 2) 回収等の方法
- 3) 回収等の開始予定日
- 4) 回収等の終了予定日
- 5) 回収等の状況及び回収が終了したことを確認するための方法

(備考) 計画書には、次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報又はその(案)
- 2) 安全性速報(国民(患者)向け)又はその(案)(実施する場合)

安全性速報配布(等)報告書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第一部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先
(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医薬品にかかる安全性速報を配布(等)いたしましたので次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医薬品
 - 1) 販売名
 - 2) 成分名

2. 安全性速報の配布状況
 - 1) 医療機関・薬局等に対する配布状況
 - (1) 配布方法
 - (2) 配布医療機関・薬局等の数
 - (3) 配布部数
 - (4) 配布開始日
 - (5) 配布終了日
 - 2) 国民(患者)への提供状況(実施した場合)
 - (1) 提供方法
 - (2) 提供医療機関・薬局等の数
 - (3) 提供部数
 - 3) 電子媒体等による情報提供状況
 - (1) 自社等のホームページ(URL)への掲載日
 - (2) PMDA メディナビによる配信日
 - (3) その他

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)
 - 1) 回収等を行った数量(原末換算 kg 及び最終製品数)
 - 2) 回収等の方法
 - 3) 回収等の開始日
 - 4) 回収等の終了日
 - 5) 回収等を行った製品の処理状況

(備考) 報告書には次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報

(別紙様式7)

2) 安全性速報 (国民 (患者) 向け) (実施した場合)

安全性速報配布(等)報告書

令和 年 月 日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構医薬品安全対策第二部長 又は
独立行政法人医薬品医療機器総合機構医療機器品質管理・安全対策部長 殿

住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

担当者連絡先
(電話)

令和 年 月 日付 薬生安発 第 号をもって指示のあつた下記の医療機器/再生医療等
製品にかかる安全性速報を配布(等)いたしましたので次のとおり報告します。

(報告内容)

1. 医療機器/再生医療等製品
 - 1) 販売名
 - 2) 一般的名称

2. 安全性速報の配布状況
 - 1) 医療機関・薬局等に対する配布状況
 - (1) 配布方法
 - (2) 配布医療機関・薬局等の数
 - (3) 配布部数
 - (4) 配布開始日
 - (5) 配布終了日
 - 2) 国民(患者)への提供状況(実施した場合)
 - (1) 提供方法
 - (2) 提供医療機関・薬局等の数
 - (3) 提供部数
 - 3) 電子媒体等による情報提供状況
 - (1) 自社等のホームページ(URL)への掲載日
 - (2) PMDA メディナビによる配信日
 - (3) その他

3. 回収等の措置(製品の回収等を伴う場合)
 - 1) 回収等を行った数量(最終製品数)
 - 2) 回収等の方法
 - 3) 回収等の開始日
 - 4) 回収等の終了日
 - 5) 回収等を行った製品の処理状況

(備考) 報告書には次のものを添付すること。

- 1) 安全性速報

(別紙様式 8)

2) 安全性速報 (国民 (患者) 向け) (実施した場合)

事 務 連 絡
令和2年5月15日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集（Q&A）について

緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集（Q&A）については、「緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集（Q&A）について」（平成23年7月15日付け厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）によりお示ししています。

今般、「緊急安全性情報等の提供に関する指針について」の一部改正について」（令和2年5月15日付け薬生安発0515第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）が通知されたことから、別添のとおり、同指針に関する質疑応答集（Q&A）についても所用の記載整備をしましたので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者等に対して周知願います。

なお、本事務連絡の発出に伴い、旧事務連絡は令和2年5月15日付けで廃止します。

(別添)

緊急安全性情報等の提供に関する指針に関する質疑応答集 (Q&A) について

Q 1 安全性速報 (ブルーレター) でも「使用形態を踏まえて必要に応じ国民 (患者) 向け情報もあわせて作成する。」とあるが、その様式は定められているか。

A 1 安全性速報 (ブルーレター) で国民 (患者) 向け情報もあわせて作成する場合、事前に PMDA 安全部門 (以下「PMDA」という。) と協議すること。様式は別紙 2 のイエローレターの国民 (患者) 向け情報を参考にすることで差し支えない。使用形態を踏まえて必要に応じ、記載情報並びに形態等を考慮して作成すること。

Q 2 「医薬・生活衛生局医薬安全対策課は、緊急安全性情報の作成及び配布について、製造販売業者に対し、命令、指示を行う場合は、その理由等を明記した書面により通知する。」とあるが、緊急安全性情報が製造販売業者の自主的な決定の場合には発出されないのか。

A 2 製造販売業者の自主的な決定に基づき、緊急安全性情報が発出される場合については、医薬安全対策課は、必要があれば当該製造販売業者あてに通知を発出することもある。

Q 3 「新聞の社告等の媒体への情報の掲載を考慮する。」とあるが、具体的に掲載する内容はどのようなものか。

A 3 社告記事を掲載する場合には、掲載内容については、情報提供すべき内容に応じて、患者等に対して必要な情報が適切に伝わるような内容を検討する必要がある。個別の事案に応じて協議されたい。なお、医療機器等の回収事例も参考になるものとする。記事のサイズ、掲載する新聞の数については、掲載する内容を考慮し、企業が判断すること。

Q 4 「また、当該製品の納入が確認されている医療機関の適切な部署 (医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、又は医療機関の製品情報担当者等)、薬局等に 1 ヶ月以内に情報が到着していることを確認すること。」とあるが、情報が到着していることはどのように確認するのか。

A 4 訪問記録、ダイレクトメール送付記録、電子メール、ファックスの送信記録等を利用し、情報が到着していることを確認すること。

Q 5 医学、薬学等の関係団体または当該製品を使用する患者団体に対する情報伝達に関して、対象となる団体の選定及び情報提供依頼についてはどのように行うべきか。

A 5 対象となる団体の選定 (安全性速報の場合は実施の必要性の判断を含む) については、PMDA との配布計画の事前協議の中で行い、医薬安全対策課及び PMDA と、各団体への情報提供及び伝達を誰が行うのか事前協議の中で相談すること。

関係団体への情報提供において、関係する製品の製造販売業者が複数ある場合には、

代表して情報提供を行う製造販売会社を当局との相談において定めることが望ましい。

Q 6 「改訂添付文書情報等」、「改訂内容を明らかにした文書」とは具体的に何を指しているのか。

A 6 「改訂添付文書情報等」とは、改訂添付文書情報の電子ファイル（PDFファイル、XMLファイル等）を指す。

また、「改訂内容を明らかにした文書」とは、改訂内容のお知らせ文書や日本製薬団体連合会の発行する「医薬品安全対策情報（DSU）」を指す。

Q 7 緊急安全性情報の記載例において、死亡例の報告例数、推定使用患者数を記載しているが、後発医薬品が存在する場合には、後発医薬品での死亡例報告数や推定使用患者数も含めるのか。

A 7 後発医薬品がある場合は、関係する製造販売各社等で情報を共有し、緊急安全性情報の作成時に統合することが望ましい。

Q 8 緊急安全性情報又は安全性速報の配布（等）計画書の提出期限は、緊急安全性情報又は安全性速報の配布開始までに提出することでよいか。

A 8 原則として、よい。

Q 9 緊急安全性情報又は安全性速報の配布（等）報告書の提出期限は、配布（等）計画書に従い配布等が完了した後、速やかに提出することでよいか。

A 9 よい。

Q 10 別紙様式 2 「緊急安全性情報配布（等）報告書」及び別紙様式 4 「安全性速報配布報告書」に記載のある「PMDAの情報配信サービスによる配信日」は、どの日を指すのか。

A 10 PMDAによる医薬品医療機器情報配信サービス（「PMDAメディナビ」）のメール本文中の配信日とする。

Q 11 複数の製造販売業者が存在する医薬品の場合、緊急安全性情報に関して製造販売業者が実施すべき事項のうち、報道発表について、どのように対応すべきか。

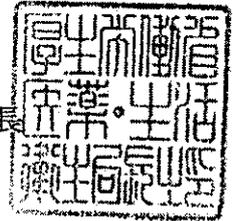
A 11 原則として、報道発表内容の医薬安全対策課及びPMDAとの調整は、医薬安全対策課及びPMDAと協議して定めた代表する製造販売会社が行うこととする。

調整した内容の伝達は当該代表する製造販売業者が行うが、決定した内容に関する行政からの指示等の連絡は、医薬安全対策課またはPMDAが行う。

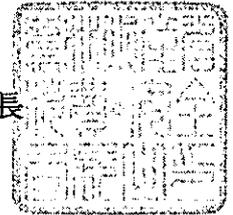
薬生発0515第1号
2消安第457号
環水大土発第2005151号
令和2年5月15日

各〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕殿

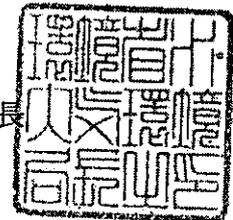
厚生労働省医薬・生活衛生局長



農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



令和2年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来、格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺や学校等公共施設での農薬使用に際しての周辺住民や施設利用者への周知や配慮の不徹底等であった事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例及び⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が確認されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が確認されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

さらに、平成30年12月1日に改正農薬取締法が施行され、再評価制度の導入等により、最新の科学的知見に基づき評価された安全な農薬の確保・供給を図ることとしているが、生産現場で農薬の安全性を向上させるためには、安全な農薬の確保・供給だけではなく、農薬使用者が農薬の適正使用等に努めていくことが重要である。今般の改正農薬取締法では、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」ことが新たに規定されたところであり、国や都道府県においても、こうした農薬使用者による農薬の適正使用に資する自発的な知識・理解の向上が図られるよう、必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供を行っていく必要がある。

以上のような状況に鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、全国的に農薬の安全かつ適正な使用を推進することとしたので、貴職におかれても農薬の安全かつ適正な使用の推進について、特段の御配慮及び御協力をお願いします。なお、本年度の運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、可能な取組を進めることとすることを申し添える。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

目 次

第 1	趣旨	3
第 2	名称	4
第 3	実施期間	4
第 4	実施主体	4
第 5	運動のテーマ及び重点指導項目	4
1	運動のテーマ	5
2	重点指導項目	5
第 6	実施事項	5
1	農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発	5
(1)	広報誌等による普及啓発	5
(2)	啓発資料の配布や情報配信等を通じた普及啓発	6
(3)	医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等	6
2	運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施	6
3	農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等	6
別添	指導等における留意事項	7
1	農薬による事故を防止するための指導等	7
(1)	農薬使用時の事故防止対策の周知	7
(2)	農薬の保管管理及び適正処理に関する指導	12
(3)	農薬使用者の健康管理	13
(4)	事故情報の把握	13
2	農薬の適正使用等についての指導等	13
(1)	農薬使用基準の遵守の徹底	13
(2)	販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導	15
(3)	無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導	16
(4)	その他の留意事項	16
3	農薬の適正販売についての指導等	17
(1)	農薬販売者に対する指導	17
(2)	販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導	17
(3)	無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導	17
(4)	インターネットを利用した農薬の販売に対する指導	18

(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導	18
4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携	19
(1) 蜜蜂の被害防止対策	19
(2) 水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策	22
(3) 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策	23
別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例	24
別記1：農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項..	25
別記2：農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策	29
別記3：毒劇物たる農薬の適正販売強化対策	32

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めてきたところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にある。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

加えて、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

なお、本年度の農薬危害防止運動については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避けて実施するほか、外出自粛などの各都道府県等の状況に応じて、可能な取組を進めることとする。

第2 名称

農薬危害防止運動（以下「運動」という。）

第3 実施期間

原則として、令和2年6月1日から同年8月31日までの3か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第4 実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあつては、地方農政局等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあつては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備するとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るとともに、取組の効果の検証に努めるものとする。

なお、本年度の運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、例年行っていた講習会等や対面での農薬使用者等への指導については、対面で実施しない又は時期を変更する等、各地域の実情に応じた柔軟な対応をとるものとする。

国は、各都道府県等での取組の効果を検証し、優良な取組事例等を全国レベルで共有することにより、農薬の適正使用に係る指導を充実させるとともに、次年度以降の運動の実効性をなお一層高めるよう努めるものとする。

第5 運動のテーマ及び重点指導項目

全国の関係者が一体となって運動に取り組むことを目的として、昨年度までの農薬の適正使用に係る指導の過程等において明らかになった地域の課題を踏まえ、下記のテーマ及び重点指導項目を設定し、運動を展開する。

1 運動のテーマ

これまでの取組の中で、依然として、周辺住民や農作物等への飛散防止対策、住宅地等における農薬の適正使用等に十分な配慮がなされているとは言えない場面が見られること等を踏まえ、令和2年度は、運動のテーマを「農薬は 周りに配慮し 正しく使用」と設定することとする。

また、平成30年12月1日に施行された改正農薬取締法において、「農薬使用者は、農薬の使用に当たっては、農薬の安全かつ適正な使用に関する知識と理解を深めるように努める（一部抜粋）」とされたことを踏まえ、改めて、農薬の適正使用等に関する必要な知識の普及、農薬の使用に関する情報提供等を通じて農薬使用者の自発的な知識・理解の向上や農家の適正使用を図っていくことを念頭に置きつつ、本運動における適正使用を周知する媒体（ポスター、リーフレット等）において、引き続き、「農薬を知る。理解する。適正に使う。」（2019年度の運動テーマ）のロゴなどの使用にも努めることとする。

2 重点指導項目

「別添：指導等における留意事項」のうち、以下の項目については、近年継続して農薬の使用に伴う事故・被害等が発生していることから、重点的に指導すること。

- ① 土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底（別添の1の（1）のウ）
- ② 住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底（別添の1の（1）のエ）
- ③ 誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管するなど、保管管理の徹底（別添の1の（2）のア）
- ④ 農薬ラベルによる使用基準の確認の徹底（別添の2の（1）のア）

第6 実施事項

1 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（1）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等の多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬

及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行うこと。

(2) 啓発資料の配布や情報配信等を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者、さらには地方公共団体の施設管理部局等、施設内の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性のある者等を対象として、農薬の安全かつ適正な使用、農薬の適正販売、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する啓発資料の配布又は電子メール若しくはSNS等を活用した情報配信等により、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図ること。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料により、理解の増進に努めること。また、地域の実情に応じて、生産者団体や作物ごとの部会及び出荷先（直売所等を含む）等を通じた情報発信を行うことで、個々の農薬使用者に指導事項の周知徹底が図られるように工夫すること。

(3) 医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等

医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一、事故が発生した場合の処置体制について万全を期するよう努めること。

2 運動中に実施した活動や取組に係る検証の実施

農薬による危害の防止、農薬の適正使用等に係る指導、普及啓発のために実施した活動、重点指導項目として位置付けた事項への取組状況等について、実施の効果や成果を検証し、次回以降の運動の実効性を高めるよう努めること。

3 農薬使用者、農薬販売者等の関係者への指導等

農薬による危害を防止するとともに、農薬の適正な使用や販売を推進するため、また、有用生物や水質への影響を低減するために、農薬使用者、農薬販売者等の関係者に対して、別添に掲げる事項について指導等を徹底すること。

別添：指導等における留意事項

1 農薬による事故を防止するための指導等

(1) 農薬使用時の事故防止対策の周知

農薬使用の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記1「農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図ること。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底すること。

ア 農薬使用に当たっての防護装備着用の徹底

農薬の調製、散布及び防除器具の洗浄を行うときは、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用するよう指導を徹底すること。

イ 混用に関する注意事項の厳守の徹底

やむを得ず、使用の段階で農薬と他の農薬等（肥料等を含む）を混用して使用する、いわゆる現地混用を行う場合において、ラベルに他の農薬等との混用に関する注意事項が表示されているときは、当該注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで現地混用を行わないよう指導すること。

ウ 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

被覆を要する土壌くん蒸剤については、依然として、農薬使用者が適切に被覆を行わなかったこと等を主な原因とする事故が毎年報告されていることから、その適正な取扱いに関する以下の事項について、指導を徹底すること。

- ① 被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後に適正な材質及び厚さの資材を用いて被覆を完全に行うこと等の安全確保を徹底すること。
- ② ビニールハウス等の施設での栽培においては、施設内であっても施用直後に被覆を完全に行い、臭気が残っている期間は施設内に人が立ち入らないようにすること。
- ③ 使用場所や周辺の状態に十分配慮して防除を行うこと。特に、住宅地等に近接する場所においては、被覆を要する土壌くん蒸剤の使用以外の防除方法を検討すること。

やむを得ず、被覆を要する土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の揮散によって周辺住民等に健康被害が生じないように最大限注意するとともに、事前に周辺住民に対して十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「被覆を要する土壌くん蒸剤の適正な取扱いの徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日付け元消安第 5645 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

エ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を使用する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子供等に健康被害を及ぼすことがないように、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）において農薬を散布する場合は、飛散の少ない剤型の選択や飛散低減ノズルの使用、周りに影響が少ない天候や時間帯の選択等、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講ずるとともに、事前に、農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面・看板等により、周辺住民への周知を十分な時間の余裕をもって幅広く行うこと。

② 公園、街路樹等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室：https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html）も参考としつつ、病害虫の発生

や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬使用の目的、農薬を散布する日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。また、立入制限範囲の設定等により、農薬散布時や散布直後に農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置を講ずること。

平成 29 年度には、公立小学校において児童が授業を受けている時間帯に、敷地内樹木の害虫駆除を目的として農薬が散布され、それにより体調不良を訴えた児童が病院に搬送される事案が発生した。このような被害を防ぐために、特に、学校では、万が一にも児童・生徒が農薬を浴びることがないように、学校の施設管理者及び作業を受託する防除業者等に対し、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯には農薬散布を実施しないなど、散布日・時間帯に最大限配慮するよう指導すること。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方公共団体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対し、啓発資料等を活用した積極的な情報提供により、本通知に記載されている指導内容の周知を徹底すること。

（「住宅地等における農薬使用について」の再周知・指導の徹底について」（平成 29 年 10 月 25 日付け 29 消安第 3974 号・環水大土発第 1710251 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

また、農薬の飛散防止のため、フェロモントラップ（捕虫器）の使用は有効であるが、野鳥を誤って捕獲しないよう十

分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外しを行う等、適切に管理すること。

（「公園、街路樹等の害虫防除に係るフェロモントラップ（捕虫器）の使用に当たっての注意喚起について」（平成 30 年 2 月 9 日付け環水大土発第 1802091 号環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

オ 有人・無人航空機による農薬散布に当たっての留意事項の遵守の徹底

有人ヘリコプター、無人ヘリコプター又は無人マルチローターなどの有人・無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、関係法令を遵守するとともに、以下の通知を参照し、安全かつ適正な農薬散布を徹底すること。なお、特に、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号）に基づき、事前に国土交通大臣の許可・承認を受けることが必要であることに留意すること。

○ 有人ヘリコプター：

- ・「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）
- ・「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年 4 月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）

○ 無人ヘリコプター：

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）

○ 無人マルチローター：

- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年 7 月 30 日付け元消安第 1388 号農林水産省消費・安全局長通知）

これらの通知において共通する留意点は、以下のとおりである。

- ① 有人・無人航空機のいずれであっても、事前に、散布する日時、散布する農薬の種類等について、周辺住民等への周知

を行い、散布を実施する際には、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全を十分に確保すること。

- ② 特に、無人航空機を用いて農薬を散布する場合は、安全かつ適正な農薬散布の実施のため、以下の事項に留意すること。
- 1) 実施区域周辺の地理的状況（住宅地、公共施設、水道水源又は蜂、蚕、魚介類の養殖場等に近接しているかなど）、耕作状況（収穫時期の近い農作物や有機農業が行われているほ場が近接しているかなど）等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域の設定、散布薬剤の種類及び剤型の選定（粒剤、微粒剤等の飛散の少ない剤型）等の空中散布の計画について検討を行うこと。
 - 2) 実施区域周辺に学校、病院等の公共施設、家屋、蜜蜂の巣箱、有機農業が行われているほ場等がある場合には、危被害防止対策の一つとして、当該施設の管理者及び利用者並びに居住者、養蜂家、有機農業に取り組む農家等に対し、農薬を散布しようとする日時、農薬使用の目的、使用農薬の種類及び実施主体の連絡先を十分な時間的余裕を持って情報提供し、必要に応じて日時を調整すること。
 - 3) 実施区域周辺において人の往来が想定される場合、作業中の実施区域内への進入を防止するため、告知、表示等により空中散布の実施について情報提供を行うなどの必要な措置を講ずること。
 - 4) 架線等の危険個所、実施除外区域、飛行経路及び操縦者、補助者等の経路をあらかじめ実地確認し、必要に応じて危険個所及び実施除外区域を明示しておくこと。
 - 5) あらかじめ機体等メーカーが作成した取扱説明書等により、機体及び散布装置に関する機能及び性能について理解しておくこと。
 - 6) 機体等メーカーが取扱説明書等に記載した散布方法（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）を参考に散布を行うこと（取扱説明書等に散布方法の記載がない場合は、上記のガイドラインに記載された散布方法を参考

に実施すること）。

- 7) 散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、農薬ラベルに表示される使用方法（単位面積当たりの使用量、希釈倍数等）を遵守し、散布区域外への飛散が起これないように十分に注意すること。
- 8) 周辺農作物の収穫時期が近い場合、実施区域周辺において有機農業が行われている場合又は学校、病院等の公共施設、家屋、水道水源若しくは蜂、蚕、魚介類の養殖場等が近い場合など、農薬の飛散により危被害を与える可能性が高い場合には、状況に応じて、無風又は風が弱い天候の日や時間帯の選択、使用農薬の種類の変更、飛散が少ない剤型の農薬の選択等の対応を検討するなど、農薬が飛散しないよう細心の注意を払うこと。
- 9) 農薬暴露を回避するため、操縦者、補助者等は、防護装備を着用すること。
- 10) 万が一、事故等が発生した場合には、農薬に関する事故については、各都道府県の農薬指導部局に、人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案等の航空安全に関する事故については、飛行の許可等を行った地方航空局保安部運用課又は空港事務所まで報告する等、上記のガイドライン及び関係法令に基づき適切に対応すること。

(2) 農薬の保管管理及び適正処理に関する指導

農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令等及び別記1に基づく対策の徹底を図るよう指導すること。

（参照：農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html）

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底すること。また、誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は農薬保管庫等の近く

に置かないこと。万が一、容器の破損等により他の容器へ移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応策を講じること。

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年 5 月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令等を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼すること等により適正に処理すること。

ウ 毒劇物（毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物をいう。以下同じ。）たる農薬が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じること。また、毒劇物たる農薬が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出ること。

（3）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病虫害の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に、必要に応じて健康診断を受診するよう指導すること。

（4）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握すること。

2 農薬の適正使用等についての指導等

（1）農薬使用基準の遵守の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）を踏まえ、適用作物、使用量、希釈倍数、使用時期及び使用回数等の農薬使用基準、適用病虫害の範囲及び使用方法、使用上の注意事項並びに最終有効年月の遵守を徹底するよう指導すること。農薬の適正使用の更なる推進を図るため、

現地調査等による農薬の使用実態の把握に努めること。

（「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

また、別記 2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」について、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員と協力しつつ、効果的に指導を行うこと。

加えて、GAP（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農業者に対しては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月 21 日付け生産第 479 号農林水産省生産局長通知）や GAP 認証の取得にあたって求められる農薬の適正使用に関連する事項等を参考として、具体的な取組を行うよう、積極的に指導を行うこと。

指導の際には、特に、以下の事項について留意する。

- ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認すること。同じ科に属する作物であっても形状や栽培形態が異なったり、名称や形状が似ていても異なる作物であれば、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。誤認しやすい農作物については別表を参考にし、特に留意すること。
- イ 散布した農薬がその対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。
（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）
- ウ 作物群登録のある農薬を使用する際には、農薬に対する感受性が作物によって異なることがあり、これによって薬害の程度

も異なるため、作物群に属する作物に初めて使用する場合は、事前に小面積に使用し、薬害の有無を十分に確認してから使用すること。

エ 最終有効年月を過ぎた農薬は、その品質が保証されないため農薬の効果が十分でないだけでなく、使用基準や残留農薬基準値が変更されている場合があり、使用した農産物が残留農薬基準値を超過する可能性もあることから、使用しないようにすること。

オ 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定の審議に当たり、基準値案と水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等とを照らし合わせた結果、水稲用除草剤において、基準値案を上回る濃度の農薬成分が河川から検出された事例が見られた。これは、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底等について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（2）販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導

農薬使用者に対し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kinsi/）等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適正に処理するよう指導すること。

なお、平成 22 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年 4 月 1 日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、回収を受け付けている農業協同組合及び販売店に持参するよう指導すること。

（毒物及び劇物取締法、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び

「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第 16 条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を使用することは、農薬取締法第 24 条に違反する可能性があるため、農薬使用者に対し、このような資材を使用しないよう指導すること。

また、このような資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」（https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html）に提供するよう指導すること。

(4) その他の留意事項

ア ヨウ化メチル剤を粟の収穫後のくん蒸に使用する際は、気密度等の確認を受けた施設でのみ作業を行うとともに、保護具を着用し、くん蒸終了後には十分な換気を行う等、安全なくん蒸を行うよう指導すること。

イ 不要となった農薬やその希釈液等の水路や河川等への投棄により、生活環境動植物に甚大な被害を与えることのないよう、不要となった農薬は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。また、希釈液は必要な量だけを正確に調製し、万が一余った際は、関係法令を遵守して適正に処分するよう指導すること。

ウ 農薬を製造し、又は加工（小分けを含む。以下同じ。）する者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないことから、登録を受けていない者が製造し、又は加工した農薬を使用しないよう指導すること。また、不要となった農薬を小分けして販売（譲渡を含む）しないよう指導すること。

エ 医療や畜産の分野での薬剤耐性菌対策について、世界的に関心が高まっている。農作物等の防除における抗菌剤（殺菌剤）の使用に関しては、農作物等の病虫害防除の分野での薬剤耐性菌の発達も重要な課題であるところ、同一系統の薬剤の連続散

布を避け、病虫害の発生状況に応じた計画的かつ必要な範囲での使用が重要であることに留意すること。

3 農薬の適正販売についての指導等

(1) 農薬販売者に対する指導

農薬の販売に当たっては、都道府県知事への届出が、毒劇物たる農薬の販売に当たっては、当該届出に加えて都道府県知事等への登録が、それぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導すること。

また、農薬の登録を受けていない者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売しないよう指導すること。なお、農薬を販売する者は、業を営む者以外の個人も含むことに十分留意すること。

さらに、毒劇物たる農薬の販売業者に対しては、別記3「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底し、その販売及び授与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切であることを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう引き続き指導すること。

(「毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について」(平成17年11月14日付け薬食審査発第11114001号・薬食監麻発第1114001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知)参照)

(2) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬(2の(2)参照)についての農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の出が合った場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導すること。

(3) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導

農薬登録番号等、農薬取締法第16条に規定する表示がないのに、農薬としての効能効果をうたい、又は病虫害の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その資材を販売することは、農薬取締法第18条第1項に違反する可能性があるため、農薬販売者に対し、このような資材を販売しないよう指導すること。

また、このような資材に係る情報については、農林水産省ホー

ムページ内の「農薬目安箱」 (https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/nouyaku/160730_1.html) に提供するよう指導すること。

(4) インターネットを利用した農薬の販売に対する指導

インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬についても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が確認されている。このため、国から、インターネットによる通信販売やオークション等を主催している者に対し、農薬を販売する場合は届出が必要であること、小分けした農薬を販売してはならないこと等を利用者に周知するよう働き掛けを行っているところであり、地方公共団体においても、農薬販売者の届出に関するホームページに掲載する等、様々なメディアを通じて幅広く周知すること。

さらに、毒劇物たる農薬については、その販売及び授与に当たっては、譲受人の身元並びに毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかを十分確認するとともに、一般消費者への販売及び授与を自粛するよう指導すること。

(5) 農薬として使用できない除草剤の販売に対する指導

農薬取締法に基づく登録を受けていない農薬を、農作物等を害する病虫害又は雑草の防除のために使用することは禁止されており、農薬に該当しない除草剤（農薬取締法第 22 条第 1 項に規定する「農薬以外の薬剤であって除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。）を農作物等の栽培・管理に使用することはできない。一方、近年、ドラッグストアやいわゆる 100 円ショップ等において、農薬に該当しない除草剤が多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっている。さらに、農薬に該当しない除草剤の容器・包装や販売所における「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用できる（例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる）との誤解を与える事例が確認されている。

このため、農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、国から関係者に対し、特に、以下の事項について周知していることに留意すること。

ア 容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を

表示すること。

イ 販売所ごとに、公衆の見やすい場所にも、農薬として使用することができない旨を表示すること。

ウ 農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意すること。

エ 農耕地以外の場所であっても、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨の周知に努めること。

オ インターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイトにおいて、判読しやすい文字サイズにより農薬として使用できない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。

（「農薬として使用することができない除草剤の販売等について」（平成 31 年 3 月 28 日付け薬生薬審発 0328 第 8 号・30 消安第 6268 号・2019 製化管第 32 号・環境企発第 1903287 号・環水大土発第 1903281 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長通知）参照）

4 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(1) 蜜蜂の被害防止対策

農薬による蜜蜂の被害を軽減するため、都道府県の農薬指導部局は畜産部局と連携し、被害の把握及び防止に努めること。

平成 25 年度から平成 27 年度までの被害事例調査では、

- ・ 被害の発生は、水稻のカメムシ防除時期に多く、巣箱の周辺で採取された死虫から検出された殺虫剤の多くはカメムシ防除に使用可能なものであったこと及び周辺に水稻が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったこと、
- ・ 被害を軽減させるためには、農薬使用者と養蜂家の間の情報共有、養蜂家の行う巣箱の設置場所の工夫、退避等の対策、農薬使用者の行う農薬の使用の工夫等の対策が有効であることが確認されたこと

を踏まえ、各都道府県の農薬指導部局と畜産部局は、連携し、

以下の取組の実施に努めること。

ア 蜜蜂の被害に関する認識の共有

畜産部局及び農薬指導部局は、その所属又は関係する普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に対し、以下の事項を周知すること。

- ① 被害の発生は、水稻のカメムシ防除の時期に多いこと。
- ② 水田に飛来した蜜蜂が、水稻のカメムシ防除に使用される殺虫剤に直接暴露すれば、被害が発生する可能性が高いこと。
- ③ 被害を軽減させるためには、例えば、以下の対策を実施することが有効であること。
 - ・ 農薬使用者と養蜂家間の情報共有
 - ・ 巣箱の設置場所の工夫・退避
 - ・ 農薬の使用の工夫（粒剤を使用する、蜜蜂の活動の盛んな時間の使用を避ける等） 等

イ 情報共有の更なる徹底

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬使用者と養蜂家間の情報共有の更なる徹底を図るため、以下の情報を得た上で、関係先に伝達すること。

- ① 蜂場の情報関係
 - 1) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間等）を農薬指導部局及び農業団体等に伝えること。

なお、情報共有の推進に当たっては、関連情報を厳格に管理するとともに、被害の軽減目的のみに使用することについて、養蜂家の理解を得ること。
 - 2) 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、1) で得た情報を蜂場の周辺の水稲農家等に伝えること。
- ② 水稻の防除に係る情報関係
 - 1) 農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すれば、通常、蜂場から半径約2kmの範囲）の水稻のカメムシ防除の時期*等の情報を、畜産部局及び養蜂組合等にできる限り速やかに伝えること（情報は、有人ヘリコプターによる農薬散布の事業計画、無人ヘリコプターの空中散布計画や地域の農業団体が作成する防除暦等から得るこ

と)。

* 開花期直前～開花期後2週間程度。地域ごとの防除実態、その年のカメムシの発生状況等により異なる。

2) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、1) で得た情報をできる限り速やかに養蜂家に伝えること。

③ 水稲以外の作物の防除に係る情報関係

1) 農薬指導部局は、水稲が栽培されていない地域等でも被害事例の報告があったことを踏まえ、農業団体等の協力を得て、蜂場が設置される可能性のある場所の周辺で栽培される水稲以外の作物に関する防除の時期等の情報を畜産部局及び養蜂組合等に伝えること。

2) 畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、1) で得た情報を養蜂家に伝えること。

ウ 被害軽減のための対策の推進

農薬指導部局及び畜産部局は、農薬による蜜蜂の被害を軽減させるために、ア及びイの取組のほか、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域の実態に合わせて協議会を設けるなどして、以下の対策を推進すること。

① 養蜂組合等の協力を得て、養蜂家に対し、以下の指導を行うこと。

- ・ 蜜蜂がカメムシ防除を始めとした農薬に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所や周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所）に巣箱を設置することは控えること。
 - ・ カメムシ防除を始めとした農薬の散布時、巣箱を農薬が散布される圃場の周辺から退避させること。
 - ・ 日頃から巣箱の移動手段を検討するとともに、退避場所における新たな蜜源を確保するなどの取組に努めること。
- 等

② 農業団体等の協力を得て、農薬使用農家に対し、以下の指導を行うこと。

- ・ 使用する農薬のラベルに「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守するとともに、適時適切な防除を心がけること。
- ・ 農薬の散布は、蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前8時～12時まで）を避け、可能な限り、早朝又は夕刻に行うこと。

- ・ 蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤等）の殺虫剤を使用すること。
- ・ 害虫の発生源になる圃場周辺等の雑草管理については、これまでも栽培管理の一環として実施されてきたところであるが、蜜蜂の開花雑草への訪花を防ぐためにも、農薬を使用する圃場の畦畔や園地の下草等の雑草管理を徹底すること。

③ 以上のほか、養蜂家と連携しながら、巣箱の移動手段の提供や共同の退避場所の確保等、地域の実態を考慮した取組を検討し、必要に応じて実施すること。

（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年 9 月 12 日付け 17 消安第 5679 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）、「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年 7 月 24 日付け 21 消安第 4395 号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成 25 年 5 月 30 日付け 25 消安第 785 号農林水産省消費・安全局長通知）、「令和元年度の蜜蜂被害軽減対策の推進について」（令和元年 6 月 21 日付け元消安第 912 号・元生畜第 207 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長連名通知）参照）

（2）水域の生活環境動植物の被害及び水質汚濁の防止対策

水域の生活環境動植物の被害防止、河川、水道水源等の公共用水域の水質汚濁の防止等環境の保全を図るため、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を踏まえて、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水及び底質の調査等を必要に応じて行い、それらの結果を活用して農薬使用者等を指導すること。

また、特定の農薬を地域で集中して使用する場合、その農薬に感受性の高い生物種に著しい被害が生じることが懸念されることから、できるだけ集中させず、多様な農薬を組み合わせるよう指導に努めること。

さらに、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び生活環境動植物への被害を未然に防止するため、関係部局間の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態の把握に

努めつつ、ゴルフ場関係者への指導・助言に努めること。

（「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和2年3月27日付け環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知）参照）

（3）土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例があった。井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出されたことと同剤を深層処理したこととの因果関係は必ずしも明らかではないものの、農薬指導部局は環境部局及び衛生部局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処すること。

別表：農薬登録における誤認しやすい農作物の例

1	だいず	えだまめ	
2	いんげんまめ	さやいんげん	
3	キャベツ	メキャベツ	
4	ブロッコリー	茎ブロッコリー	
5	しょうが	葉しょうが	
6	しょうが	うこん	
7	たまねぎ	葉たまねぎ	
8	レタス	非結球レタス	
9	トマト	ミニトマト	
10	ピーマン	ししとう	
11	だいこん	はつかだいこん	
12	しそ	しそ（花穂）	
13	やまのいも	やまのいも（むかご）	
14	さくら	食用さくら（葉）	
15	てんさい	かえんさい	
16	メロン	漬物用メロン	
17	すいか	漬物用すいか	
18	とうもろこし（子実）	未成熟とうもろこし	ヤングコーン
19	しゅんぎく	きく	食用ぎく
20	ねぎ	わけぎ	あさつき
21	にんにく	にんにく（花茎）	葉にんにく

別記 1

農薬による事故の主な原因等及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

(1) 原因

- ① 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ア、イ）
- ② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ウ、エ）
- ③ 強アルカリ性の農薬と酸性肥料を混用したため、有毒ガスが発生したことによるもの（オ）
- ④ 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（カ、キ）

(2) 防止対策

- ア 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。
- イ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。
- ウ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子供や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。
- エ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子供の保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。
- オ 強アルカリ性の農薬は、ラベルに記載されている「酸性肥料等との混用は絶対にしないこと」の注意事項を遵守する。
- カ 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。
- キ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しない。

2 農薬散布中

(1) 原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 学校に児童・生徒がいる日・時間帯に農薬散布が実施されたことによるもの（イ）
- ③ 強風時の散布により周辺の者が農薬に暴露したり、風上に向かっての散

- 布等により散布作業者が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）
- ④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、直ちに被覆をしない、十分な被覆を行わなかったなど適切な揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ）
 - ⑤ 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（カ）
 - ⑥ 散布の途中で農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（キ）

（２）防止対策

- ア 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。
- イ 学校敷地への農薬散布は、児童・生徒が在学し授業を受けている日・時間帯に実施しない。
- ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。
- エ 風上に向かっての散布、水稻の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。
- オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う。
- カ 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、２～３時間ごとに交替して行う。
- キ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

３ 農薬散布後

（１）原因

- ① 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（ア）
- ② 土壌くん蒸中のほ場管理が不適切であったことによるもの（イ）
- ③ 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ウ）

（２）防止対策

- ア 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- イ 土壌くん蒸中は、適正な厚さの資材による被覆状態を維持するとともに、ほ場に立て札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。
- ウ 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

４ 保管、廃棄

（１）原因

- ① 農薬をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に移し替えていた、保管庫に施錠をしていなかった等、保管管理が不適切だったため、高齢者、認知症を発症している方、子供等が誤飲したことによるもの（ア～エ）
- ② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（オ、カ）
- ③ 農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（オ、カ）

（2）防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子供や作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等へ移し替えしない。

ウ 農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲食品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫等の近くに置かない。

エ 万が一、容器の破損等により他の容器に移し替えざるを得ない場合には、飲食品の容器は使用せず、内容物が農薬であることを明記した上で使用するなど、農薬の誤飲を防止するための適切な対応を講じる。

オ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

カ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

5 その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足だけでなく、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

(1) 被害の状況

- ① 周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）
- ② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂のへい死が発生したもの（カ～ケ）
- ③ 本来、害虫駆除の目的で使用する農薬を、作物を害する野生生物の駆除目的で食品に塗布して畑に置いていたため、散歩中のペットが誤食したことによるもの（コ）
- ④ 不要になった農薬を河川に投棄したため、魚がへい死したもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- イ 飛散低減ノズルを使用する。
- ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
- エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- オ 薬剤が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
- キ 使用する農薬のラベルに、「農薬の使用上の注意事項」や「使用回数」として記載されている事項等を遵守する。
- ク 水稻農家は養蜂家と協力し、地域の実態に応じて、蜜蜂の活動が盛んな時間帯（午前8時～12時）における農薬の散布を避ける、蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施する。
- ケ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。
- コ 本来の目的や使用方法以外で農薬を使用しない。
- サ 不要になった農薬やその希釈液等は、河川や水路等に投棄せず、適正に処分する。

別記 2

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

1 適用のない作物への使用、飛散等

(1) 原因

- ① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
- ② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
- ③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
- ④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
- ⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
- ⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）
- ⑦ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用した結果、農薬購入時から使用するまでの間に使用基準及び残留農薬基準値が変更されていたため、残留農薬基準値を超過して農薬成分が検出されることとなったもの（サ）

(2) 防止対策

- ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
- イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
- ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
- エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
- オ 飛散が少ないと考えられる剤型（粒剤、微粒剤等）を選択する。
- カ 飛散低減ノズルを使用する。
- キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

- ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
- ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
- コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。
- サ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しない。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

(1) 原因

- ① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）
- ② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）
- ③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）
- ④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

(2) 防止対策

- ア 日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルをその都度確認する。
- イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。
- ウ 使用時期と農作物の収穫予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの収穫予定日を確認した上で農薬を使用する。
- エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。
- オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成分ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

(1) 原因

使用した農薬がほ場外に流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水域の生活環境動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

(2) 防止対策

- ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。
- イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

別記 3

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

1 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用等の要因

- (1) 当該農薬の譲受人である農家等が、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。
- (2) 購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。
- (3) 当該農薬をペットボトルや水筒等の通常飲食に使用する容器に移し替えてしまい、誤飲・誤食事故を起こしてしまうことが考えられる。

2 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

- (1) 特に、毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、販売業の登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (2) 毒劇物の廃棄に当たっては、関係法令に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。
- (3) 毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。
- (4) 毒劇物たる農薬を、飲食物の容器として通常使用される物に移し替えることは、毒物及び劇物取締法で禁止されていることを譲受人に伝える。
- (5) 毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。
- (6) 譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

事務連絡
令和2年5月18日

各	〔都道府県 保健所設置市 特別区〕	衛生主管部局	御中
		民生主管部局	御中
各	都道府県労働局	労働基準部	御中
		職業安定部	御中

厚生労働省	健康局	健康課
医政局	総務課	
医薬・生活衛生局	総務課	
医薬・生活衛生局	水道課	
労働基準局	安全衛生部	労働衛生課
職業安定局	高齢者雇用対策課	
子ども家庭局	総務課	
社会・援護局	総務課	
社会・援護局	障害保健福祉部	企画課
老健局	総務課	

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

このため、厚生労働省では、熱中症予防を広く国民に呼びかけることを目的として、多言語によるリーフレット、障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイントをまとめたリーフレット及び職場における熱中症を予防するためのリーフレットを作成しております。本年度においても、新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、貴自治体及び貴労働局におかれましては、本リーフレットを御活用いただき、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の熱中症の予防法について、管内市町村、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、老人クラブ、シルバー人材センター、民生委員、保育所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は保健所・保健センターにおける健診、健康相談等の機会を利用して、可能な範囲で広く呼びかけていただきますようお願いいたします。

特に、熱中症への注意が必要な高齢者、障害児（者）、小児等に対しては、周囲の方々が協力して注意深く見守る等、重点的な呼びかけをお願いいたします。また、熱中症患者が発生した際には、救急医療機関等で適切に受け入れ、治療がなされるよう、貴管下の医療機関等への注意喚起及び周知徹底方よろしくをお願いいたします。

また、日本救急医学会作成の「熱中症診療ガイドライン2015」について、厚生労働省ホームページ熱中症関連情報 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/) のページからダウンロードしていただけますので、併せて御活用いただきますようお願いいたします。

上記の趣旨を御理解いただき、熱中症対策への御協力をお願いいたします。

なお、職場での熱中症予防対策については、都道府県労働局長宛て、「「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の実施について」（令和2年3月25日付け基安発0325第1号基準局安全衛生部長通知）により通知しております。詳細につきましては、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>) にもございますので、御承知おきください。

さらに、今年7月から関東甲信地方（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、山梨）においては、環境省、気象庁共同の情報提供「熱中症警戒アラート（試行）」が先行実施されます。

従来、気温を基準として情報提供されていた高温注意情報が「暑さ指数（WBGT値）」を用いた基準に置き換わる取組で、熱中症の危険度が非常に高くなる日に、国民に「気づき」を与え、予防行動に移していただくための情報となっています。

該当地域におかれては、「熱中症警戒アラート（試行）」受信後、関係各所への速やかな情報展開及び熱中症予防対策の一層の強化等のご協力をお願いいたします。詳細は別添を御参照ください。

（参考）リーフレットは以下のURLからダウンロードが可能です。

▶ 熱中症予防のために：

日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/necchushoyobou.pdf>

英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000363394.pdf>

中国語版：（簡体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526939.pdf>

（繁体字）<https://www.mhlw.go.jp/content/000526936.pdf>

韓国語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/000526940.pdf>

- 障がいをお持ちの方の熱中症予防のポイント：
<https://www.mhlw.go.jp/content/000526946.pdf>

- 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」について：
日本語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000613019.pdf>
英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628094.pdf>

- 職場の熱中症予防対策は万全ですか？：
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000116152_2.pdf

- WBGT 指数を把握して熱中症を予防しましょう！：
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628869.pdf>

- みんなで防ごう！熱中症：
日本語版：https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_JAPANESE_2.pdf
英語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605381.pdf>
インドネシア語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605382.pdf>
クメール語（カンボジア語）版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605384.pdf>
モンゴル語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605386.pdf>
ミャンマー語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605388.pdf>
ネパール語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605389.pdf>
タガログ語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605392.pdf>
タイ語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605394.pdf>
ベトナム語版：<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000605396.pdf>
中国語（簡体字）版：https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/DESIGN_KANTAIJI_2.pdf

(担当者)

厚生労働省健康局健康課地域保健室

十川、松川

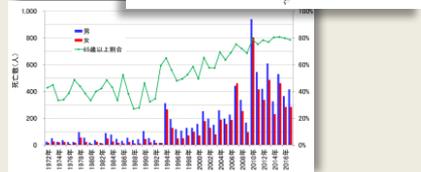
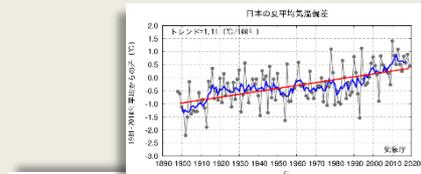
TEL : 03-5253-1111 (内 : 2332)

FAX : 03-3503-8563

現状

1. 気温の上昇と熱中症の増加

- 日本の夏（6～8月）の平均気温は**100年あたり約1.1℃の割合で上昇**



- 近年、熱中症による**死亡者数・救急搬送人員数**は年々増加傾向
- 今後も気候変動等の影響により**熱中症は増加**すると考えられるため、適応の一環としても、対策を強化することが必要。

2. 現行の伝達手法

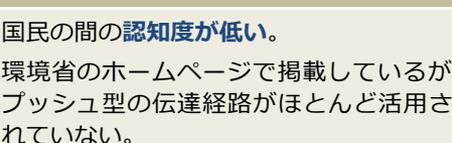
環境省：暑さ指数（WBGT）

- 全国**840地点**の予測・実況値を環境省webサイトで公表
- 毎夏提供期間内に**3000万**のアクセス



気象庁：高温注意情報

- 「最高気温」が概ね35℃以上の予想で**関係機関へ配信**
- 前日は地方、当日は府県単位で配信



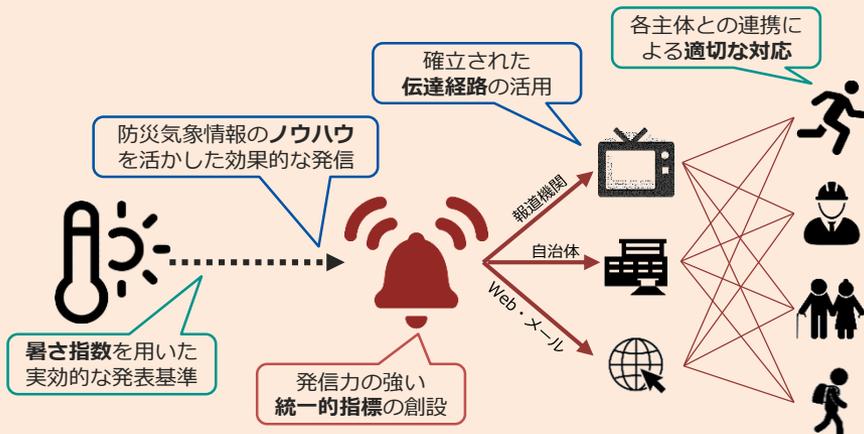
今後

4. 新たな情報発信 — 熱中症警戒アラート（試行）



熱中症警戒アラート（試行）

熱中症リスクの極めて高い気象条件が予測され、国民各層において適切な対応をとって欲しい場合に、環境省及び気象庁から、広く情報発信。



3. 現行手法のメリット・デメリット

メリット

デメリット

- 熱中症の**救急搬送人数と相関**が高く、ISOで国際的に規格化されている。
- 各種団体等において、**具体的な対策行動**が示されている。

- 国民の間の**認知度が低い**。
- 環境省のホームページで掲載しているが、**プッシュ型の伝達経路**がほとんど活用されていない。

- 基準が明確でわかりやすい。
- 自治体や報道機関への**伝達経路**が確立されており、一般まで広く情報を伝えられる。

- 発表基準（最高気温35℃以上）が必ずしも熱中症の**救急搬送人数と相関していない**。
- 具体的な対策行動とセットではないため、活用しにくい。
- 発表回数が多く**情報の重みが薄れて**しまっている。

5. 今後のスケジュール（予定）

- 環境省・気象庁による共同検討会で、新たな情報発信について検討。
- 今夏に、一部地域で先行実施し、その後検証。
- 令和3年度から全国で本格実施予定。

<令和2年>

4～5月 : 両省庁共同検討会（2回程度）

7～10月 : 一部地域で「新たな情報発信」先行実施、その後検証

<令和3年>

全国で本格実施

暑さ指数

高温注意情報

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 2 2 日

(公 社) 日 本 薬 剤 師 会
日本チェーンドラッグストア協会
(一 社) 日 本 保 険 薬 局 協 会
(一 社) 全 国 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 協 会
(一 社) 日 本 ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト 協 会
(一 社) 日 本 シ ョ ッ ピ ン グ セ ン タ ー 協 会
(一 社) 日 本 フ ラ ン チ ャ イ ズ チ ェ ー ン 協 会
(一 社) 日 本 ボ ラ ン タ リ ー チ ェ ー ン 協 会
(一 社) 日 本 専 門 店 協 会
日本チェーンストア協会
(一 社) 日 本 百 貨 店 協 会
(公 社) 日 本 通 信 販 売 協 会
酒類業中央団体連絡協議会

御中

厚生労働省医政局経済課
財務省国税庁課税部酒税課
経済産業省製造産業局素材産業課

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う
アルコール消毒製品の転売防止について

衛生用品の安定供給については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、今般の新型コロナウイルスに関連した感染症対策につきましても、早急かつ多大な
ご協力をいただいております。

アルコール消毒製品については、一部インターネット上で転売が散見されていることも踏
まえ、政府としては、今般、アルコール消毒製品の転売行為を禁止する措置を講ずることと
しました。貴業界団体におかれましては、下記の点について御協力をお願い申し上げます。

記

1. インターネットにおいてアルコール消毒製品が高額で取引されている事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるアルコール消毒製品の品薄状態に拍車をかけているとの指摘があります。このため、今般、国民生活安定緊急措置法を適用し、アルコール消毒製品の転売行為を禁止する措置を講ずることとしました。(別添資料ご参照)

貴協会等におかれては、傘下の企業・薬局等に対し、本措置の趣旨・内容について周知・徹底をお願いします。

2. 本措置が講じられると、小売店等で購入したアルコール消毒製品の転売が禁止されることとなります。ついては、消費者の皆さまに対して店内掲示等を行うことなどを通じた注意喚起のための取組を講じていただくようお願いいたします。

(例：「当店(サイト)で購入されたアルコール消毒製品を転売すると罰せられる可能性があります」)

3. 本措置について、傘下企業の皆さま等からのお問い合わせがあった場合、相談対応等に応じていただけるよう、お願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省医政局経済課 千田、古川
TEL 03(5253)1111 内線 2527、2524
03(3595)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041
Email : chida-takashi@mhlw.go.jp
furukawa-aoi@mhlw.go.jp

国税庁課税部酒税課 佐藤、郷田
TEL 03(3581)4161 内線 3736、3424
03(3581)4173 (夜間直通)
FAX 03(3593)0406
Email : yuuji.satou@nta.go.jp
naoki.gouda@nta.go.jp

経済産業省製造産業局素材産業課 下田、工藤
TEL 03(3501)1511 内線 3731
03(3501)1737 (夜間直通)
FAX 03(3580)6348
Email : shimoda-satoshi@meti.go.jp
kudo-takahiro@meti.go.jp

経済産業省商務・サービスグループ

消費・流通政策課 依田、倉田

TEL 03(3501)1511 内線 4161

03(3501)1708（夜間直通）

FAX 03(3501)6204

Email : yoda-keiji@meti.go.jp

kurata-hanae@meti.go.jp

経済産業省商務・サービスグループ

消費経済企画室 松田、二宮

TEL 03(3501)1511 内線 4281

03(3501)1905（夜間直通）

FAX 03(3501)9227

Email : matsuda-keisuke2@meti.go.jp

ninomiya-shohei@meti.go.jp

国民生活安定緊急措置法施行令の改正について

令和2年5月22日

厚生労働省、財務省（国税庁）、経済産業省、消費者庁

1. 改正の背景

- アルコール消毒液について、本年 3月14日以降、ネット販売サイト運営事業者に対して**出品・販売の自粛を要請など転売対策を実施してきたが、依然として転売事例が多数存在。**
- 緊急事態宣言の解除に伴い、営業を再開する店舗等においてアルコール消毒製品への需要拡大にしっかり応えていく必要。メーカー各社は大幅な増産に取り組んでいるが、転売事例が存在する状況においては、不適切な購入が継続し、**結果として、一般の方々のアルコール消毒製品へのアクセスに問題が生じるおそれ。**
- 経済活動の円滑な再開のため、**アルコール消毒製品の転売規制を導入する。**

【転売規制の対象とする製品】（既に規制対象となっている衛生用マスクに追加）

- ・消毒等に使用されることが目的とされているアルコール製品（医薬品、医薬部外品、その他） <4頁参照>

【転売行為の定義】

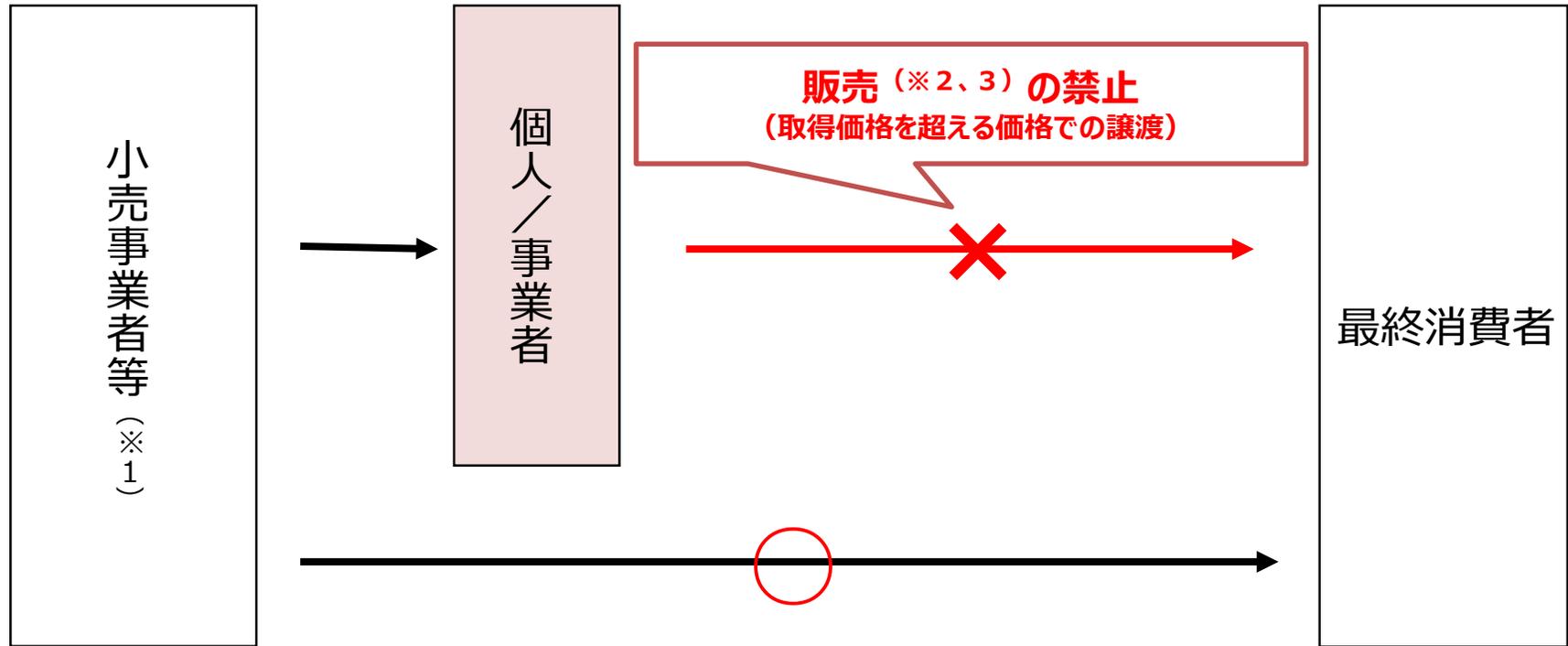
- ・改正なし（衛生用マスクと同様）

【今後のスケジュール】

- 5月22日（金）（本日） 閣議決定
公布（即日）
- 5月26日（火） 施行

※注 5月26日以降に締結された売買契約に基づく「譲渡」が処罰対象となる（5月25日以前に締結された売買契約に基づく、5月26日以降の「譲渡」は処罰対象外）。

2. 規制対象となる行為



- ※1 一般消費者に対して直接販売する製造事業者、卸売事業者や個人も含む
- ※2 店舗、フリーマーケット、インターネット(SNS含む)等を通じて不特定又は多数の者への販売行為。
- ※3 小分け行為も規制対象。

- 対象：アルコール消毒製品
- 違反者に対しては一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金

3. 政令改正後の規制対象※1

	規制対象	通常は規制対象外
<p>医薬品、医薬部外品 (エタノール、その含有製品(濃度は問わない)であって消毒等に使用されることが目的とされているもの※2が規制対象)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 消毒用エタノール ● 手指消毒液 ● 消毒用タオル ● エタノール含浸綿 ● 殺菌消毒薬 ● ハンドソープ <p>等</p> <p>※エタノール含有しない消毒製品は規制対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 口中清涼剤 ● 体臭防止剤 ● 育毛剤 ● 薬用シェーブローション <p>等</p>
<p>高濃度エタノール含有製品 (医薬品、医薬部外品以外) (濃度60 vol%以上のアルコール又はその含有製品であって消毒等に使用されることが目的とされているもの※2が規制対象)</p>	<p><エタノール濃度が60vol%以上 かつ除菌等製品※2></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品添加物(一部のエタノール製剤) ● 除菌製品(除菌ジェル、除菌シート、除菌タオルなど) ● 酒類(一部のスピリッツなど) ● 酒類に不可飲処置を施したもの <p>等</p>	<p><エタノール濃度が60vol%未満の製品></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空間用消臭剤 ● 掃除用シート <p>等</p> <p><除菌等以外の用途の製品※2></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古酒 ● 香水 ● 工業用洗浄剤 <p>等</p>

※1 あくまでも参考として示したものであり、ここに掲示されていない物が規制対象(規制対象外)となるわけではない。

※2 消毒、殺菌、除菌、抗菌等に使用されることが目的とされているもの。実際に転売規制の対象であるか否かは、当該製品上の表示のほか、当該製品の製造事業者、小売事業者又は転売行為者の宣伝・広告の内容、又は、社会通念によって判断される(例えば、表示がないものでも度数60度以上の酒類は規制対象)。逆に、香水、有機溶剤等や酒類であっても古酒のように、消毒等の使用目的でないことが明らかである場合、高濃度アルコールを含有する場合も通常は規制対象とならない。

(参考1) アルコール消毒液に関するネット販売サイト運営事業者への要請

- 2020年2月28日

ネット販売サイト運営事業者に対して、マスクと消毒液について、3月14日以降当分の間、オークションの自粛、通常電子商取引における適正価格・小ロットでの販売を要請。

- 2020年4月2日

消毒液について、BtoB、BtoC市場に流れる代表製品の製品名をネット販売サイト運営事業者に提示し、高額販売・転売対策を要請。

- 2020年5月1日

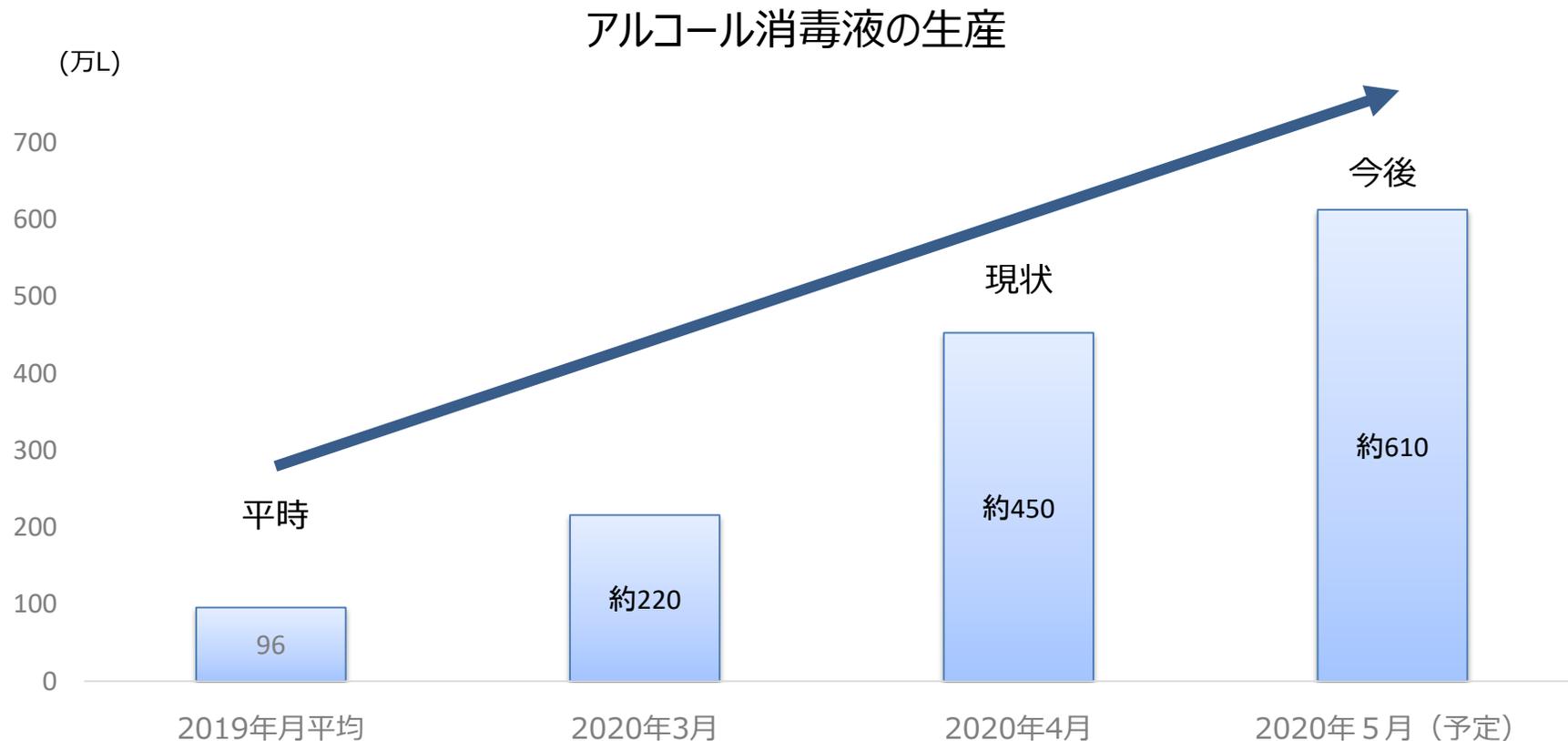
メルカリが消毒液や除菌シート等の出品禁止を公表。

- 2020年5月4日

Yahoo!がヤフオクやPayPayフリマでの消毒液や除菌シート等のオークション形式での出品の禁止や出品者に対する適正価格・小ロットでの出品の要請を公表。

(参考2) 当面のアルコール消毒液需給の見通しについて

- 新型コロナウイルスの発生を受け、消毒液の大幅な増産を実施するも、品薄状態が継続。
- そのため、政府としては、医療機関、介護施設等に対して優先的に消毒液を供給するスキームを構築。4月には要望に対して全量を供給。
- しかしながら、市中では依然として品薄で、インターネット経由の転売が横行。



(参考3) 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

- 経団連をはじめ多くの業種別ガイドラインにおいて、手指消毒に言及。

■ 経団連（オフィス、製造事業場）

（4）勤務

- 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けんなどを配置する。また、**水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。**

オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン：https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline1.html

製造事業場における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン：https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040_guideline2.html

■ 日本フードサービス協会、全国生活衛生同業組合中央会（外食業）

3. お客様の安全

1) 入店時

- 店舗入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断りさせていただく旨を掲示する。また、店舗入口や手洗い場所には、**手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を用意する。**

6) デリバリーサービス

- 料理の受渡しは必ず**手指を消毒してから行う。**

外食業の事業継続のためのガイドライン：http://www.jfnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline_20514.pdf

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定生活関連物資等

一 特定生活関連物資等に、消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品及び医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）を指定すること。（第一条関係）

二 特定生活関連物資等を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないこと。（第二条関係）

第二 附則

一 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行することとする。

（附則第一項関係）

二 第一の二の規定（第一の一の消毒等用アルコールに係る部分に限る。）は、第一の二に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しないこととすること。

（附則第二項関係）

政令第 号

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「衛生マスク」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 衛生マスク

二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性

及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒、殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）

第二条の見出し中「衛生マスク」を「特定生活関連物資等」に改め、同条中「衛生マスクを」を「前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を」に、「衛生マスクの」を「特定生活関連物資等の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の規定（改正後の第一条第二号に係る部分に限る。）は、改正後の第二条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

理由

国民生活安定緊急措置法の規定に基づき、消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から購入した消毒等用アルコールの譲渡を禁止する必要があるからである。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) 1

改正案	現行
<p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、次のとおりとする。</p> <p>一 衛生マスク</p> <p>二 消毒等用アルコール（アルコール（これを含む製剤を含む。）（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品以外のものにあつては、アルコール分（温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。）が六十度以上のものに限る。）であつて、消毒等（消毒殺菌その他これらに類する行為をいう。）に使用されることが目的とされているもの（これを染み込ませた脱脂綿、紙、不織布その他の材料を含む。）をいう。）</p> <p>（特定生活関連物資等の転売の禁止）</p> <p>第二条 前条各号に掲げる生活関連物資等（以下この条において「特定生活関連物資等」という。）を不特定の相手方に対し売り渡す者から特定生活関連物資等の購入をした者は、当該購入をした特定生活関連物資等の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該特定生活関連物資等の売買契約の締結の申込み又は誘引</p>	<p>（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）</p> <p>第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとする。</p> <p>（衛生マスクの転売の禁止）</p> <p>第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引を行つたものである）であつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない</p>

をして行うものであつて、当該特定生活関連物資等の購入価格を超える価格によるものに限る。)をしてはならない。

。

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和四十九年政令第四号) 1
- 国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)(抄) 6
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)(抄) 6

○国民生活安定緊急措置法施行令（昭和四十九年政令第四号）

（法第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等）

第一条 国民生活安定緊急措置法（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、衛生マスクとする。

（衛生マスクの転売の禁止）

第二条 衛生マスクを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスクの購入をした者は、当該購入をした衛生マスクの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスクの売買契約の締結の申込み又は誘引を行つて行うものであつて、当該衛生マスクの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならない。

（報告の徴収）

第三条 法第三十条第一項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、次のとおりとする。

- 一 指定物資の品目別の販売価格
 - 二 指定物資の品目別の生産費、輸入価格又は仕入価格並びに販売費用及び利潤
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定物資の品目別の取引数量、取引先、取引条件その他の取引に関する事項
 - 四 標準価格が小売業を行う者の販売価格について定められた場合における当該標準価格に係る指定物資の小売業を行う者については、前三号に掲げるもののほか、その標準価格及びその指定物資の販売価格の表示の状況
- 2 法第三十条第二項の規定により主務大臣が報告させることができる事項は、法第二十二条第一項に規定する生活関連物資等の生産、輸入、販売若しくは輸送又は当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を行う者については、当該生活関連物資等の生産、輸入、販売、輸送又は保管に関する業務又は経理の状況とする。

（主務大臣）

第四条 法及びこの政令における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 法第四条第一項の規定による標準価格の決定、法第五条第一項の規定による標準価格の改定、法第六条第二項又は第七条第一項の規定による指示及び法第三十条第一項の規定による報告の徴収等に関する事項については、指定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣
- 二 法第二十二条第一項の規定による指示及び法第三十条第二項の規定による報告の徴収等でその指示に係るものに関する事項については、次のイからハまでに掲げる大臣
- イ 生活関連物資等の生産の事業を行う者のその生産に係る生活関連物資等に係る場合にあつては、当該生活関連物資等の生産の事業を所管する大臣

ロ 生活関連物資等の輸入の事業を行う者のその輸入に係る生活関連物資等に係る場合にあつては、当該生活関連物資等の輸入の事業を所管する大臣、生産の事業を所管する大臣及び販売の事業を所管する大臣

ハ 生活関連物資等の販売の事業を行う者のその販売に係る生活関連物資等に係る場合にあつては、当該生活関連物資等の販売の事業を所管する大臣

三 法第二十二條第二項の規定による指示及び法第三十條第二項の規定による報告の徴収等でその指示に係るものに関する事項については、当該生活関連物資等の輸送の事業を所管する大臣

四 法第二十二條第三項の規定による指示及び法第三十條第二項の規定による報告の徴収等でその指示に係るものに関する事項については、当該生活関連物資等に係る物品の保管の事業を所管する大臣

(協議)

第五條 主務大臣は、法第四條第一項の規定により標準価格を定め、若しくは法第五條第一項の規定により標準価格を改定する場合又は法第六條第一項の主務省令を制定し、若しくは改正する場合には、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

(地方公共団体が処理する事務等)

第六條 法第六條第二項及び第三項並びに第七條の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る法第三十條第一項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務で、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、主務大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

一 指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに設置されているものに関するもの 当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長

二 指定物資を販売する者（小売業を行う者を除く。）で、その事業場が一の都道府県の区域内のみに設置されているもの（前号に規定する者を除く。）に関するもの 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

三 指定物資の小売業を行う者に関するもの その事業場の所在地を管轄する都道府県知事（その事業場が指定都市の区域内に設置されている場合にあつては、当該事業場の所在地を管轄する指定都市の長）

2 前項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

3 第二項本文の場合においては、法及びこの政令中同項本文に規定する事務に係る主務大臣に関する規定は、都道府県知事又は指定都市の長に關する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。

4 法第二十二條第二項及び第三項の規定に基づく主務大臣の権限並びにその権限に係る同条第四項及び法第三十條第二項の規定に基づく主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が同項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第二十二條第二項の規定に基づく権限でその指示に係る輸送をすべき区間が一の地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、その指示に係る輸送の事業が国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二條第二項に規定する事務（以下「海事に関する事務」という。）に係るものである場合については、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内であるもの及びその権限に係る法第二十二條第四項の規定に基づく権限 当該区間を含む区域を管轄する地方運輸局長（海事に関する事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）

二 法第二十二條第二項の規定に基づく権限に係る法第三十條第二項の規定に基づく権限 輸送の事業を行う者の事業場の所在地を管轄する地方運輸局長

三 法第二十二條第三項の規定に基づく権限並びにその権限に係る同条第四項及び法第三十條第二項の規定に基づく権限 法第二十二條第一項に規定する生活関連物資等に係る物品の保管場所の所在地を管轄する地方運輸局長

（罰則）

第七條 第二條の規定に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この政令は、昭和四十九年一月十八日から施行する。

附 則（昭和四十九年一月二十八日政令第一七号）

この政令は、昭和四十九年二月一日から施行する。

附 則（昭和四十九年三月二二日政令第五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年五月二四日政令第一七三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四九年六月一日政令第一九三号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五一年四月二七日政令第七二号）

1 この政令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五六年三月二七日政令第四二号）

（施行期日）

1 この政令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により新潟海運監理部長がした処分等とみなす。

3 改正法の施行前に新潟海運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正法による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令の規定により新潟海運監理部長に対してした申請等とみなす。

附 則（昭和五九年六月六日政令第一七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長

北海道運輸局長

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長
東海海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則（平成一一年一月一七日政令第三七三号）

（施行期日）

- 1 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（令和二年三月一日政令第四二号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二条の規定は、同条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものについては、適用しない。

○国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）（抄）

（割当て又は配給等）

第二十六条 物価が著しく高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の供給が著しく不足し、かつ、その需給の均衡を回復することが相当の期間極めて困難であることにより、国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に重大な支障が生じ又は生ずるおそれがあるとき、別法律の定めがある場合を除き、当該生活関連物資等を政令で指定し、政令で、当該生活関連物資等の割当て若しくは配給又は当該生活関連物資等の使用若しくは譲渡若しくは譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。

2 （略）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

一 日本薬局方に収められている物

二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具等（機械器具、歯科材料、医療用品、

衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）

）及びこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。）でないもの（医薬部外品及び再生医療等製品を除く。）

三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。）

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であつて人体に対する作用が緩和なものをいう。

一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物（これらの使用目的のほか、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

イ 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

ロ あせも、ただれ等の防止

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛

二 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の目的のために使用される物（この使用目的のほか、併せて前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物を除く。）であつて機械器具等でないもの

三 前項第二号又は第三号に規定する目的のために使用される物（前二号に掲げる物を除く。）のうち、厚生労働大臣が指定するもの

3
18
（略）

令和2年5月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）、熱中症予防対策担当部（局） 御中

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
厚生労働省健康局健康課

令和2年度の熱中症予防行動について（周知依頼）

平素より熱中症対策の推進につきましては格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日が続くこれからの時期に備え、国民一人ひとりに対して熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行う等、対策に万全を期すことが重要です。

今年度は更に、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を実践することが求められています。また、熱中症により救急搬送者や医療機関を受診する方が増加した場合、新型コロナウイルス感染症の対応を行っている医療機関に負荷がかかってしまうことが考えられるため、熱中症予防を一層徹底する必要があります。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下であることから、例年以上に熱中症に気をつけることが重要です。つきましては、国民の皆様が十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防をこれまで以上に心掛けていただけるよう、別紙1～3の内容について、関係者に周知いただきたくお願いします。

《本件照会先》

担当課室	環境省 大臣官房 環境保健部環境安全課	厚生労働省 健康局健康課地域保健室
担当者名	福嶋、石橋	十川、松川
TEL	03-5521-8261	03-3595-2190
FAX	03-5580-3596	03-3503-8563
e-mail	netsu@env.go.jp	communityhealth@mhlw.go.jp

令和2年度の熱中症予防行動の留意点について

～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～

1 趣旨

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」が示されました。新型コロナウイルスの出現に伴い、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、今夏は、これまでとは異なる生活環境下で迎えることとなりますが、一方で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。十分な感染症予防を行いながら、熱中症予防にもこれまで以上に心掛けるようにしましょう。

なお、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」を進めていく上での熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に集積されているわけではありませんが、特に心掛けていただきたい熱中症予防行動について取りまとめています。

2 熱中症予防行動の留意点

(1) 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- 夏期の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずすようにしましょう。

※屋内運動施設での運動は、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）のリスクが高いことから、お住まいの自治体の情報に従いましょう。

- マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心掛けるようにしましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- 新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- 日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防する上でも有効です。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養するようにしましょう。
- 3密（密集、密接、密閉）を避けつつも、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者への目配り、声掛けをするようにしましょう。

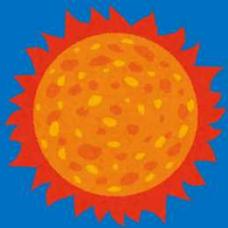
(2) 従来からの熱中症予防行動の徹底

- 暑さを避けましょう。
 - 室内の温度・湿度をこまめに確認し、適切に管理しましょう。
 - 外出時は天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう（WBGTは環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>）。
 - 涼しい服装を心掛け、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
 - 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください（急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）。

- こまめに水分補給をしましょう。
 - のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう（一般的に、食事以外に1日当たり1.2Lの水分の摂取が目安とされています。）。
 - 激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。

- 暑さに備えた体作りをしましょう。
 - 暑くなり始めの時期から適度に運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度）を心掛け、身体が暑さに慣れるようにしましょう（暑熱順化）（※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施してください。）。

※特に、熱中症になりやすい高齢者、子ども、障害者の方々は、より注意する必要があります。周囲の方からも積極的な声掛けをお願いします。



令和2年度の 熱中症予防行動

(別紙2)

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

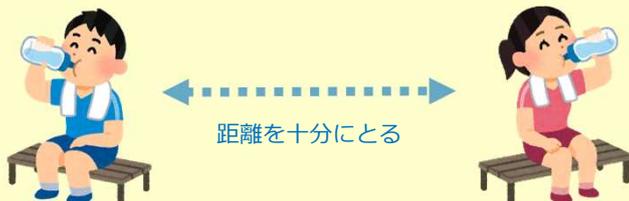
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪く感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



熱中症予防に関する資料

- 環境省ウェブサイト

環境省のウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」では各種普及啓発資料や、熱中症のかかりやすさを示す「暑さ指数 (WBGT)」を公表しています。

「環境省熱中症予防情報サイト」 (<http://www.wbgt.env.go.jp/>)

検索 | 環境省 熱中症



携帯電話用 QR コード

<http://www.wbgt.env.go.jp/kt/>



スマートフォン用 QR コード

<http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

- 厚生労働省ウェブサイト

厚生労働省のウェブサイト「熱中症関連情報」では、熱中症予防に対する厚生労働省の取組や、職場における労働衛生対策などを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/index.html

(参考)

- スポーツ庁ウェブサイト

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と運動・スポーツの実施における留意点等については、スポーツ庁より情報提供されています。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

事務連絡
令和2年5月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

現在、新型コロナウイルス感染症患者が各地域で発生しているところであり、感染が疑われる患者に対しては、帰国者・接触者相談センターや保健所、かかりつけ医に相談の上、帰国者・接触者外来を受診していただくよう要請しているところです。

こうした感染が疑われる患者に対しては、外出を避けるよう求めているところですが、患者が受診した帰国者・接触者外来、医療機関（以下、「帰国者・接触者外来等」という。）において、感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について、以下のとおりとりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

1. 帰国者・接触者外来等の医師は、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する際に、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に基づき、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断す

る場合は、患者に対して、当該事務連絡に基づく対応ができる旨説明すること。

2. 1. により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合には、感染拡大を未然に防止する観点から、帰国者・接触者外来等の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。

薬生総発 0527 第 1 号
薬生薬審発 0527 第 5 号
薬生安発 0527 第 1 号
薬生監麻発 0527 第 1 号
令和 2 年 5 月 27 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うメチルフェニデート塩酸塩製剤
(コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg) の経過措置期間の延長について

メチルフェニデート塩酸塩製剤の使用については、「メチルフェニデート塩酸塩製剤
(コンサータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg) の使用にあたっての留意事項につい
て」(令和元年 9 月 4 日付け薬生総発 0904 第 1 号、薬生薬審発 0904 第 3 号、薬生安発
0904 第 1 号、薬生監麻発 0904 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審
査管理課長、医薬安全対策課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知。以下「留意事項
通知」という。)により示してきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、留意事項通知に規定する医師の登録
の事務手続き等に遅延が生じていることから、メチルフェニデート塩酸塩製剤(コンサ
ータ錠 18mg、同錠 27mg 及び同錠 36mg)について、承認条件を別紙のとおり変更し、経
過措置期間を延長することとしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知願いま
す。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

別紙

承認条件について

本剤の承認条件を以下のとおり変更した。

【承認条件】

新	旧
医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。	医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。
本剤が、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通した医師によって適切な患者に対してのみ処方されるとともに、薬物依存を含む本剤のリスク等について十分に管理できる医療機関及び薬局においてのみ取り扱われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。これらの措置は令和元年12月1日までに実施すること。なお、同年12月1日前に本剤を処方していた医師については令和2年9月30日まで、また、令和元年12月1日前に本剤を服用していた患者については令和2年12月31日までは変更前の承認条件の下で取り扱うことができる。	本剤が、注意欠陥/多動性障害（AD/HD）の診断、治療に精通した医師によって適切な患者に対してのみ処方されるとともに、薬物依存を含む本剤のリスク等について十分に管理できる医療機関及び薬局においてのみ取り扱われるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。これらの措置は令和元年12月1日までに実施すること。なお、同年12月1日前に本剤を処方していた医師については令和2年6月30日まで、また、令和元年12月1日前に本剤を服用していた患者については令和2年12月31日までは変更前の承認条件の下で取り扱うことができる。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2020年3月分

March, 2020

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電など
	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2020年3月の家電大型専門店販売額は3885億円、前年同月比で見ると▲9.5%の減少となった。
商品別にみると、カメラ類が同▲44.3%の減少、通信家電が同▲36.2%の減少、その他が同▲10.1%の減少、生活家電が同▲7.5%の減少、AV家電が同▲2.4%の減少となった。
一方、情報家電が同1.4%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,885	592	984	286	96	1,563	366	2,546
▲9.5	▲2.4	1.4	▲36.2	▲44.3	▲7.5	▲10.1	1.8

6. ドラッグストア販売額の動向

2020年3月のドラッグストア販売額は6097億円、前年同月比で見ると7.6%の増加となった。
商品別にみると、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同18.9%の増加、食品が同18.2%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同15.1%の増加、調剤医薬品が同10.8%の増加、その他が同5.6%の増加、トイレタリーが同3.0%の増加となった。
一方、ビューティケア(化粧品・小物)が同▲10.2%の減少、OTC医薬品が同▲5.3%の減少、健康食品が同▲4.3%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,097	521	766	425	174	765	530	952	1,862	102	16,511
7.6	10.8	▲5.3	15.1	▲4.3	▲10.2	3.0	18.9	18.2	5.6	4.1

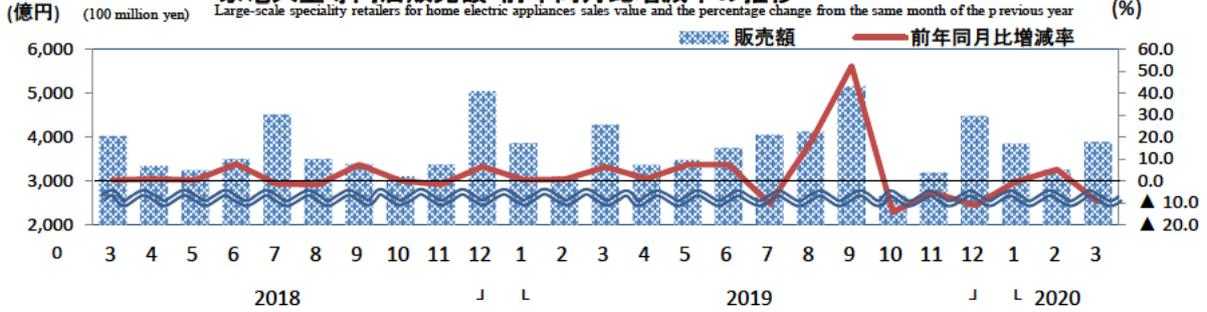
7. ホームセンター販売額の動向

2020年3月のホームセンター販売額は2723億円、前年同月比で見ると3.5%の増加となった。
商品別にみると、家庭用品・日用品が同11.6%の増加、ペット・ペット用品が同4.9%の増加、その他が同4.6%の増加、DIY用具・素材が同4.2%の増加、園芸・エクステリアが同3.3%の増加、電気が同2.5%の増加となった。
一方、オフィス・カルチャーが同▲15.9%の減少、カー用品・アウトドアが同▲6.1%の減少、インテリアが同▲2.0%の減少となった。

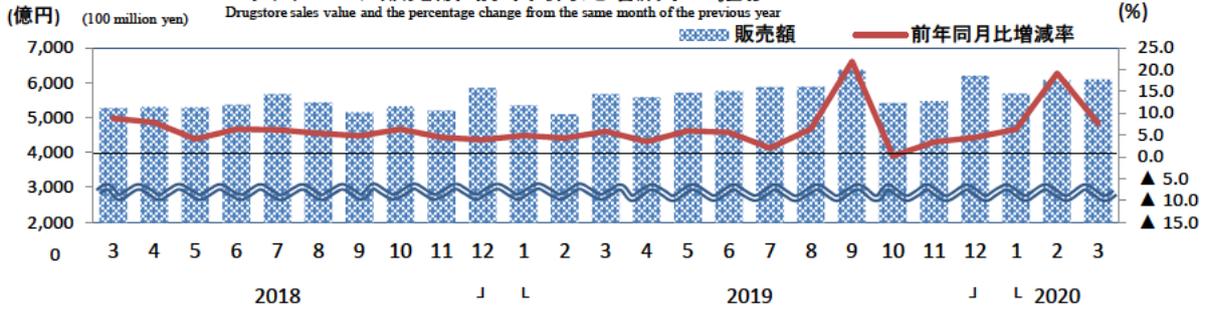
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園 芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,723	600	154	181	623	395	211	136	129	293	4,355
3.5	4.2	2.5	▲2.0	11.6	3.3	4.9	▲6.1	▲15.9	4.6	0.4

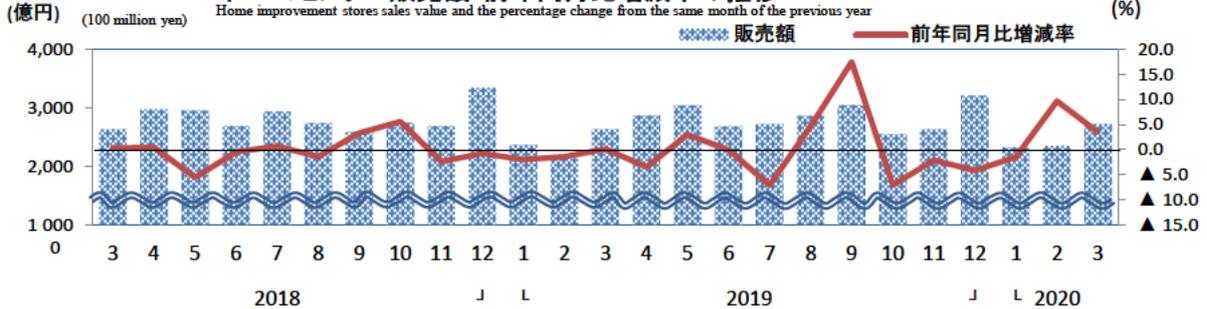
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2017年	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	C.Y. 2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2017年度	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	F.Y. 2017
2018	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	2018
2019	45,213	2.3	2,546	70,096	7.1	16,511	33,010	0.7	4,355	2019
2019年 1~3月	11,223	2.7	2,496	16,105	5.0	15,859	7,134	▲1.1	4,338	Q1 2019
4~6	10,593	5.2	2,511	17,041	5.1	16,042	8,594	▲0.2	4,352	Q2
7~9	13,316	16.8	2,515	18,128	9.7	16,169	8,636	4.6	4,353	Q3
10~12	10,322	▲10.3	2,547	17,082	2.7	16,422	8,384	▲4.4	4,357	Q4
2020年 1~3月	10,982	▲2.3	2,546	17,844	10.8	16,511	7,397	3.7	4,355	Q1 2020
2019年 1月	3,862	0.5	2,486	5,344	4.9	15,662	2,363	▲2.0	4,336	Jan. 2019
2	3,084	0.6	2,490	5,093	4.3	15,724	2,139	▲1.4	4,333	Feb.
3	4,277	6.3	2,496	5,668	5.8	15,859	2,632	0.1	4,338	Mar.
4	3,364	0.9	2,503	5,580	3.5	15,944	2,870	▲3.5	4,345	Apr.
5	3,477	7.3	2,501	5,706	6.0	16,019	3,040	3.0	4,346	May
6	3,752	7.3	2,511	5,755	5.6	16,042	2,684	▲0.1	4,352	Jun.
7	4,046	▲10.4	2,511	5,878	2.0	16,104	2,724	▲7.1	4,353	Jul.
8	4,116	17.6	2,516	5,881	6.4	16,144	2,866	4.7	4,351	Aug.
9	5,154	52.4	2,515	6,370	21.8	16,169	3,045	17.5	4,353	Sep.
10	2,659	▲14.2	2,520	5,420	0.2	16,241	2,550	▲7.1	4,356	Oct.
11	3,185	▲5.5	2,540	5,467	3.4	16,346	2,629	▲2.1	4,358	Nov.
12	4,478	▲11.2	2,547	6,195	4.4	16,422	3,205	▲4.2	4,357	Dec.
2020年 1月	3,851	▲0.3	2,538	5,683	6.3	16,444	2,326	▲1.5	4,352	Jan. 2020
2	3,245	5.2	2,540	6,064	19.1	16,456	2,347	9.7	4,349	Feb.
3	3,885	▲9.5	2,546	6,097	7.6	16,511	2,723	3.5	4,355	Mar.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2017年	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	C Y 2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2017年度	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	F Y 2017
2018	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	2018
2019	7,009,565	569,251	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,511	2019
2019年1~3月	1,610,493	131,545	224,142	112,770	52,678	233,477	145,345	230,935	451,406	28,195	15,859	Q1 2019
4~6	1,704,099	135,564	221,172	103,706	55,546	256,577	157,604	256,768	486,595	30,567	16,042	Q2
7~9	1,812,841	140,083	232,615	107,807	60,342	274,172	172,051	284,298	509,808	31,665	16,169	Q3
10~12	1,708,192	145,268	222,293	108,713	53,193	243,982	153,686	255,486	494,215	31,356	16,422	Q4
2020年1~3月	1,784,433	148,336	232,810	143,660	55,497	228,485	155,727	272,381	517,831	29,706	16,511	Q1 2020
2019年1月	534,405	41,672	75,261	39,556	17,785	76,605	48,040	78,226	147,559	9,701	15,662	Jan 2019
2	509,252	42,851	67,976	36,289	16,707	71,741	45,856	72,578	146,416	8,838	15,724	Feb
3	566,836	47,022	80,905	36,925	18,186	85,131	51,449	80,131	157,431	9,656	15,859	Mar
4	557,982	46,976	73,214	34,557	17,842	84,504	51,029	81,186	158,806	9,868	15,944	Apr
5	570,645	43,684	74,858	34,668	18,628	85,745	52,811	87,020	162,782	10,449	16,019	May
6	575,472	44,904	73,100	34,481	19,076	86,328	53,764	88,562	165,007	10,250	16,042	Jun
7	587,798	46,802	76,135	35,033	19,627	87,422	54,713	91,163	166,574	10,329	16,104	Jul
8	588,087	46,175	75,258	34,785	19,797	86,603	54,645	90,245	170,115	10,464	16,144	Aug
9	636,956	47,106	81,222	37,989	20,918	100,147	62,693	102,890	173,119	10,872	16,169	Sep
10	541,989	46,812	69,578	32,855	17,164	75,495	47,562	80,751	161,829	9,943	16,241	Oct
11	546,720	47,241	72,366	35,026	17,153	77,262	49,808	80,227	157,700	9,937	16,346	Nov
12	619,483	51,215	80,349	40,832	18,876	91,225	56,316	94,508	174,686	11,476	16,422	Dec
2020年1月	568,315	46,247	75,863	47,852	19,137	78,116	50,108	82,192	159,101	9,699	16,444	Jan 2020
2	606,416	49,999	80,310	53,315	18,949	73,905	52,606	94,944	172,580	9,808	16,456	Feb
3	609,702	52,090	76,637	42,493	17,411	76,464	53,013	95,245	186,150	10,199	16,511	Mar
2017年	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	C Y 2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2017年度	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	F Y 2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	4.1	2019
2019年1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.3	6.6	8.1	5.4	Q1 2019
4~6	5.1	12.3	2.7	1.5	2.2	3.5	2.1	5.4	7.3	9.9	5.1	Q2
7~9	9.7	15.6	7.9	6.1	4.9	10.5	10.0	13.4	8.8	6.8	4.8	Q3
10~12	2.7	11.0	▲0.4	1.9	▲1.0	▲1.8	▲0.8	0.8	7.3	3.2	5.0	Q4
2020年1~3月	10.8	12.8	3.9	27.4	5.4	▲2.1	7.1	17.9	14.7	5.4	4.1	Q1 2020
2019年1月	4.9	6.1	4.5	5.5	8.9	3.7	2.6	4.3	5.9	7.5	4.9	Jan 2019
2	4.3	7.7	2.6	1.0	4.1	4.6	2.5	4.0	5.6	8.0	5.0	Feb
3	5.8	4.0	3.9	3.3	4.4	4.0	5.5	7.3	8.1	8.9	5.4	Mar
4	3.5	14.9	0.7	0.1	1.3	0.8	0.2	2.5	6.2	8.4	5.4	Apr
5	6.0	11.2	4.5	2.5	2.8	4.8	3.0	7.4	7.9	12.6	5.4	May
6	5.6	10.7	3.1	2.0	2.6	5.0	3.0	6.1	7.9	8.7	5.1	Jun
7	2.0	14.0	1.3	▲2.3	▲3.7	▲1.9	▲1.2	4.5	3.2	5.2	5.2	Jul
8	6.4	14.2	3.7	3.3	2.4	4.6	5.0	8.3	7.7	8.6	5.2	Aug
9	21.8	18.6	19.8	18.4	17.4	31.4	28.0	28.4	15.9	6.7	4.8	Sep
10	0.2	10.5	▲4.7	▲3.0	▲4.6	▲6.3	▲5.9	▲1.8	7.4	6.2	5.1	Oct
11	3.4	11.1	1.6	2.2	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.2	7.3	5.0	5.1	Nov
12	4.4	11.3	1.6	5.9	2.0	1.0	3.3	2.7	7.4	▲0.6	5.0	Dec
2020年1月	6.3	11.0	0.8	21.0	7.6	2.0	4.3	5.1	7.8	▲0.0	5.0	Jan 2020
2	19.1	16.7	18.1	46.9	13.4	3.0	14.7	30.8	17.9	11.0	4.7	Feb
3	7.6	10.8	▲5.3	15.1	▲4.3	▲10.2	3.0	18.9	18.2	5.6	4.1	Mar

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	店舗数	
2017年	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	C.Y. 2017
2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2017年度	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	FY 2017
2018	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,609	7,068	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,790	1,529	28,044	78	2019
2019年1~3月	67,361	693	107,005	1,138	705,787	6,816	194,593	1,956	237,039	2,350	82,767	823	48,438	509	161,103	1,500	6,400	74	Q1 2019
4~6	68,395	696	113,763	1,153	739,147	6,885	208,615	1,989	256,585	2,384	86,646	836	51,847	511	171,980	1,512	7,121	76	Q2
7~9	72,351	699	122,939	1,175	790,180	6,937	222,016	2,010	266,623	2,405	96,871	839	55,550	518	178,785	1,511	7,526	75	Q3
10~12	70,152	701	115,590	1,199	745,973	7,038	212,889	2,064	251,131	2,438	86,793	844	50,440	530	168,556	1,531	6,668	77	Q4
2020年1~3月	72,592	703	123,042	1,209	786,309	7,068	222,815	2,098	254,333	2,460	91,130	841	53,014	525	174,469	1,529	6,729	78	Q1 2020
2019年1月	24,056	692	37,077	1,093	234,447	6,722	63,990	1,939	76,490	2,323	26,822	813	16,007	512	53,331	1,496	2,185	72	Jan 2019
2	22,482	693	34,272	1,098	221,747	6,749	62,262	1,951	75,020	2,336	25,368	814	15,312	511	50,770	1,499	2,019	73	Feb
3	20,823	693	35,656	1,138	249,593	6,816	68,341	1,956	85,529	2,350	30,577	823	17,119	509	57,002	1,500	2,196	74	Mar.
4	22,440	695	37,232	1,143	242,661	6,848	67,285	1,967	84,584	2,365	27,301	832	16,897	513	57,173	1,507	2,409	74	Apr
5	22,379	697	37,751	1,151	248,622	6,884	69,247	1,975	85,470	2,379	29,606	836	17,457	512	57,743	1,509	2,370	76	May
6	23,576	696	38,780	1,153	247,864	6,885	72,083	1,989	86,531	2,384	29,739	836	17,493	511	57,064	1,512	2,342	76	Jun
7	23,262	694	39,493	1,166	255,282	6,904	72,254	2,003	86,815	2,392	31,689	837	17,564	509	58,862	1,523	2,577	76	Jul
8	24,259	697	41,691	1,170	257,869	6,929	71,360	2,008	84,750	2,398	29,991	839	18,027	514	57,789	1,513	2,351	76	Aug.
9	24,830	699	41,755	1,175	277,029	6,937	78,402	2,010	95,058	2,405	35,191	839	19,959	518	62,134	1,511	2,598	75	Sep
10	24,956	696	39,037	1,184	235,756	6,974	67,571	2,022	77,555	2,410	26,456	839	15,527	525	53,021	1,515	2,110	76	Oct
11	21,606	700	36,515	1,190	239,917	7,009	68,478	2,049	81,188	2,427	27,120	841	16,179	528	53,591	1,525	2,126	77	Nov.
12	23,590	701	40,038	1,199	270,300	7,038	76,840	2,064	92,388	2,438	33,217	844	18,734	530	61,944	1,531	2,432	77	Dec
2020年1月	24,475	701	39,813	1,202	249,537	7,053	69,652	2,069	82,800	2,440	28,172	846	16,554	528	55,052	1,528	2,260	77	Jan 2020
2	24,534	700	41,143	1,205	268,668	7,052	76,511	2,078	85,666	2,444	30,869	845	17,959	527	58,682	1,527	2,384	78	Feb
3	23,583	703	42,086	1,209	268,104	7,068	76,652	2,098	85,867	2,460	32,089	841	18,501	525	60,735	1,529	2,085	78	Mar.
2017年	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	C.Y. 2017
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2017年度	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	FY 2017
2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	3.7	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.3	5.4	2019
2019年1~3月	5.4	2.7	6.2	9.7	4.9	5.4	6.2	5.7	3.3	4.3	7.1	5.4	6.4	3.5	4.2	4.2	10.2	23.3	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	7.0	9.3	4.7	5.1	7.0	6.1	3.3	4.3	5.7	4.2	6.5	2.6	4.6	3.9	13.6	20.6	Q2
7~9	6.9	2.3	10.3	9.7	10.4	5.1	11.6	5.7	8.0	3.6	12.5	4.0	11.0	3.0	6.3	2.4	17.6	17.2	Q3
10~12	6.4	1.3	7.8	9.7	2.6	5.0	5.0	6.4	0.8	5.0	▲0.1	3.8	▲0.1	3.5	0.6	2.8	5.0	11.6	Q4
2020年1~3月	7.8	1.4	15.0	6.2	11.4	3.7	14.5	7.3	7.3	4.7	10.1	2.2	9.4	3.1	8.3	1.9	5.1	5.4	Q1 2020
2019年1月	6.2	2.4	4.7	6.7	5.1	4.8	6.3	5.5	2.0	4.2	7.1	4.1	5.8	6.4	4.2	5.0	14.3	20.0	Jan 2019
2	5.1	2.7	6.0	6.8	3.7	4.8	5.8	5.9	3.4	4.7	4.2	3.4	6.4	5.8	4.7	5.0	7.3	21.7	Feb
3	4.9	2.7	8.2	9.7	5.7	5.4	6.6	5.7	4.4	4.3	9.5	5.4	6.9	3.5	3.7	4.2	9.0	23.3	Mar.
4	4.5	3.1	5.1	9.6	3.3	5.4	4.0	5.8	1.8	4.2	1.6	5.1	4.0	4.3	5.5	4.5	17.6	19.4	Apr
5	6.3	3.1	9.2	9.9	5.9	5.4	7.4	6.1	4.0	4.5	7.9	4.4	8.2	3.2	4.2	4.0	12.1	20.6	May
6	5.6	3.0	6.7	9.3	4.8	5.1	9.5	6.1	4.2	4.3	7.7	4.2	7.4	2.6	4.2	3.9	11.1	20.6	Jun
7	4.2	2.2	4.3	9.5	1.6	5.1	5.0	6.5	▲0.4	4.1	1.8	4.2	0.4	2.4	1.3	4.2	17.2	20.6	Jul
8	4.7	2.7	9.5	9.3	8.2	5.4	7.6	6.4	3.0	4.2	5.6	4.1	5.3	2.4	1.9	3.2	11.4	20.6	Aug.
9	11.8	2.3	17.6	9.7	22.5	5.1	22.6	5.7	22.9	3.6	32.3	4.0	29.2	3.0	16.4	2.4	24.2	17.2	Sep
10	15.4	1.8	11.0	9.3	0.2	5.3	3.7	5.5	▲4.1	5.0	▲8.4	4.5	▲6.1	3.8	▲4.1	2.4	1.6	18.8	Oct
11	▲0.4	2.0	4.2	9.3	3.2	5.3	6.1	6.1	3.2	4.9	3.3	4.0	2.8	3.5	2.7	2.4	1.4	11.6	Nov.
12	4.3	1.3	8.3	9.7	4.4	5.0	5.2	6.4	2.9	5.0	4.7	3.8	2.9	3.5	3.1	2.8	11.8	11.6	Dec
2020年1月	1.7	1.3	7.4	10.0	6.4	4.9	8.8	6.7	8.2	5.0	5.0	4.1	3.4	3.1	3.2	2.1	3.4	6.9	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	9.7	21.2	4.5	22.9	6.5	14.2	4.6	21.7	3.8	17.3	3.1	15.6	1.9	18.1	6.8	Feb
3	13.3	1.4	18.0	6.2	7.4	3.7	12.2	7.3	0.4	4.7	4.9	2.2	8.1	3.1	6.5	1.9	▲5.1	5.4	Mar.

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2017年	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	C Y 2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166	2019
2017年度	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	F Y 2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155	2018
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166	2019
2019年1～3月	67,361	693	13,582	162	18,044	191	30,165	304	10,014	127	12,915	155	Q1 2019
4～6	68,395	696	14,504	164	19,570	190	31,748	310	10,798	130	13,818	156	Q2
7～9	72,351	699	15,701	169	20,368	192	34,291	317	11,725	133	15,379	160	Q3
10～12	70,152	701	14,736	172	19,012	195	32,437	319	10,958	136	14,474	166	Q4
2020年1～3月	72,592	703	15,570	176	19,788	197	34,784	321	11,632	135	15,455	166	Q1 2020
2019年1月	24,056	692	4,753	162	6,186	190	10,440	287	3,502	124	4,456	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,715	191	9,609	289	3,200	124	4,154	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,143	191	10,116	304	3,312	127	4,305	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,316	189	10,457	308	3,495	128	4,582	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,535	189	10,469	308	3,610	130	4,556	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,719	190	10,822	310	3,693	130	4,680	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,563	191	11,077	316	3,737	131	4,921	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,894	191	11,548	317	3,968	132	5,283	159	Aug
9	24,830	699	5,424	169	6,911	192	11,666	317	4,020	133	5,175	160	Sep
10	24,956	696	4,816	170	6,292	193	10,984	319	3,693	135	4,997	163	Oct
11	21,606	700	4,664	171	6,029	194	10,237	318	3,459	135	4,549	165	Nov
12	23,590	701	5,256	172	6,691	195	11,216	319	3,806	136	4,928	166	Dec
2020年1月	24,475	701	4,994	172	6,448	197	11,218	320	3,822	135	5,018	166	Jan 2020
2	24,534	700	5,238	173	6,611	197	11,662	322	3,853	135	5,149	166	Feb
3	23,583	703	5,338	176	6,729	197	11,904	321	3,957	135	5,288	166	Mar
2017年	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	C Y 2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2	2019
2017年度	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	F Y 2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1	2019
2019年1～3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4～6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.4	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	8.2	18.2	Q2
7～9	6.9	2.3	10.0	5.6	7.4	3.8	10.7	13.6	10.7	9.0	14.2	19.4	Q3
10～12	6.4	1.3	5.4	6.2	2.9	2.6	8.6	11.1	7.3	9.7	14.2	21.2	Q4
2020年1～3月	7.8	1.4	14.6	8.6	9.7	3.1	15.3	5.6	16.2	6.3	19.7	7.1	Q1 2020
2019年1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.0	6.7	4.4	7.8	5.5	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.7	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	5.1	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.5	4.4	8.2	12.4	11.2	11.1	10.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.5	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	6.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	1.0	3.2	4.5	14.1	4.3	9.2	7.7	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.2	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	14.8	18.7	Aug
9	11.8	2.3	18.2	5.6	15.5	3.8	17.9	13.6	19.2	9.0	20.7	19.4	Sep
10	15.4	1.8	4.6	5.6	3.2	2.1	12.4	12.7	10.7	9.8	19.7	19.9	Oct
11	▲0.4	2.0	4.8	5.6	1.5	2.6	4.4	11.6	3.1	9.8	7.8	19.6	Nov
12	4.3	1.3	6.7	6.2	4.0	2.6	9.0	11.1	8.1	9.7	15.0	21.2	Dec
2020年1月	1.7	1.3	5.1	6.2	4.2	3.7	7.5	11.5	9.1	8.9	12.6	21.2	Jan 2020
2	9.1	1.0	20.0	6.8	15.7	3.1	21.4	11.4	20.4	8.9	24.0	20.3	Feb
3	13.3	1.4	19.6	8.6	9.5	3.1	17.7	5.6	19.5	6.3	22.8	7.1	Mar

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
2017年	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2019	95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838
2017年度	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783
2019	98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,510	1,073	353,683	827	751,340	1,847
2019年1～3月	22,285	199	44,102	380	31,428	266	29,931	293	99,611	1,046	81,440	796	173,121	1,783
4～6	23,325	203	45,337	379	32,488	272	30,912	296	103,772	1,060	85,244	805	183,418	1,793
7～9	25,475	204	49,187	386	35,406	275	32,794	295	111,065	1,062	90,493	814	194,542	1,810
10～12	23,973	211	46,502	392	33,595	281	31,644	303	104,047	1,073	86,430	824	184,346	1,838
2020年1～3月	25,813	214	49,450	396	35,824	286	33,270	303	111,626	1,073	91,516	827	189,034	1,847
2019年1月	7,740	193	15,056	378	10,726	263	10,082	290	33,003	1,035	27,065	795	56,320	1,725
2	7,228	194	14,117	378	10,179	265	9,717	292	30,891	1,042	25,617	796	53,803	1,731
3	7,317	199	14,929	380	10,523	266	10,132	293	35,717	1,046	28,758	796	62,998	1,783
4	7,622	199	14,885	380	10,709	268	10,133	294	33,766	1,049	27,646	803	60,787	1,791
5	7,711	203	15,059	383	10,744	272	10,241	294	35,090	1,055	28,829	808	61,548	1,799
6	7,992	203	15,393	379	11,035	272	10,538	296	34,916	1,060	28,769	805	61,083	1,793
7	8,166	204	15,951	386	11,371	274	10,671	294	36,044	1,059	29,152	809	62,806	1,795
8	8,750	204	16,590	388	12,080	275	10,816	294	35,310	1,059	29,519	811	63,861	1,809
9	8,559	204	16,646	386	11,955	275	11,307	295	39,711	1,062	31,822	814	67,875	1,810
10	8,255	204	15,729	388	11,400	276	10,659	296	32,420	1,064	27,139	821	57,089	1,823
11	7,577	207	14,619	390	10,622	278	9,949	302	33,285	1,067	28,389	825	59,733	1,833
12	8,141	211	16,154	392	11,573	281	11,036	303	38,342	1,073	30,902	824	67,524	1,838
2020年1月	8,313	212	15,823	394	11,460	283	10,658	302	34,950	1,072	28,745	825	61,300	1,847
2	8,630	212	16,727	395	12,054	283	11,319	302	38,321	1,070	31,439	827	64,509	1,841
3	8,870	214	16,900	396	12,310	286	11,293	303	38,355	1,073	31,332	827	63,225	1,847
2017年	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2019	7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2
2017年度	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2019	10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	3.6
2019年1～3月	5.6	5.9	5.5	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4～6	5.8	6.8	3.9	5.6	4.2	8.8	4.6	3.9	3.4	4.0	4.7	3.6	5.1	6.9
7～9	9.8	6.8	7.5	5.5	8.6	7.0	8.5	3.1	9.8	3.8	9.4	4.5	12.8	7.5
10～12	9.1	9.3	5.1	3.4	7.3	6.8	4.2	4.8	0.6	4.0	2.1	3.6	4.0	7.2
2020年1～3月	15.8	7.5	12.1	4.2	14.0	7.5	11.2	3.4	12.1	2.6	12.4	3.9	9.2	3.6
2019年1月	4.2	4.9	4.2	8.0	5.2	15.4	4.9	2.8	5.5	3.8	4.8	4.1	4.2	4.0
2	5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.2	3.9	1.9	4.3	3.4	3.6	3.1	4.3
3	7.3	5.9	7.2	7.3	6.0	13.2	5.1	3.2	7.2	4.9	5.8	3.9	4.3	6.6
4	4.1	5.9	3.9	6.7	3.7	12.1	3.4	3.2	1.8	4.3	3.1	4.4	3.1	7.2
5	8.1	7.4	5.2	7.3	5.3	11.0	5.3	2.4	4.4	4.0	6.2	4.5	6.5	7.6
6	5.3	6.8	2.7	5.6	3.8	8.8	5.1	3.9	4.0	4.0	4.7	3.6	5.8	6.9
7	4.5	7.4	1.2	6.9	3.0	9.6	3.0	3.2	0.6	3.7	0.7	3.7	2.2	7.0
8	9.5	6.8	6.6	6.9	7.8	9.1	5.7	2.8	5.8	3.7	7.5	4.6	12.7	7.7
9	15.9	6.8	15.4	5.5	15.6	7.0	17.5	3.1	24.2	3.8	21.2	4.5	24.9	7.5
10	14.9	6.8	9.1	4.9	12.4	6.6	9.5	2.8	▲3.2	3.8	1.3	5.4	▲1.6	7.7
11	4.0	7.8	2.1	4.8	3.7	6.9	1.1	4.9	1.6	3.9	1.7	5.4	6.2	7.3
12	8.5	9.3	4.1	3.4	5.9	6.8	2.3	4.8	3.0	4.0	3.2	3.6	7.1	7.2
2020年1月	7.4	9.8	5.1	4.2	6.8	7.6	5.7	4.1	5.9	3.6	6.2	3.8	8.8	7.1
2	19.4	9.3	18.5	4.5	18.4	6.8	16.5	3.4	24.1	2.7	22.7	3.9	19.9	6.4
3	21.2	7.5	13.2	4.2	17.0	7.5	11.5	3.4	7.4	2.6	9.0	3.9	0.4	3.6

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

神奈川県 Kanagawa		新潟県 Niigata		富山県 Toyama		石川県 Ishikawa		福井県 Fukui		山梨県 Yamanashi		長野県 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	C Y	2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018
504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237		2019
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223	F Y	2017
467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233		2018
520,109	1,114	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239		2019
119,048	1,074	27,301	315	18,576	157	20,611	170	17,035	134	12,844	140	20,857	233	Q1	2019
125,162	1,088	28,788	320	19,817	162	21,816	171	17,518	136	13,499	142	21,321	234	Q2	
133,642	1,105	31,516	320	20,927	163	23,117	171	17,564	137	14,450	142	23,251	235	Q3	
126,527	1,118	28,601	328	20,399	169	23,350	188	17,657	142	13,271	143	21,739	237	Q4	
134,778	1,114	30,731	327	20,889	172	25,032	199	17,815	143	14,189	148	23,161	239	Q1	2020
39,479	1,065	9,377	313	6,341	157	6,921	169	5,621	133	4,397	140	7,016	231	Jan	2019
37,308	1,070	8,627	315	6,031	158	6,763	170	5,608	132	4,181	140	6,539	231	Feb	
42,261	1,074	9,297	315	6,204	157	6,927	170	5,806	134	4,266	140	7,302	233	Mar	
40,726	1,079	9,362	318	6,489	160	7,040	170	5,728	134	4,503	141	7,084	234	Apr	
42,671	1,086	9,666	318	6,585	161	7,213	170	6,010	135	4,501	142	7,154	235	May	
41,765	1,088	9,760	320	6,743	162	7,563	171	5,780	136	4,495	142	7,083	234	Jun	
43,267	1,095	10,058	319	6,707	163	7,395	171	5,559	136	4,699	142	7,450	235	Jul	
42,922	1,103	10,309	319	6,866	164	7,623	171	5,802	136	4,782	142	7,717	235	Aug	
47,453	1,105	11,149	320	7,354	163	8,099	171	6,203	137	4,969	142	8,084	235	Sep	
39,445	1,110	9,306	322	6,732	165	7,465	173	5,725	138	4,289	143	6,840	236	Oct	
40,902	1,112	9,165	327	6,551	168	7,625	183	5,719	140	4,247	143	6,957	235	Nov	
46,180	1,118	10,130	328	7,116	169	8,260	188	6,213	142	4,735	143	7,942	237	Dec	
41,933	1,117	9,802	328	6,605	165	7,910	196	5,588	142	4,625	144	7,370	238	Jan	2020
46,446	1,117	10,438	329	7,132	169	8,618	197	6,103	143	4,807	145	7,947	239	Feb	
46,399	1,114	10,491	327	7,152	172	8,504	199	6,124	143	4,757	148	7,844	239	Mar	
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	C Y	2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018
5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6		2019
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7	F Y	2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018
7.6	3.7	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6		2019
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1	2019
4.7	4.5	5.4	4.6	5.7	3.8	7.0	4.9	6.4	7.9	2.6	2.9	6.2	3.1	Q2	
10.7	5.3	10.4	3.6	7.7	3.2	9.5	3.0	1.4	5.4	6.9	2.9	10.3	1.3	Q3	
2.0	5.2	1.4	5.1	5.4	6.3	9.9	11.2	0.1	6.8	▲2.0	2.1	3.8	2.6	Q4	
13.2	3.7	12.6	3.8	12.5	9.6	21.4	17.1	4.6	6.7	10.5	5.7	11.0	2.6	Q1	2020
4.5	4.3	9.5	6.5	6.8	0.6	7.7	3.0	13.7	11.8	6.5	2.9	6.3	3.6	Jan	2019
3.1	4.6	3.6	5.7	2.5	3.9	6.0	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	5.0	3.1	Feb	
4.6	4.5	7.4	3.6	5.1	0.0	7.4	4.3	13.6	10.7	▲0.2	2.9	7.0	4.5	Mar	
2.8	4.4	4.1	3.9	4.5	1.9	3.8	3.7	6.6	8.1	3.0	2.9	6.3	4.0	Apr	
6.5	4.2	7.3	3.9	7.0	3.2	8.5	4.9	10.4	8.0	2.6	3.6	7.5	3.5	May	
4.6	4.5	5.0	4.6	5.5	3.8	8.7	4.9	2.3	7.9	2.2	2.9	4.8	3.1	Jun	
1.5	4.9	2.8	4.2	4.5	3.2	5.9	4.3	▲4.7	7.1	▲0.5	2.9	3.1	3.1	Jul	
7.1	5.6	6.6	3.9	2.2	4.5	4.8	4.3	▲1.5	5.4	4.2	2.9	7.3	3.1	Aug	
24.9	5.3	22.7	3.6	16.7	3.2	18.0	3.0	10.7	5.4	18.3	2.9	21.4	1.3	Sep	
▲2.3	5.5	3.8	4.5	9.5	3.8	10.8	4.2	1.9	5.3	▲3.9	2.9	2.4	2.6	Oct	
3.3	5.1	1.8	5.8	4.5	5.7	10.4	8.9	▲0.2	6.1	▲1.6	2.9	3.6	1.7	Nov	
4.8	5.2	▲1.0	5.1	2.6	6.3	8.6	11.2	▲1.2	6.8	▲0.6	2.1	5.2	2.6	Dec	
6.2	4.9	4.5	4.8	4.2	5.1	14.3	16.0	▲0.6	6.8	5.2	2.9	5.0	3.0	Jan	2020
24.5	4.4	21.0	4.4	18.3	7.0	27.4	15.9	8.8	8.3	15.0	3.6	21.5	3.5	Feb	
9.8	3.7	12.8	3.8	15.3	9.6	22.8	17.1	5.5	6.7	11.5	5.7	7.4	2.6	Mar	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments													
2017年	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2019	165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954
2017年度	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903
2019	169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955
2019年1～3月	38,244	412	66,104	490	97,257	978	19,905	239	17,798	195	26,934	300	99,950	903
4～6	41,038	421	69,206	496	104,884	995	21,060	240	18,988	201	29,478	303	109,860	920
7～9	43,774	420	73,834	493	111,709	1,012	22,489	244	20,165	201	31,044	308	111,463	937
10～12	42,236	427	69,271	501	105,875	1,034	21,029	246	19,024	202	29,250	316	105,453	954
2020年1～3月	42,778	432	72,730	508	111,650	1,049	22,466	246	20,044	204	30,028	320	101,935	955
2019年1月	12,365	408	21,926	487	31,851	970	6,512	235	5,889	196	8,718	293	31,555	895
2	12,313	411	20,768	489	30,841	973	6,314	239	5,622	196	8,485	293	31,661	903
3	13,566	412	23,410	490	34,565	978	7,079	239	6,287	195	9,731	300	36,734	903
4	13,102	415	23,060	491	33,832	985	6,822	237	6,186	198	9,705	301	36,645	913
5	13,785	418	23,119	492	34,674	989	6,990	237	6,306	200	9,828	303	36,452	920
6	14,151	421	23,027	496	36,378	995	7,248	240	6,496	201	9,945	303	36,763	920
7	14,019	422	23,813	496	36,758	1,005	7,375	242	6,536	201	10,085	304	36,736	928
8	14,324	422	23,963	494	35,354	1,008	7,193	243	6,412	201	9,891	307	35,233	928
9	15,431	420	26,058	493	39,597	1,012	7,921	244	7,217	201	11,068	308	39,494	937
10	13,420	424	21,440	495	33,377	1,015	6,577	245	5,911	201	8,904	310	32,765	940
11	13,592	427	22,049	497	33,935	1,025	6,775	246	6,114	203	9,561	314	34,075	946
12	15,224	427	25,782	501	38,563	1,034	7,677	246	6,999	202	10,785	316	38,613	954
2020年1月	13,271	428	22,871	503	34,777	1,033	7,089	247	6,271	201	9,813	318	34,625	950
2	14,668	429	24,661	504	38,377	1,037	7,716	246	6,812	202	10,073	317	33,948	952
3	14,839	432	25,198	508	38,496	1,049	7,661	246	6,961	204	10,142	320	33,362	955
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2017年	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2019	8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5
2017年度	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2019	9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8
2019年1～3月	8.9	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.9	6.9	5.6	5.1	7.0	6.9	6.3	4.3	9.8	6.3	7.3	7.1	▲0.6	2.1
7～9	11.0	4.2	9.8	2.7	12.9	7.4	12.0	5.2	14.1	5.2	13.8	7.7	4.9	1.8
10～12	5.5	4.7	0.8	3.1	4.3	6.8	2.2	4.7	3.0	3.6	2.8	7.8	0.4	6.5
2020年1～3月	11.9	4.9	10.0	3.7	14.8	7.3	12.9	2.9	12.6	4.6	11.5	6.7	2.0	5.8
2019年1月	8.3	6.3	6.1	5.0	5.5	6.7	4.4	4.4	10.2	8.3	9.2	6.9	▲4.2	0.8
2	9.0	6.5	5.7	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.7	1.8
3	9.2	7.0	8.5	5.4	5.7	6.7	6.9	4.4	10.3	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	5.1	4.5	3.7	6.8	4.0	3.5	9.1	7.6	5.8	6.4	▲2.2	2.2
5	9.1	7.5	5.9	4.5	6.7	6.9	6.7	3.5	9.8	7.0	8.0	7.1	▲0.3	2.4
6	9.9	6.9	5.7	5.1	10.6	6.9	8.0	4.3	10.6	6.3	8.0	7.1	0.8	2.1
7	3.4	7.1	0.8	4.0	5.7	7.7	4.7	4.8	5.4	6.3	3.8	6.7	▲2.5	2.4
8	9.5	6.0	7.5	3.1	8.8	7.7	7.1	4.7	9.3	6.3	8.6	8.1	▲0.9	2.1
9	20.8	4.2	22.3	2.7	25.1	7.4	25.2	5.2	28.7	5.2	30.8	7.7	19.8	1.8
10	3.7	4.7	▲3.8	2.9	2.0	6.4	▲0.7	5.2	▲0.2	4.1	▲3.5	7.3	▲4.6	6.2
11	6.5	5.2	2.7	2.9	5.5	6.3	5.1	4.7	5.0	3.6	6.1	7.5	2.5	5.9
12	6.2	4.7	3.2	3.1	5.1	6.8	2.3	4.7	4.0	3.6	5.6	7.8	3.1	6.5
2020年1月	7.3	4.9	4.3	3.3	9.2	6.5	8.9	5.1	6.5	2.6	12.6	8.5	9.7	6.1
2	19.1	4.4	18.7	3.1	24.4	6.6	22.2	2.9	21.2	3.1	18.7	8.2	7.2	5.4
3	9.4	4.9	7.6	3.7	11.4	7.3	8.2	2.9	10.7	4.6	4.2	6.7	▲9.2	5.8

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

兵庫 Hyogo	奈良 Nara			和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month			
	店舗数 Establishments																
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304		2018		
242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309		2019		
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	F Y	2017		
232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304		2018		
249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308		2019		
56,842	606	11,891	128	6,589	84	5,881	66	8,172	78	20,410	190	30,307	304	Q1	2019		
60,770	613	12,901	127	7,070	84	6,320	69	8,690	79	21,340	194	31,168	305	Q2			
65,002	610	13,707	127	7,678	85	7,003	69	9,823	79	23,707	195	35,446	308	Q3			
59,986	613	12,632	127	7,129	84	6,259	69	8,762	80	21,266	195	31,604	309	Q4			
63,380	623	13,379	128	7,752	87	6,576	67	9,095	79	22,610	195	32,931	308	Q1	2020		
18,665	596	3,875	127	2,167	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan	2019		
17,856	601	3,705	127	2,083	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb			
20,321	606	4,311	128	2,339	84	2,140	66	3,074	78	7,573	190	11,338	304	Mar			
19,816	608	4,239	127	2,265	84	2,043	68	2,760	78	6,438	193	9,912	307	Apr			
20,235	609	4,286	128	2,353	84	2,124	68	2,985	79	7,398	193	10,601	307	May			
20,719	613	4,376	127	2,452	84	2,153	69	2,945	79	7,504	194	10,655	305	Jun			
21,053	613	4,439	126	2,407	84	2,312	69	3,332	79	7,616	194	11,668	307	Jul			
20,593	613	4,327	127	2,492	86	2,171	69	2,995	79	7,465	195	10,710	308	Aug			
23,356	610	4,941	127	2,779	85	2,520	69	3,496	79	8,626	195	13,068	308	Sep			
18,200	610	3,869	127	2,181	84	1,920	69	2,721	79	6,425	195	9,639	308	Oct			
19,347	613	4,087	127	2,285	84	1,967	69	2,669	79	6,829	195	9,763	309	Nov			
22,439	613	4,676	127	2,663	84	2,372	69	3,372	80	8,012	195	12,202	309	Dec			
19,867	616	4,225	128	2,411	85	2,045	69	2,803	79	7,074	196	10,114	310	Jan	2020		
21,516	616	4,572	128	2,642	86	2,239	69	3,099	79	7,361	195	11,333	310	Feb			
21,997	623	4,582	128	2,699	87	2,292	67	3,193	79	8,175	195	11,484	308	Mar			
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	C Y	2017		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9		2018		
3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6		2019		
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	F Y	2017		
3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5		2018		
6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3		2019		
2.9	4.5	12.4	7.6	10.1	6.3	7.9	4.8	11.0	11.4	8.1	8.0	7.2	4.5	Q1	2019		
4.2	5.0	9.1	4.1	8.7	3.7	5.6	3.0	10.0	12.9	4.7	6.6	6.1	3.4	Q2			
9.1	3.4	13.6	2.4	14.1	4.9	11.1	3.0	15.7	12.9	12.8	6.6	13.0	3.4	Q3			
▲0.5	3.0	0.7	0.0	4.6	1.2	1.3	4.5	4.4	11.1	▲1.0	3.7	▲0.8	1.6	Q4			
11.5	2.8	12.5	0.0	17.7	3.6	11.8	1.5	11.3	1.3	10.8	2.6	8.7	1.3	Q1	2020		
1.5	2.8	14.5	16.5	8.8	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan	2019		
2.2	4.2	11.5	14.4	8.3	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb			
5.0	4.5	11.4	7.6	13.0	6.3	7.6	4.8	12.6	11.4	13.9	8.0	9.3	4.5	Mar			
2.1	3.6	8.6	6.7	7.1	6.3	6.8	6.3	9.9	11.4	▲5.9	7.8	2.9	5.1	Apr			
4.7	4.5	9.2	5.8	9.6	5.0	4.7	4.6	10.4	11.3	9.2	5.5	8.3	4.4	May			
5.8	5.0	9.4	4.1	9.4	3.7	5.3	3.0	9.8	12.9	11.0	6.6	7.1	3.4	Jun			
▲0.4	4.6	3.9	2.4	3.0	3.7	3.1	3.0	9.0	12.9	▲0.4	7.2	2.1	3.7	Jul			
4.9	4.6	8.3	3.3	9.9	6.2	4.1	3.0	7.0	12.9	6.9	6.6	5.3	3.7	Aug			
24.1	3.4	30.3	2.4	31.0	4.9	27.5	3.0	32.9	12.9	35.1	6.6	33.9	3.4	Sep			
▲6.7	3.7	▲4.4	▲0.8	▲0.4	2.4	▲9.4	3.0	▲5.5	11.3	▲9.6	6.0	▲9.3	3.0	Oct			
3.0	3.7	4.2	▲0.8	8.2	2.4	8.3	4.5	8.7	9.7	3.4	4.8	2.1	2.3	Nov			
2.0	3.0	2.1	0.0	6.0	1.2	5.7	4.5	10.4	11.1	3.0	3.7	4.6	1.6	Dec			
6.4	3.4	9.0	0.8	11.3	2.4	6.5	4.5	8.5	9.7	3.6	3.7	4.6	2.6	Jan	2020		
20.5	2.5	23.4	0.8	26.8	2.4	23.0	4.5	23.3	9.7	22.5	3.2	21.8	2.3	Feb			
8.2	2.8	6.3	0.0	15.4	3.6	7.1	1.5	3.9	1.3	7.9	2.6	1.3	1.3	Mar			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments													
2017 年	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2019	76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86
2017 年度	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86
2019	78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,754	703	44,456	87
2019 年 1～3 月	17,997	185	8,459	79	11,326	121	21,114	224	7,539	85	68,402	688	10,442	86
4～6	19,128	189	9,076	79	12,228	122	22,611	223	7,932	87	73,037	700	11,020	86
7～9	20,892	188	9,743	79	13,176	127	24,120	225	8,511	87	74,716	700	11,508	86
10～12	18,902	191	8,769	81	11,882	128	21,794	232	7,995	89	71,083	705	10,681	86
2020 年 1～3 月	19,918	192	9,216	81	12,552	128	22,896	229	8,350	87	73,918	703	11,247	87
2019 年 1 月	5,823	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,215	685	3,531	87
2	5,722	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,485	686	3,301	87
3	6,452	185	2,995	79	4,054	121	7,500	224	2,570	85	24,702	688	3,610	86
4	6,148	186	2,969	80	3,869	122	7,451	225	2,608	86	24,604	693	3,596	86
5	6,498	189	3,051	80	4,110	122	7,626	224	2,670	86	24,304	696	3,740	86
6	6,482	189	3,056	79	4,249	122	7,534	223	2,654	87	24,129	700	3,684	86
7	6,761	188	3,106	80	4,188	119	7,562	223	2,708	87	24,799	707	3,747	89
8	6,650	188	3,149	80	4,167	123	7,907	224	2,804	87	23,782	701	3,766	86
9	7,481	188	3,488	79	4,821	127	8,651	225	2,999	87	26,135	700	3,995	86
10	5,751	188	2,681	80	3,630	129	6,674	227	2,542	89	22,502	700	3,376	86
11	5,892	189	2,815	80	3,826	127	6,986	232	2,552	89	22,706	700	3,397	86
12	7,259	191	3,273	81	4,426	128	8,134	232	2,901	89	25,875	705	3,908	86
2020 年 1 月	6,136	192	2,879	81	3,914	127	7,130	231	2,631	89	23,361	704	3,496	86
2	6,837	192	3,162	80	4,222	127	7,751	231	2,824	89	24,517	704	3,777	86
3	6,945	192	3,175	81	4,416	128	8,015	229	2,895	87	26,040	703	3,974	87
2017 年	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2019	4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0
2017 年度	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2
2019	6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.0	1.2
2019 年 1～3 月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	3.7	5.7	3.7	7.5	7.2	3.9	6.2
4～6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	0.9	5.4	6.1	7.3	7.5	2.5	4.9
7～9	10.1	▲0.5	12.4	5.3	12.6	4.1	9.9	1.4	9.9	3.6	6.9	5.3	3.7	1.2
10～12	▲0.3	4.4	▲0.0	5.2	0.4	2.4	▲1.3	3.1	2.3	4.7	1.4	4.4	▲1.6	0.0
2020 年 1～3 月	10.7	3.8	8.9	2.5	10.8	5.8	8.4	2.2	10.8	2.4	8.1	2.2	7.7	1.2
2019 年 1 月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.6	8.2	4.3	7.4
2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.2	8.0	4.2	6.1
3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	3.7	5.8	3.7	5.9	7.2	3.3	6.2
4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.2	3.4	6.2	9.7	7.9	1.6	4.9
5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.3	8.0	4.9	5.4	7.7	3.5	4.9
6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	0.9	4.8	6.1	7.0	7.5	2.2	4.9
7	0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	0.9	2.2	6.1	3.6	7.9	▲2.6	6.0
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	0.9	5.1	4.8	1.9	6.5	▲0.2	1.2
9	27.9	▲0.5	30.2	5.3	31.4	4.1	29.5	1.4	23.6	3.6	15.7	5.3	15.0	1.2
10	▲6.6	3.3	▲5.8	6.7	▲6.3	4.0	▲7.9	2.3	▲1.2	4.7	▲3.0	4.6	▲5.3	1.2
11	1.4	3.3	3.6	5.3	4.3	1.6	1.2	3.6	4.0	4.7	3.7	3.7	0.7	1.2
12	3.9	4.4	2.0	5.2	3.3	2.4	2.7	3.1	4.0	4.7	3.3	4.4	▲0.3	0.0
2020 年 1 月	5.4	4.3	2.6	3.8	4.9	2.4	3.2	2.7	2.9	4.7	5.2	2.8	▲1.0	▲1.1
2	19.5	4.3	19.0	2.6	19.2	3.3	15.6	2.7	17.1	4.7	14.1	2.6	14.4	▲1.1
3	7.6	3.8	6.0	2.5	8.9	5.8	6.9	2.2	12.6	2.4	5.4	2.2	10.1	1.2

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
店舗数 Establishments												
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62	C Y 2017
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	2018
58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62	F Y 2017
57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	2018
59,479	122	89,896	179	64,109	123	62,841	121	80,255	194	28,044	78	2019
13,780	119	20,516	175	14,820	120	14,644	120	18,499	192	6,400	74	Q1 2019
14,686	119	22,270	176	15,752	120	15,538	120	19,677	191	7,121	76	Q2
15,449	118	23,305	176	16,460	121	16,437	120	20,910	190	7,526	75	Q3
14,382	122	21,771	179	15,700	124	15,254	121	19,685	194	6,668	77	Q4
14,962	122	22,550	179	16,197	123	15,612	121	19,983	194	6,729	78	Q1 2020
4,597	118	6,843	172	4,950	121	4,933	121	6,262	192	2,185	72	Jan 2019
4,358	119	6,484	175	4,703	120	4,616	121	5,823	191	2,019	73	Feb
4,825	119	7,189	175	5,167	120	5,095	120	6,414	192	2,196	74	Mar
4,790	119	7,320	176	5,203	120	5,137	121	6,523	192	2,409	74	Apr
4,945	119	7,544	176	5,294	120	5,241	121	6,675	191	2,370	76	May
4,951	119	7,406	176	5,255	120	5,160	120	6,479	191	2,342	76	Jun
5,047	119	7,621	177	5,385	121	5,383	120	6,880	190	2,577	76	Jul
5,052	119	7,594	176	5,414	120	5,423	120	6,758	191	2,351	76	Aug
5,350	118	8,090	176	5,661	121	5,631	120	7,272	190	2,598	75	Sep
4,416	118	6,828	178	4,934	121	4,795	120	6,170	192	2,110	76	Oct
4,578	122	6,896	179	4,959	123	4,805	121	6,250	194	2,126	77	Nov
5,388	122	8,047	179	5,807	124	5,654	121	7,265	194	2,432	77	Dec
4,741	122	7,050	179	5,107	123	4,935	121	6,362	193	2,260	77	Jan 2020
5,076	121	7,819	179	5,453	123	5,296	121	6,744	193	2,384	78	Feb
5,145	122	7,681	179	5,637	123	5,381	121	6,877	194	2,085	78	Mar
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7	C Y 2017
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	2018
2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9	F Y 2017
3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	2018
3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.3	5.4	2019
2.7	2.6	1.7	2.3	4.7	1.7	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	23.3	Q1 2019
3.6	1.7	3.8	1.7	4.4	0.8	2.4	0.0	0.2	▲1.0	13.6	20.6	Q2
4.5	▲0.8	7.0	1.1	7.4	1.7	6.1	▲0.8	5.4	▲1.6	17.6	17.2	Q3
▲0.9	3.4	1.3	2.3	1.2	1.6	▲1.7	▲0.8	0.8	0.5	5.0	11.6	Q4
8.6	2.5	9.9	2.3	9.3	2.5	6.6	0.8	8.0	1.0	5.1	5.4	Q1 2020
2.3	0.9	1.5	1.8	4.2	3.4	0.2	0.0	0.9	2.1	14.3	20.0	Jan 2019
2.3	1.7	1.6	3.6	5.0	2.6	0.3	0.8	▲1.3	1.6	7.3	21.7	Feb
3.5	2.6	2.1	2.3	4.7	1.7	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	9.0	23.3	Mar
2.4	1.7	3.4	2.3	4.0	1.7	2.2	0.0	1.1	0.5	17.6	19.4	Apr
4.5	1.7	4.7	1.7	4.8	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	12.1	20.6	May
3.7	1.7	3.3	1.7	4.3	0.8	1.9	0.0	▲1.2	▲1.0	11.1	20.6	Jun
▲1.4	0.8	0.2	2.3	0.4	1.7	0.7	0.0	0.5	▲1.6	17.2	20.6	Jul
▲0.4	0.8	3.3	1.7	4.1	0.8	3.0	0.0	0.6	▲1.0	11.4	20.6	Aug
16.6	▲0.8	18.7	1.1	18.8	1.7	15.5	▲0.8	15.9	▲1.6	24.2	17.2	Sep
▲7.1	0.0	▲3.8	1.7	▲2.2	1.7	▲6.4	▲0.8	▲5.1	▲0.5	1.6	18.8	Oct
1.5	3.4	3.5	2.3	2.5	0.8	0.7	▲0.8	2.1	0.5	1.4	11.6	Nov
2.8	3.4	4.1	2.3	3.0	1.6	0.5	▲0.8	5.4	0.5	11.8	11.6	Dec
3.1	3.4	3.0	4.1	3.2	1.7	0.0	0.0	1.6	0.5	3.4	6.9	Jan 2020
16.5	1.7	20.6	2.3	15.9	2.5	14.7	0.0	15.8	1.0	18.1	6.8	Feb
6.6	2.5	6.8	2.3	9.1	2.5	5.6	0.8	7.2	1.0	▲5.1	5.4	Mar

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	O T C 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品 手 持 額	2019年3月	961,258	57,491	145,989	62,339	38,205	258,328	91,350	134,452	155,482	17,622	Q1 2019	Value (million yen)	Commodity stocks	
	6	956,255	55,227	144,216	60,412	39,833	255,840	91,928	133,169	158,098	17,532	Q2			
	9	995,407	57,403	151,859	62,488	40,761	266,631	93,755	140,028	163,568	18,914	Q3			
	12	1,051,207	63,318	158,562	67,886	41,568	276,674	99,125	149,083	175,583	19,408	Q4			
	2020年3月	1,024,437	61,231	153,565	61,988	40,021	275,842	96,610	141,467	175,236	18,477	Q1 2020			
	2019年3月	10.3	20.9	9.2	5.6	8.3	9.1	13.1	14.0	8.9	6.3	Q1 2019			Percentage change from the previous year (%)
	6	6.1	12.7	2.9	1.8	10.8	7.4	5.8	5.7	6.8	5.7	Q2			
	9	11.8	18.0	10.4	8.7	9.4	10.9	8.1	16.4	14.2	7.4	Q3			
	12	8.3	15.5	6.4	8.6	5.9	8.9	7.6	7.5	9.0	6.5	Q4			
	2020年3月	6.6	6.5	5.2	▲0.6	4.8	6.8	5.8	5.2	12.7	4.9	Q1 2020			
商品 在 庫 率	2019年3月	169.6	122.3	180.4	168.8	210.1	303.4	177.6	167.8	98.8	182.5	Q1 2019	Inventory ratio (%)	Inventory ratio	
	6	166.2	123.0	197.3	175.2	208.8	296.4	171.0	150.4	95.8	171.0	Q2			
	9	156.3	121.9	187.0	164.5	194.9	266.2	149.5	136.1	94.5	174.0	Q3			
	12	169.7	123.6	197.3	166.3	220.2	303.3	176.0	157.7	100.5	169.1	Q4			
	2020年3月	168.0	117.5	200.4	145.9	229.9	360.7	182.2	148.5	94.1	181.2	Q1 2020			
	2019年3月	4.2	16.3	5.1	2.2	3.8	4.9	7.2	6.2	0.7	▲2.4	Q1 2019			Percentage change from the previous year (%)
	6	0.5	1.7	▲0.2	▲0.2	8.0	2.3	2.8	▲0.4	▲0.9	▲2.8	Q2			
	9	▲8.2	▲0.5	▲7.8	▲8.2	▲6.8	▲15.6	▲15.6	▲9.4	▲1.5	0.7	Q3			
	12	3.8	3.8	4.7	2.6	3.9	7.9	4.1	4.6	1.4	7.2	Q4			
	2020年3月	▲0.9	▲3.9	11.1	▲13.6	9.4	18.9	2.6	▲11.5	▲4.8	▲0.7	Q1 2020			

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

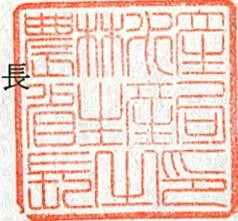
2食産第 910 号
2生産第 394 号
2農振第 448 号
2政統第 419 号
2林政第 132 号
2水漁第 248 号
令和2年5月22日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 殿

農林水産省食料産業局長



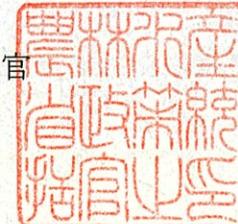
農林水産省生産局長



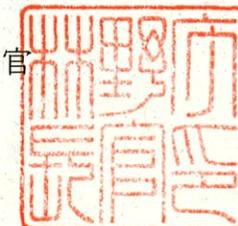
農林水産省農村振興局長



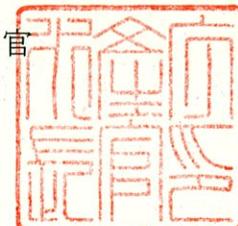
農林水産省政策統括官



林野庁長官



水産庁長官



食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドラインの改正について

食品産業事業者の皆様におかれましては、3月13日に発出いたしました「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に則り事業を継続することにより、食料の安定供給にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、本ガイドラインについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言の対象地域の縮小や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づく関係団体等による業種ごとのガイドラインの作成が進んでいる中で、行政機関が作成するガイドラインや関係団体等が作成する業種ごとのガイドラインにおいて表現の統一化を図ることが望ましいことから、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）等で用いられている表現を参考に改正を行いましたので、改めて貴団体傘下会員・組合員及び貴管下地方卸売市場開設者の皆様に周知していただき、引き続き事業を維持し、食料の安定供給にご協力いただきますようお願い致します。

食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の 対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン

- ・ 本ガイドラインは、食品製造業、食品流通業（卸売、小売）、外食産業の食品を取り扱う事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携し、感染拡大防止を前提として、食料安定供給の観点から、業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。このガイドラインは令和2年5月8日までの知見に基づいて作成されたもので、新たな知見により更新されます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。2020年4月1日現在、食品（生で喫食する野菜・果実や鮮魚介類を含む。）を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません¹。
- ・ 感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。飲食料品供給関係（飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）、食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テークアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じるようお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染ですが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。

こうしたことから、人と人の距離をとること（Social distancing:社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

【参考】

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・ 「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」（厚生労働省HP）
- ・ 「家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～」（厚生労働省HP）
- ・ 「人との接触を8割減らす、10のポイント」（厚生労働省HP）
- ・ 『新しい生活様式』の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策状況分析・提言）

- ・ 事業所は、従業員に対し、次に掲げる感染予防策を要請します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡と自宅待機の徹底
 - ・ 発熱などの症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・ 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
 - ③ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに所属長に連絡のうえ、保健所に問い合わせ
 - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 （※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）
 - ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。
 - ・ 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めにご相談ください。
- ・ また、マスクを着用する、人との間隔はできるだけ2メートルを目安に（最低1メートル）適切な距離を確保するよう努めるなど、事業所の業態によって感染予防策を行ってください。
- ・ スーパーマーケットなどの店舗においては、体調が優れない方への来店自粛をお願いするほか、通常の来店客数を大幅に超え、人が密集するような状況となった場合には、冷静な購買行動を呼びかけることに加えて、店舗において「三つの密」を避けるよう、店舗への入店やレジを待つ際に会話を控えることをお願い、スペースが確保できる店舗における、入店の入替制や入店やレジを待つ際の適切な距離の確保のための誘導などの対応に努めてください。
- ・ 食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止対策をとってください。
- ・ 事業所は、従業員の新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等について速やかに報告を受けるなどの適切な情報収集体制を構築してください。
- ・ 事業所は、手洗いなど次に掲げる感染予防策を徹底してください。
 - ① 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時には手洗い、手指の消毒。
 - ② マスクの着用、咳エチケットの徹底。
 - ③ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃。

- ・ 事業者及び関係団体は、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において示された「人との接触を8割減らす10のポイント」や『「新しい生活様式」の実践例』を参考に、業種別のガイドラインを作成するなど自主的な感染防止のための取組を進めるようお願いします⁴。

2. 新型コロナウイルス感染症発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 患者発生の把握

- ・ 事業所は、患者が確認された場合には、その旨を保健所に報告し、対応について指導を受けてください。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1に掲げる感染予防策をあらためて周知徹底してください。
- ・ 卸売市場で営業を行う事業所は、患者が確認された場合には開設者等に報告してください。

(2) 濃厚接触者の確定

- ・ 新型コロナウイルス感染症の現行の感染拡大防止策においては、医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うこととされています²。
このため、事業所は、保健所の調査に協力し、速やかに濃厚接触者を自宅に待機させるなど感染拡大防止のための措置をとることとなります。
- ・ 地方自治体は、「厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う」とされていることに留意が必要です³。

(3) 濃厚接触者への対応

- ・ 事業所は、保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、14日間出勤を停止し、健康観察を実施してください。
- ・ 事業所は、濃厚接触者と確定された従業員に対し、保健所の連絡先を伝達してください。
- ・ 濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡し、行政検査を受検します。また、事業所は、その結果の報告を速やかに受けることとします。

【参考】

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版）」）

- ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

3. 施設設備等の消毒の実施

- ・ 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷蔵庫、冷凍庫を含む。以下同じ。）、執務室等）の消毒を実施します。
- ・ 消毒は、保健所の指示に従って実施することが望ましいですが、緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域（売場、厨房、製造加工施設、倉庫、執務室等）のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）（アルコール（エタノール又はイソプロパノール）（70%）が入手できない場合には、エタノール（60%台）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭取り等を実施してください^{2・5・6}。
- ・ 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

4. 業務の継続

（1）重要業務の継続

- ・ 事業所は、濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握してください。
- ・ 事業所は、重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成してください。

（参考）従業員確保状況による段階別の業務継続体制

事業所は、従業員の確保状況に応じて、段階別に業務継続体制を決定します。

【第一段階】

（業務の内容）原則通常どおりの業務

（人員体制）早出・残業等で業務対応

【第二段階】

（業務の内容）重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止
小規模事業所の場合にあつては業務全体の休止も含め判断

（人員体制）早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援

（2）食料品の安定供給の確保

- ・ 小規模な事業所が業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努めてください。

卸売市場等の食品産業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っていることから、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。農林水産省としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。

(参考)

- 1 新型コロナウイルスに関するQ & A（関連業種の方向け）（厚生労働省）
- 2 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂 2020 年 4 月 27 日）（国立感染症研究所 国立国際医療研究センター国際感染症センター）
- 3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和 2 年 3 月 28 日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- 4 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）
- 5 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」（厚生労働省健康局結核感染症課）
- 6 「MERS 感染予防のための暫定的ガイドンス（2015 年 6 月 25 日版）」（一般社団法人日本環境感染学会）

ココロに
おいしい
冷凍食品

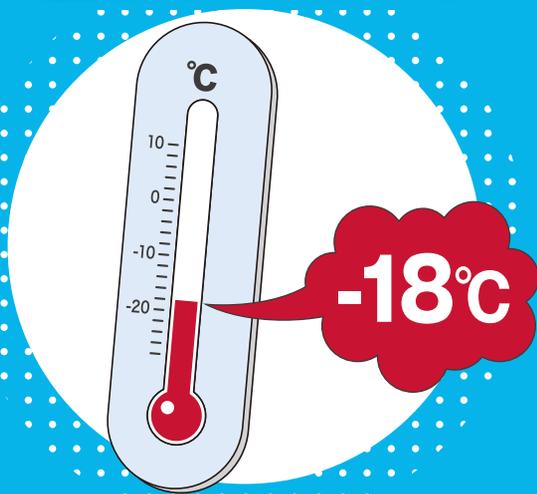
冷凍食品 の

温度管理

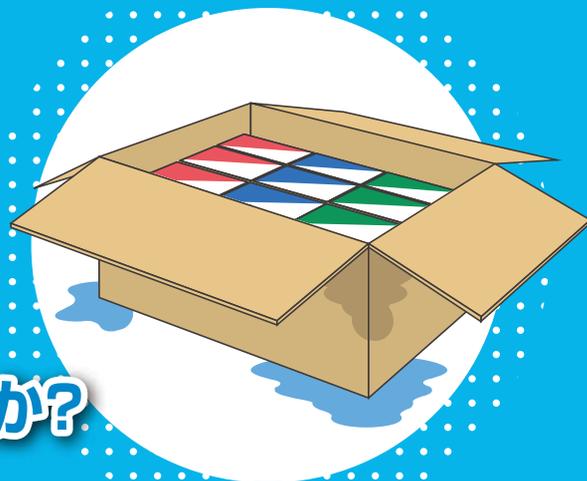
品温は
-18℃以下
に保たれていますか？



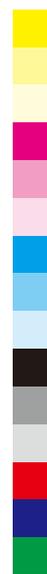
商品は
ロードライン以下
に陳列されていますか？



冷凍庫・ショーケースの
外に放置 されていませんか？



正しい温度管理でお店の信用アップ！



温度の変化は



ダメ!



温度変化によって
食品中の水分が移動すると…

霜・氷の付着

さらに水分が失われると…

乾燥・変色



解凍・再凍結によって…

中身が固化



* 購入時のポイント *

1 品温が-18℃以下のもの

売り場の冷凍ショーケースについている温度計を確かめ、-18℃以下に保たれているケースの商品を選んで購入しましょう。ロードライン（積荷限界線）以下に陳列されているかどうかチェックしましょう。



2 ガッチリ凍っているもの

品温が -18℃以下ならば当然ガッチリ凍っています。カチンカチンに凍っているものが良い冷凍食品です。

3 包装がしっかりしているもの

包装が破れているものは不衛生であり、乾燥や色の变化など、品質が低下しているおそれがあります。

4 きちんと表示してあるもの

冷凍食品には、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、凍結前加熱の有無、加熱調理の必要性、製造者名などを表示することになっています。それらの必要な事項がきちんと表示されているかどうかを確認しましょう。

5 認定証マークのついているもの

「認定証」マークのついているものは、（一社）日本冷凍食品協会の「冷凍食品認定制度」により認定された工場で製造された製品です。このマークは信頼の証です。



6 購入は最後に

冷凍食品は長く持ち歩くと解けるので、最後に買しましょう。

* ご家庭へ持ち帰る時の注意点 *

冷凍食品を解かさずに持ち帰る良い方法は？

- 1 保冷バッグを使い、保冷剤や氷等を利用しましょう。
- 2 保冷バッグがない場合は、新聞紙などで包み、買い物袋の中央に入れましょう。
- 3 何点かの冷凍食品をまとめ買いくると、お互いの冷気の作用で解けにくくなります。
- 4 買い物が終わったら次第帰宅し、すぐに冷凍庫にしまいましょう。

ココロに
おいしい
冷凍食品

(一社)日本冷凍食品協会
<https://www.reishokukyo.or.jp>

 一般社団法人 日本冷凍食品協会

〒104-0045 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル4階
Tel: 03-3541-3003(代) Fax: 03-3541-3012

冷食ONLINE



WEBで随時更新中！

冷食ONLINE

検索



おいしい・便利・安全・信頼

冷凍食品
だからOK!

 一般社団法人 日本冷凍食品協会
<https://www.reishokukyo.or.jp>



冷凍食品 あなたの疑問にお答えします!

疑問1 冷凍食品は、なぜそんなに日持ちするのですか?

→細菌は、冷凍状態では活動できないから。

- 細菌は、低温の状態だと活動できなくなるので、-18℃以下で保存されている冷凍食品では、腐敗の原因となる細菌が繁殖する心配がありません。そのため保存料を使う必要がありません。

疑問3 冷凍食品は、冷凍することや長期保存することでまずくなるのでは?

→急速凍結で、とれたて、つくりたての
おいしさをキープ

- 冷凍食品は、低温で急速に凍結することで、とれたて、つくりたてのおいしさや品質を保っています。
- さらに、冷凍食品は -18℃以下であれば、おおよそ1年間は最初の品質がそのまま保たれます。上手に解凍すれば、凍結前の状態が再現できます。



電子レンジ調理の チェックポイント

1. 商品ごとに調理方法が異なるので、調理方法をよく読んでから調理しましょう。



2. 袋ごと調理できる商品と、袋から出して調理する商品があります。アルミを使った袋は発火することがありますので、レンジに入れないでください。

3. 量、大きさ、厚さ、形などによって解凍時間が異なるので注意しましょう。



4. 「あたため」などのオート調理ではなく、手動で、袋に記載の出力(ワット数)・調理時間に合わせてください。



疑問2 冷凍食品は、冷凍することで栄養が減るのでは?

→食品の組織をこわさないから、
栄養はそのまま。

- 低温で急速に凍結すれば、食品の中にできる氷の結晶が小さいので、組織がこわれず、栄養が損なわれません。
- きちんと -18℃以下で保存すれば、おおよそ1年間は、栄養が損なわれることはほとんどありません。

疑問4 冷凍食品は、どのような安全管理を行っているのですか?

→しっかりした安全管理で、信頼して使える

- 冷凍食品メーカーは、原料の選別、商品の生産・安全・品質の管理、保管と物流の際の温度管理などをきちんと行っています。
- (一社)日本冷凍食品協会の会員メーカーの冷凍食品は、「冷凍食品認定制度」にもとづいて、原材料の徹底した管理、製造工程のチェック、従業員の教育など、安全の対策をきちんと行っており、製品には「認定証マーク」をつけているので、信頼して使ってください。



冷凍食品の上手な 解凍・調理のポイント



調理冷凍食品

- ・凍ったまま加熱調理する。
- ・なお、自然解凍で食べられるものは、加熱の必要はありません。



冷凍水産物

- ・半解凍状態にして調理する。解凍しすぎないことが大切。
- ・えび、いか、シーフードミックスなどの冷凍水産物は、表面にグレーズ(氷の膜)が付いているので、半解凍後水分をふき取ってから調理する。



冷凍野菜

- ・ほとんどの野菜は、凍ったまま加熱調理する。
- ・一部を除いて、プランチング(70%~80%位の加熱)してから急速凍結しているため、加熱は生の野菜の20%~30%の時間で十分。



冷凍畜産物

- ・完全解凍状態にして調理する。



冷凍果実

- ・半解凍状態にして使用する。



協会ホームページについて

- 第15回セルフメディケーションアワード優秀作品集の公開について(2020.4.28)
- 第8回健康(セルメ)川柳コンクール受賞作品決定!!(2020.03.26)
- 新型コロナウイルス関連情報特設サイトの公開について(2020.03.08)サイトは都度更新しています

事務局だより

- ・令和2年春の叙勲で青木名誉会長が旭日中綬章を受けられましたが、伝達式や拝謁式は中止となりました。そうした中、今月4日の理事会参加に合わせて上京した青木名誉会長は、3日の経済産業省を訪問し、勲章並びに賞状を受け取りに行かれました。経産省の消費・流通政策課の伊藤課長から手渡されたのち、記念写真を撮られました。
新型コロナウイルスの感染拡大は本当に残念でしたが、経産省様のお取り計らいには感謝したいと思います。
- ・ファミリーレストランや居酒屋といった外食チェーンの4月の落ち込みは日本フードサービス協会調べによれば、前年同月比で、ファミリーレストランがマイナス59%、居酒屋にいたってはマイナス91%だそうです。それに伴い、深夜営業の原則禁止や大量閉店が計画されているということです。ドラッグストアにおける長時間営業、24時間営業への影響も懸念されます。
- ・登録販売者試験の延期が相次いで都道府県から出されています。理由は、三密の回避がむずかしいからということです。また、都道府県によっては、在住者のみ受験可能というようなルールのところもあり、バラツキが目立つようになっていきます。先日の常任理事会でも、受験機会確保に向けて活動の必要性が確認されました。日登協とも協力して、活動する予定です。
- ・ドラッグストア業界研究レポート報告会も中止となった件は以前にもお伝えしましたが、レポート作成は進めています。10年前から半期毎に作成しており、「ドラッグストア白書」という方もいます。今回は会員企業の皆様に配布し、支部長による薬務課訪問に持参いただく予定です。

発行日	2020年6月15日 発行	発行所住所	
発行人	池野 隆光	〒222-0033	
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10楓第2ビル4階	
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569	
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp	